

都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会報告

平成21年6月26日

「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」の設置について
(都市計画部会委員に対する書面による議事(平成 20 年 3 月 26 日)からの抜粋)

今般、新しい時代に対応した都市政策の基本的な課題と方向性を幅広い観点から調査審議するため、都市計画部会に「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」を設置したいと考えております。

当都市計画部会においては今後「新たな都市計画制度の基本的枠組み」等について審議することを予定しているところですが、上記小委員会においては、人口減少、高齢化、地球環境問題の深刻化、国際的な都市間競争の激化など我が国の都市をめぐる状況の変化を踏まえて、長期的な観点から都市政策の課題と方向性を検討したうえ、その結果を当部会に対して報告し、当部会における今後の審議の参考に供することとしたいと考えております。

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会
都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会 委員名簿

平成 21 年 6 月 26 日現在

敬称略、五十音順

委 員

- 青 山 侑 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
◎ 浅 見 泰 司 東京大学大学院工学研究科教授
岸 井 隆 幸 日本大学理工学部土木工学科教授
小 浦 久 子 大阪大学大学院工学研究科准教授

臨時委員

- 中 井 檢 裕 東京工業大学大学院社会理工学研究科教授

専門委員

- 荒 井 良 雄 東京大学大学院総合文化研究科教授
市 川 宏 雄 明治大学専門職大学院長
伊 藤 裕 慶 三菱地所(株) 取締役・常務執行役員
木 南 章 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
交 告 尚 史 東京大学大学院法学政治学研究科教授
坂 村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
武 内 和 彦 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
谷 口 守 筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
寺 島 実 郎 三井物産戦略研究所長、(財)日本総合研究所会長
中 貝 宗 治 豊岡市長
平 野 隆 之 日本福祉大学社会福祉学部保健福祉学科教授
松 谷 明 彦 政策研究大学院大学教授
松 橋 隆 治 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
宗 田 好 史 京都府立大学人間環境学部准教授
山 内 弘 隆 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長
吉 田 信 解 本庄市長
渡 井 理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

◎：委員長、○：委員長代理

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会
都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会

【審議経過】

第 1 回（平成 20 年 5 月 13 日）

- ・都市政策のこれまでの歩み、都市化の動向等について

第 2 回（平成 20 年 6 月 24 日）

- ・小宮山宏 東京大学総長からのプレゼンテーション
- ・委員からのプレゼンテーション（坂村健 専門委員、木南章 専門委員）

第 3 回（平成 20 年 7 月 23 日）

- ・委員からのプレゼンテーション（宗田好史 専門委員、松橋隆治 専門委員、松谷明彦 専門委員、小浦久子 委員、交告尚史 専門委員）

第 4 回（平成 20 年 9 月 9 日）

- ・委員からのプレゼンテーション（市川宏雄 専門委員、武内和彦 専門委員、谷口守 専門委員、寺島実郎 専門委員、吉田信解 専門委員）

第 5 回（平成 20 年 11 月 7 日）

- ・委員からのプレゼンテーション（渡井理佳子 専門委員、中井検裕 臨時委員、伊藤裕慶 専門委員、青山侑 委員）

第 6 回（平成 20 年 12 月 16 日）

- ・委員からのプレゼンテーション（岸井隆幸 委員、中貝宗治 専門委員、平野隆之 専門委員、山内弘隆 専門委員、浅見委員長）

第 7 回（平成 21 年 1 月 15 日）

- ・委員からのプレゼンテーション（荒井良雄 専門委員）
- ・論点整理

第 8 回（平成 21 年 3 月 19 日）

- ・論点整理（報告骨子案）

第 9 回（平成 21 年 5 月 19 日）

- ・報告素案

第 10 回（平成 21 年 6 月 26 日）

- ・報告案

都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会報告 概要

第1章 都市を巡る社会経済情勢の変化と都市政策の課題

人口減少・超高齢化の進展と都市の拡散

都市経営コスト効率化の要請

地球環境問題への対応

激化する都市間競争

行政の広域化に伴う課題

農地の転用・開発と都市からみた農のニーズの高まり

国民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化等

第2章 今後の都市政策の基本的な理念 ～将来世代に引き継ぐ、豊かで活力ある持続可能な都市～

価値観の転換

拡大成長を前提
量的充足の効率的な達成将来の世代により良い
ものを引き継ぐ

豊かで活力ある持続可能な都市

安全・安心、暮らしやすさ、質の高い、心豊かな生活、雇用、賑わい、創造性、持続的成長、低炭素、高効率エネルギー、循環、自然共生

第3章 政策転換の視点

都市の整備、改良に加え、多様な主体の参加を促し、まちづくりの方針の下、各主体が質の高い活動を実践できるよう、様々な取組をコーディネートするなど、都市の「演出」が重要。

政策転換の4つの視点

①政策領域の拡大

各主体の活動を活発にする仕掛け、多方面の分野を包含・連携する総合的な政策

②空間的範囲の拡大

都市の外縁部やその外の区域に目を向けた都市政策、都市と農山漁村との共存

③時間軸の拡大

ストックの有効活用など都市のマネジメント、将来像の事前明示と柔軟性の確保

④多様な主体の参加と実践

多様な主体の協働、客観性と透明性の確保、市町村の役割、広域連携、国の役割

第4章 今後の都市政策の方向

1. 基本的な方向

「課題対応・問題抑制型」

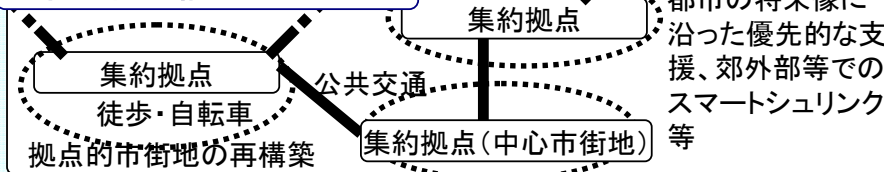


「ビジョン実現型」

2. 都市の将来ビジョンに関する共通の指針

「エコ・コンパクトシティ」の実現

集約型都市構造＝エコな都市構造



拠点的市街地における環境共生型都市システム
都市環境施策の総合化

面的な市街地整備に際して未利用エネルギー等の普及を拡大、都市交通の円滑化、総合的なプランニング等

効率的な都市経営(マネジメント)

エリアマネジメントの取組支援の充実、ストックマネジメント手法の体系化、廃止を含めた計画の見直し等

安全で安心なまちづくり

リスク情報の活用と連携によるまちづくり。公共施設の整備、土地の使い方の工夫、地域力による対応等多様な手法の組み合わせ。都市基盤の整備。

都市の国際競争力と国際都市連携の推進

大都市を中心に、交通ネットワークの利便性向上、投資を呼び込むための環境整備。文化の創造など国際交流の取組への支援。アジアとの国際協力関係強化。

美しく魅力ある都市の実現

歴史的資産等を活用したまちづくり支援の充実。新たな都市の顔となる景観の創造。きめ細かな街並みの制御。水・みどりとの共生。農地の多面的機能を都市として持続的に活用。

3. 多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進

民間のまちづくりの担い手への支援。市町村が中心となった一体的・総合的なまちづくりの展開。一層円滑な広域調整の仕組み。国と地方のより双方向で水平的な関係。国と民間セクターの直接連携。情報の可視化・共有化による協働。利害調整の仕組み。

4. 制度見直し検討の方向性

都市計画制度の見直しに向けて

都市計画の政策性・実現力の強化
都市経営戦略の受け皿としての位置づけの回復。可視化・利害調整機能の強化。都市計画の評価システムの構築。

長期安定的な土地利用計画システムの確立

市街地の内部から郊外周辺、さらに広域にわたる一貫性のある土地利用計画システムの確立。

段階的实施

短期的に対応すべきものと、総合的かつ慎重な検討を行った上で中長期的に対応すべきものに仕分けて制度を再構築。

市街地整備制度の見直しに向けて

権利者・利害関係者のニーズ等に応じつつ、柔軟に市街地整備を進める手法の検討。

今後、都市政策の方向性を具体化し、展開していく方策が議論されることを期待。

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会報告

平成 21 年 6 月 26 日

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会
都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会

【委員名簿】

平成 21 年 6 月 26 日現在

敬称略、五十音順

委員

○	青	山	侑	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
◎	浅	見	泰司	東京大学大学院工学研究科教授
	岸	井	隆幸	日本大学理工学部土木工学科教授
	小	浦	久子	大阪大学大学院工学研究科准教授

臨時委員

	中	井	検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
--	---	---	----	---------------------

専門委員

	荒	井	良雄	東京大学大学院総合文化研究科教授
	市	川	宏雄	明治大学専門職大学院長
	伊	藤	裕慶	三菱地所(株) 取締役・常務執行役員
	木	南	章	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	交	告	尚史	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	坂	村	健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
	武	内	和彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	谷	口	守	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	寺	島	実郎	三井物産戦略研究所長、(財)日本総合研究所会長
	中	貝	宗治	豊岡市長
	平	野	隆之	日本福祉大学社会福祉学部保健福祉学科教授
	松	谷	明彦	政策研究大学院大学教授
	松	橋	隆治	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	宗	田	好史	京都府立大学人間環境学部准教授
	山	内	弘隆	一橋大学大学院商学研究科長・商学部長
	吉	田	信解	本庄市長
	渡	井	理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

◎：委員長、○：委員長代理

【審議経過】

第1回（平成20年5月13日）

- ・都市政策のこれまでの歩み、都市化の動向等について

第2回（平成20年6月24日）

- ・小宮山宏 東京大学総長からのプレゼンテーション
- ・委員からのプレゼンテーション（坂村健 専門委員、木南章 専門委員）

第3回（平成20年7月23日）

- ・委員からのプレゼンテーション（宗田好史 専門委員、松橋隆治 専門委員、松谷明彦 専門委員、小浦久子 委員、交告尚史 専門委員）

第4回（平成20年9月9日）

- ・委員からのプレゼンテーション（市川宏雄 専門委員、武内和彦 専門委員、谷口守 専門委員、寺島実郎 専門委員、吉田信解 専門委員）

第5回（平成20年11月7日）

- ・委員からのプレゼンテーション（渡井理佳子 専門委員、中井検裕 臨時委員、伊藤裕慶 専門委員、青山侑 委員）

第6回（平成20年12月16日）

- ・委員からのプレゼンテーション（岸井隆幸 委員、中貝宗治 専門委員、平野隆之 専門委員、山内弘隆 専門委員、浅見委員長）

第7回（平成21年1月15日）

- ・委員からのプレゼンテーション（荒井良雄 専門委員）
- ・論点整理

第8回（平成21年3月19日）

- ・論点整理（報告骨子案）

第9回（平成21年5月19日）

- ・報告素案

第10回（平成21年6月26日）

- ・報告案

都市政策の基本的課題と方向検討小委員会 報告
目次

はじめに	1
第1章 都市を巡る社会経済情勢の変化と都市政策の課題	3
(人口減少・超高齢化の進展と都市の拡散)	
(都市経営コスト効率化の要請)	
(地球環境問題への対応)	
(激化する都市間競争)	
(行政の広域化に伴う課題)	
(農地の転用・開発と都市からみた農のニーズの高まり)	
(国民の価値観の多様化・技術革新・ライフスタイルの変化)	
第2章 今後の都市政策の基本的な理念	7
～将来世代に引き継ぐ、豊かで活力ある持続可能な都市～	
(価値観の転換)	
(豊かで活力ある持続可能な都市の実現に向けて)	
第3章 政策転換の視点	9
1. 政策領域の拡大	9
(都市において展開される様々な活動)	
(広範な政策分野を対象とする総合的な政策)	
2. 空間的範囲の拡大	10
(都市の外縁部やその外の区域等)	
(都市と農山漁村の関係)	
3. 時間軸の拡大	10
(都市のマネジメント)	
(将来像の事前明示性と柔軟性の確保)	
4. 多様な主体の参加と実践	11
(多様な主体の協働)	
(客観性と透明性の確保)	
(市町村の役割強化、広域連携と国の役割の明確化)	
第4章 今後の都市政策の方向	13
1. 基本的な方向～「課題対応・問題抑制型」の都市政策から「ビジョン実現型」の都市政策への転換～	13
2. 都市の将来ビジョンに関する共通の方針	14
(1)「エコ・コンパクトシティ」の実現	14
(エコ・コンパクトシティの都市構造のイメージ)	
(「集約型都市構造」構築に向けた「選択と集中」の必要性)	
(拠点的市街地の再構築支援)	

(拠点的市街地間の連携軸の強化)	
(郊外部等におけるスマートシュリンクの方策)	
(拠点的市街地における環境共生型の都市システムの構築)	
(都市環境施策の総合化)	
(効率的な都市経営(マネジメント)の推進)	
(広域でのビジョンの共有)	
(2) 安全で安心して暮らせるまちづくり	19
(リスク情報の活用と連携によるまちづくり)	
(多様な手法の組合わせによるまちづくり)	
(安全で安心な暮らしを支える都市基盤の整備)	
(3) 都市の国際競争力の強化と国際都市連携の推進	21
(都市の国際競争力の強化)	
(都市の国際連携の強化)	
(4) 美しく魅力ある都市の実現	22
(景観形成、歴史文化環境整備等の推進)	
(水・みどりとの共生)	
(「農」との共生)	
3. 多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進	24
(コミュニティレベルでのまちづくりの推進)	
(市町村の役割の重要性)	
(公的機関の役割分担と広域での調整システム)	
(民間主体の力を発揮させるための公的機関の役割)	
(協働の促進と利害調整の円滑化)	
4. 制度見直し検討の方向性	27
(1) 都市計画制度の見直しに向けて	27
ア. 都市政策における都市計画制度の位置付け	27
イ. 都市計画の政策性・実現力の強化	27
(都市経営戦略の受け皿としての位置付けの回復)	
(可視化・利害調整機能の強化)	
(都市計画の評価システムの構築)	
ウ. 長期安定的な土地利用計画システムの確立に向けて	29
エ. 21世紀初頭の確立を目指した段階的实施	29
(2) 市街地整備制度の見直しに向けて	30
(柔軟な手法による拠点的市街地の再構築)	
おわりに	31

はじめに

以前の都市政策は、人口増加、特に都市への急激な人口流入と産業集中を背景として、無秩序な市街地の拡大、後追いで非効率な公共投資、住宅宅地需要の増大、市街地環境の悪化に対応するために、土地利用コントロールと施設整備、面的整備を一体的に進めてきた。社会経済の拡大成長基調とその延長という前提においては、一定の成果を上げてきた。

しかし、社会経済構造のトレンドが拡大成長から持続的成長へと転換し、さらに、人口減少・高齢化が急激に進展していく中で、国、地方の財政状況も厳しさを増し、都市に振り向ける投資余力も減少している。また、住宅や商業施設等の都市機能の郊外立地に代表される自動車依存型都市構造により、都市活動が郊外に拡散してきた。高齢者をはじめ国民の生活・活動基盤としての都市の利便性・機能性が著しく低下してしまうおそれがある。

これまで、「今後の都市政策は、いかにあるべきか（都市計画中央審議会第一次答申：平成10年1月13日）」で、「都市化社会」から「都市型社会」へ移行する時期であるという認識が示され、「都市再生ビジョン（社会資本整備審議会答申：平成15年12月24日）」では、民間活力や施策の選択と集中等の政策システムの見直し、「集約・修復保存型都市構造」への転換等が示された。

「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか（社会資本整備審議会第一次答申：平成18年1月31日）」では、「集約型都市構造」の実現により、暮らしやすさと都市圏の持続的な発展の確保が可能とされ、その第二次答申（平成19年7月20日）では、集約型都市構造の実現に向けた都市交通施策と市街地整備施策の方向性等を整理した。

これらの提言を受けて、都市機能の拡散を抑止するための制度改善をはじめとする様々な対策が講じられ、部分的な見直しを加えられてきたものの、基本的な枠組みは、急激な都市化・人口集中を背景とし、量的充足に重点を置いたものが維持されている。

我が国の総人口は2004年をピークに減少に転じ、高齢化が急激に進展していることから、都市の拡大・成長を基本的な枠組みとする制度では、対応に限界が生じてきている。さらに、地球環境問題の深刻化、世界的な都市間競争の激化、市町村合併による行政の広域化、地方公共団体の財政状況の悪化、国民の価値観の多様化、IT・環境・金融等の分野での技術革新、ライフスタイルの多様化に加え、サブプライムローン問題に端を発する世界的な経済危機等、近年、我が国の都市を巡る社会経済情勢は大きく変化している。

そのため、都市政策は、今、大きな転換が必要となっている。

以上のような背景を踏まえ、我が国の都市を巡る状況の変化を多角的に把握しつつ、今後における都市政策の基本的な課題と方向について審議するため、平成20年5月に社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部

会に「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」を設置し、これまで 10 回開催して検討を行った。本報告は、その成果をとりまとめたものである。

なお、同部会では並行して「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」について検討が行われており、本報告はその中間とりまとめを反映している。

本報告を契機として都市政策が転換することで、都市が、それぞれの特性を活かしつつ、次世代に誇れる良好な資産として生まれ変わり、住む、働く、学ぶ、憩う、遊ぶなど様々な活動が営まれる場として、将来にわたって、国民一人一人の豊かでゆとりある生活を支えていくことが期待される。

第1章 都市を巡る社会経済情勢の変化と都市政策の課題

(人口減少・超高齢化の進展と都市の拡散)

都市は、これまで人口の増加とともに、拡散しており、それに伴って人口密度は低下している。我が国の総人口は2004年をピークに減少に転じており、2020年代後半には全ての都道府県で人口が減少すると予測されている。さらに、65歳以上の高齢者の割合は2005年には約20%であるが、2025年には約30%を超えると予測されており、全国的に高齢化が進展する。

人口減少、高齢化は、地方都市、特に中山間地域等の周辺地域ではより深刻な事態となっており、集落の維持・存続さえも危ぶまれる状況が発生している。

さらに、全国の商店街のうち約4割がシャッター通り商店街となっている¹など、多くの地方都市で中心市街地の衰退が進行しており、都市基盤が整備されている中心市街地やその周辺で空地化が進み、未利用地が散在している。

一方、大都市圏は、人口増加を続けていること、比較的若年層が多いことから、今のところ、あまり問題が顕在化していない。しかし、大都市郊外部には、高度成長期に転入してきたいわゆる団塊の世代が多く居住しており、今後、高齢化が一挙に進展する。特に駅から遠いなど条件の悪い郊外の住宅地では住民の転出が進み、空家等の発生、高齢化といった過疎問題と類似の課題が浮き彫りになるおそれがあり、さらには、その規模が大きいので、より深刻な問題に発展する可能性もある。

(都市経営コスト効率化の要請)

まちづくりの中心となる地方公共団体は、借入金が増加する中、人口減少、高齢化の進展により、福祉、医療等に要する経費はますます増大し、それに伴って投資的経費は大幅に減少してきている。一方で、例えば、下水道管路の総延長は約40万kmにも達し、そのうち30年を経過している管路が約7万kmもあるなど、高度経済成長期を中心に大量に整備されてきた都市基盤等の既存ストックが市街地の拡大に伴って面的に拡がりつつ、老朽化等が進んでいる。また、従来は、フルセット主義で、一つの地方公共団体があらゆる種類の公共・公益施設を一揃えで整備し、多くの施設を維持管理してきた。このままでは、維持管理・改築更新費も増大し、新設ができなくなるだけでなく、更新も困難となり、それが原因となって都市が破綻することも現実味を帯びてきており、都市経営コストの効率化が求められている。

¹ 平成18年版商店街実態調査報告書(中小企業庁)。シャッター通り商店街とは商店街実態調査で空き店舗率が10%超の商店街。

(地球環境問題への対応)

2007 年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年（1990 年）比を 8.7%上回っており、京都議定書の 6%削減約束の達成には、第一約束期間中に 9.3%の排出削減が必要となっている。我が国の CO₂排出量のうち、約 1/2 が主として都市活動に起因しているとされており²、都市環境問題を解決しなければ、地球環境問題の半分が解決しないとも言える。しかしながら、これらの排出削減が順調に進んでいるとは言えない。これまでのエネルギー関連機器や事業所ごとの単体対策をはじめとするセクター別アプローチだけでなく、面的な広がりを持った視点から対策をとらえ直さないと温室効果ガス排出量の削減目標の達成は難しい。

また、都市部では、地球温暖化やヒートアイランド現象による気温上昇が顕著となってきている。気温上昇は冷房等の電力需要の増加をもたらすとともに、排熱を増やして気温を上昇させるという悪循環に陥るほか、局所的な集中豪雨との関連性も指摘されている。

さらには、20 世紀の大量生産・大量消費型生活により資源の枯渇が懸念されている中で、都市部に廃棄物として蓄積されている資源を再生し有効に活用していくことが求められる。

(激化する都市間競争)

経済社会の各方面で、我が国の国際的な地位の低下が指摘されている。また、サブプライムローン問題を契機とした世界的な経済危機の深刻化により、我が国は企業収益が大幅に減少し、雇用情勢も急速に悪化するなど、回復基調だった我が国の経済情勢を一変させた。

グローバル化の進展で、国家間の人・モノ・金の流動性が高くなり、特に、成長著しいアジア各都市との間で、都市間競争が激化している。我が国の経済の中で都市における活動の担う役割はますます増大する一方で、このような激しい国際競争にさらされて我が国の都市の活力が低下すると、国全体として活力も維持できない。今後とも東京をはじめとする我が国の大都市がグローバルな経済拠点として機能するためには、ビジネス環境の充実、生活・教育環境の整備、ビジネスの国際化に対応可能な国内人材の育成等が求められている。さらに、世界各地で高い評価を得ている我が国のソフトパワーによる新しい文化等を都市の国際競争力強化に活かすことも重要となっている。

また、国際的な都市間競争の激化と併せて、地方分権や規制緩和の進展により国内の都市間競争も激化している。特に、地方都市については、科学、技術、デザイン、芸術等の分野で活躍する国内外の創造的人材を惹き付けられるよう

² 環境省発表の部門別 CO₂排出量のうち、都市活動に関連の深い、運輸部門、業務その他部門、家庭部門の占める割合が約 1/2。

に諸環境を整備するなど都市の魅力を高めたり、地域資源を磨いて国内外へアピールすることにより観光振興を図るなど、自らを磨く努力が続けられており、国内外の都市間競争に対応する意味でも、これからもなお一層の取組が求められている。

一方、世界の中でアジア各国の経済的な位置づけは、大幅に増大することが予想されており、我が国としてはこれらアジア各国との関係のさらなる深化が求められている。その際、アジア各国との近接性を活かして、国境を越えて形成する一体的経済圏や観光圏として取組を進めることにより、都市の競争力を高めることも重要となっている。

(行政の広域化に伴う課題)

少子高齢社会でのサービス水準の確保、広域的な行政需要の増大、行政改革の推進等を背景として市町村の行財政基盤を強化する必要性から進められた平成の市町村合併により、行政が広域化した。規模が大きくなり、行財政基盤が強化された市町村は、施策の遂行に当たって取り得る選択肢が増えることから、その役割は、地方分権を進める受け皿としても、今後、ますます重要となってくる。さらに、役割が増大した市町村同士では、行政界を越えたより広域的な課題に協力して取り組むことも重要となってくる。

その一方で、合併で広域化したことで、旧市町村間でまちづくりの方針に不整合も見られる。

さらに、合併後は、旧市町村レベルの地域で住民ニーズの行政への反映が難しくなっているところもある。住民等の主体的な参画を得ながら、市町村区域より詳細なレベルできめ細かな地域経営のあり方を考えることが求められている。

(農地の転用・開発と都市からみた農のニーズの高まり)

これまでは、都市の人口増加や就業構造の変化から、都市近郊で農地転用が進んできた。しかし、食料自給率向上や食の安全の観点から農業の重要性が再認識されているほか、農地について、都市住民は、農業体験の場や緑地としての機能を積極的に評価するなど、身近な自然を求めるニーズが顕在化している。また、後継者不足等から耕作放棄地が増えているものの、都市内にも農地は多く存在している。

人口減少が進展しているにもかかわらず、依然として宅地等への農地転用は多く、資材置き場や駐車場等が雑然と拡がっている例も多く見られる。ここでは、都市行政と農地行政の双方の隙間に陥っている農地が転用され、その結果、無秩序な市街化、営農条件の悪化等、双方にとって望ましくない状況を惹起している。

都市政策としても、都市近郊や都市内における農の位置付けについて、総合

的に検討することが求められている。

(国民の価値観の多様化・技術革新・ライフスタイルの変化)

国民の価値観は、長期的には、経済的繁栄のみならず、歴史・伝統、自然、文化・芸術を重視する方向に変化してきており、「物質的な豊かさ」よりも「心の豊かさ」に重きを置くようになってきている。また、生活環境としては、安全・安心へのニーズが高い。

このことは、モノに対する量的なニーズが概ね満たされてきたこと等を背景として、個人消費が、モノから、教養娯楽、通信、保健医療といったサービスへとシフトしていることからもうかがえる。

また、環境・景観に対する意識の高まり等、「質」やストックの重視へと価値観が転換している中で、建築紛争の発生等の弊害が顕在化するなど、量的充足の効率的な達成を目的とした従来の政策では、都市の「質」的向上という課題に的確に対応できていない事態も生じている。

一方、交通利便性の発達が通勤・通学、買い物行動等の日常生活の広域化を進展させたことに加えて、情報通信技術の発達が、例えば渋滞解消等、都市の抱える課題の解決にも繋がっているほか、インターネット通販の拡大による日常生活行動の変化、テレワーク等の勤務形態の多様化をもたらしつつある。また、環境技術の発達に伴い、新たな都市の装置として、太陽光発電、環境対応自動車の充電施設等の導入が促進されるなど、都市の生活が大きく変化する可能性がある。

加えて、不動産の証券化の進展により都市開発の資金調達方法が多様化し、多額の事業費の調達が容易になったことや、規制緩和も相まって、大都市では、高層建築物が多数建築され、都市の様相が変化してきた。

さらに、我が国では戦後、都市化の過程で核家族化や若年層の単独世帯化が進展してきたが、近年、高齢者単独世帯の増加等、家族形態が多様化しているとともに、女性の社会進出が進んでいる。さらに、地方圏の若者の地元定着志向、大都市居住者の地方圏・農山漁村への居住、高齢者の郊外から中心部への回帰等、住まい方が多様化している。

このような変化に対応するため、社会的コストの低減を含め適切なコスト意識にも配慮しつつ、都市政策を柔軟で多様化することが求められている。

第2章 今後の都市政策の基本的な理念

～将来世代に引き継ぐ、豊かで活力ある持続可能な都市～

都市の将来ビジョンは、個々の都市の地理的・自然的条件、歴史的背景等を踏まえて、都市ごとに検討すべきものである。しかしながら、都市のあり方を巡っては、国の法制度、支援制度が大きく影響する。ここでは、20年～30年後を見据えて、都市の将来ビジョンの前提となる、今後の都市政策の基本的な理念について整理する。

かつては、拡大成長を前提に、新しい施設を効率的に整備すること等を中心とする価値観で将来の都市像を描いてきた。最近では、都市機能の拡散を抑止するという考え方も取り入れられてきたものの、これからは、人口減少等の「縮小」傾向の時代を明確に意識した上で、将来世代に負担を強いることなく、よりよいものを引き継ぐことを優先するという価値観に転換していくことが必要である。この価値観を社会全体で共有することで、社会、経済、環境、文化等の多様な側面から、豊かで活力ある持続可能な都市を実現する。

(価値観の転換)

これまで、社会経済の拡大成長の持続を前提とした量的充足の効率的な達成という価値観を基本として、増加する人口に対応した宅地の供給をはじめとする都市基盤の整備が行われてきた。

しかし、人口減少・少子高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、社会保障に対する将来の不安、昨今の世界的な経済情勢の急速な悪化等、我が国の将来を巡る状況は閉塞感が漂うとともに、国・地方公共団体の財政状況の悪化、都市基盤の維持管理・改築更新費の増大等の課題があり、このような状況の中で従来と同じ価値観のままでは都市の将来像について展望は描きにくい。加えて、長期的には全ての都市が、一定の集積を有する都市としての機能を維持し続けていくことは困難である。近年、維持・存続の危ぶまれる集落の問題が顕在化してきているが、この問題は、今後、中小都市においても現実味を帯びてくる課題であり、さらには、既述したとおり大都市郊外部でも例外ではない。

一方で、都市は国民の生活、経済活動の基盤であるとともに、我が国の活力を維持・牽引する源でもあるため、都市の有する機能や役割は、将来にわたって我が国にとって不可欠なものである。大都市圏を中心に残存する防災上危険な既成市街地等の負の遺産を解消しつつ、都市を良好な資産として将来世代に引き継いでいくことは我々の重大な責任である。

この責任を果たすためには、量的充足の効率的な達成を基本に個々の満足・利益だけを考えた短期的視野の価値観から、個々ではなく全体として住みやすさ・暮らしやすさ・働きやすさを追求することや、場合によっては現在の世代の満足・利益の追求を多少抑制してでも、将来の世代により良いものを引き継

ぐという価値観に転換していくことが必要である。すなわち、社会、経済、環境、文化等、多様な側面から「豊かで活力ある持続可能な都市」の実現を目指し、それを礎として、これからの都市政策を構築する。

(豊かで活力ある持続可能な都市の実現に向けて)

「豊かで活力ある持続可能な都市」は、一義的・画一的に規定されるものではなく、以下に示す多様な側面からの要素を含みながら、各都市において、都市の規模、地理的・自然的特性、経済的状況、歴史的・文化的背景等のそれぞれの個性や実情に応じて追求していくべきものである。

持続可能性は、ともすれば、環境の側面だけで捉えられがちである。しかし、社会、経済、文化等の多様な側面もあわせて、豊かさや活力を維持していかなければ、都市は持続できない。

都市において人々の生活を持続するためには、まずは、災害や犯罪から生命・財産が守られ、医療・福祉の面で不安なく暮らせるという安全・安心の確保が求められる。その上で、今後増加する高齢者にとって暮らしやすい都市、また、子どもを産み、育てる希望を持てる都市、さらには、将来世代に誇れる質の高い、心豊かな生活が送れる都市を目指す。

また、経済が持続的でなければ都市生活は成り立たない。都市には雇用の場が求められることから、地域の個性を活かして、賑わいや交流機会を確保し、創造性を育む土壌をつくっていく。さらに、例えば、大都市等においては、国際ビジネス拠点としての国際競争力の強化を図り、地方都市においては、地域固有の歴史的・文化的・自然的資源等を活用した交流人口の増加やそれを活かした地域経済の活性化、地元の雇用確保のために独自の先端技術、伝統的技術や農林水産品等を活かした新たな産業の創出に取り組むなど、都市の規模、経済の現状、特性等、都市の抱える事情に応じた持続的成長を目指す。

環境との共生という側面からみた持続可能な都市としては、低炭素型の都市構造を目指すほか、集積という都市の利点を活かして、高いエネルギー効率と資源の効率的な循環を指向するとともに、自然との調和が図られた都市を目指す。その際、都市の規模、周辺環境の状況等によって、それぞれの都市に相応しいレベルを目指す。

第3章 政策転換の視点

従来、都市政策は、主として、都市内で、土地利用計画、都市基盤の整備、市街地開発事業によって行われてきた政策と理解されてきた面がある。人口増加による都市の膨張を前提とし、それにどう対処するかが大きな課題であり、需要増加に応じて施設を計画的に整備するとともに、秩序ある整備を図るため、開発の抑制策と比較的緩やかな土地利用の誘導策を実施してきた。いわば都市という多様な人々が集う「舞台」を拡張しながら整備してきたところである。

前章で述べたように、拡大成長を前提とした量的充足の効率的な達成から、今後は、将来世代に負担を強いることなく、よりよいものを引き継ぐことを優先するという価値観に転換して、豊かで活力ある持続可能な都市を目指すべきである。そのため、都市の整備・改良に加えて、住民、企業、NPO等の多様な主体のまちづくりへの参加を促し、これら多様な主体で共有するまちづくりの方針の下、各主体がより質の高い活動を実践できるよう、様々な取組をコーディネートするなど、都市をいわば「演出」していくことが重要となってきた。

以下では、都市政策を単なる「舞台」整備から転換することについて、政策領域、空間的範囲、時間軸、主体という4つの視点で整理する。

1. 政策領域の拡大

(都市において展開される様々な活動)

人口減少・高齢化が進展する中で、都市に賑わいを取り戻し、都市の活力や生活環境の維持・向上を図るためには、より積極的な対応が求められ、都市において展開される様々な活動が活発に行われるような仕掛けが必要となる。そのため、施設整備後の維持管理や利用のあり方等を含め、都市において活動する多様な主体間の契約や協定といった制度をはじめとする新たなシステムも念頭に置きつつ、各種主体の活動の確保方策等が必要である。

(広範な政策分野を対象とする総合的な政策)

都市において展開される活動は、交通政策、産業政策、金融政策、農業政策、福祉政策、医療政策、環境政策、さらには文化政策に至るまで、非常に広範な政策分野に相当する。

都市計画は、従来からも、都市を一体としてとらえ、総合的に整備・開発・保全するための政策として位置づけられており、例えば、都市施設の種類として広範な分野の施設を対象としているが、都市計画決定されていない施設も見られるなど、必ずしも総合的な政策として十分な機能を果たしていないのではないかとの疑念がある。

特に、交通政策との関係では、集約型都市構造の実現に向けてまちづくりと

交通を一体としてとらえて総合的かつ戦略的に取り組むべきである。また、都市の膨張・拡大からの転換という時代の変化と、農業の再評価、都市住民の農への関心の高まり等の観点から農業政策との関係は重要である。さらに、地球規模のCO₂排出量削減対策として面的な広がりを持った視点から都市構造の変革が必要であることから、都市政策に環境政策の視点を織り込むことの重要性が高まっている。歴史まちづくりや創造都市といった観点から文化政策とも密接な関係を有している。

今後の都市政策では、都市に関わる多方面の分野の政策を包含・連携する、総合的な政策としての機能を十分に発揮すべきである。

2. 空間的範囲の拡大

(都市の外縁部やその外の区域等)

これまでモータリゼーションの進展等によって、都市の拡散とともに、都市内の低密度化が進行している。さらに、ライフスタイルの変化に伴う生活圏の広がり等も相まって、都市政策の及ぶべき範囲は拡大してきている。また、生活空間が地下街や高層ビル等に拡大している。

集約型都市構造の実現のためにも、集積を進めるべき拠点的市街地の再構築を進めるなどの活性化策を引き続き推進する一方で、都市の外縁部やその外の区域について、都市の空間政策としても目を向けていくべきである。

(都市と農山漁村の関係)

これまで、都市と農山漁村の関係は、対立の構図で議論されることが多かったが、地方圏の若者の地元定着志向、大都市居住者の地方圏・農山漁村への居住等、住まい方の多様化や、交通利便性の向上によって農山漁村の住民の都市との間の頻繁な往来が可能となるなど、生活スタイルの都市化の進展のほか、CO₂吸収源、水源地域、安全な食料供給機能等、農山漁村による都市生活への貢献が評価されつつあり、両者は対立関係から相互に恵みを受取る互恵関係へと変化している。

これからの都市政策を考える上では、都市の生活の一翼を担っているとも言える農山漁村との共存を考慮に入れるべきである。

3. 時間軸の拡大

(都市のマネジメント)

人口減少、少子高齢化の進展とともに、税収の減少、都市基盤の維持管理・改築更新費の増大、国・地方公共団体の財政状況の悪化等が懸念されている。以前の都市政策は、都市基盤を計画的に整備することが主な目的と捉えられてきたが、今後は、蓄積されてきた都市基盤や住宅等のストックについて、長寿命化対策や用途の転用を含め、修復・保全して徹底的に有効活用を行い、維持

管理を重視して、必要な機能を確保しつつトータルコストを抑制するほか、民間投資も活用して、都市の効率的な運営を図っていくべきである。

さらに、無秩序に空地や空家が発生し、生活環境が極端に悪化するおそれのある地域においては、権利調整のあり方の検討も視野に入れて、不要な施設の除却を行いつつ空地等を適切に管理・活用・整序していくべきである。

(将来像の事前明示性と柔軟性の確保)

以前の都市政策では、人口増加に伴う需要増加について将来予測を行い、それに基づいて目指すべき将来像を提示しようとしていたが、作成した将来像が部分的にすぎない、また、その共有が十分でないなど、将来像の提示は必ずしもうまくいっていなかった側面がある。

しかしながら、地域で関係者間の合意形成を円滑に行うためには、住民等の多様な主体が参画して透明性のある手続きで将来像を策定し、それを事前に明示しておくことがますます重要となっている。さらに、将来像やそれに基づく計画を関係者間で共有することで、各主体の取組の一体性が確保され、秩序ある施策を遂行することが可能となる。

一方、今後は人口減少局面となり、需要の側面以外に不確実な要素を多く含み、予測困難な事態がおこることがより多くなっているため、確定的な将来像の提示は難しい。

このため、例えば、P D C Aのサイクルの充実による状況の変化に応じた変更を前提とする仕組みや、将来像の基礎となる基本理念との調和を保つことは前提とした上で、それに沿った都市整備について弾力的な運用を許容する仕組み等、柔軟な対応を取り入れつつ将来像を提示すべきである。

その際、情報通信技術、環境技術等の技術革新は日進月歩の発展を遂げており、これらの技術革新の中には、都市の生活に大きな変化を及ぼすものもある。このような変化を的確にとらえるべきである。

4. 多様な主体の参加と実践

(多様な主体の協働)

従来、都市の整備等の主体は行政が中心であったが、都市政策の広がりを受けて、住民、N P O、企業、市町村、都道府県、国等の多様な主体が関わるようになってきている。特に、住民、N P O等の主体的な参加をなお一層促進するとともに、市町村が中心となった多様な主体が、適切な役割分担の下、相互に連携する協働を重視すべきである。その際、これらの取組をコーディネートする人材の発掘・育成が重要である。

また、1,500兆円にも上る個人資産等の民間資金やノウハウ等の民間の力を引き出して、新たな需要を喚起したり、潜在的な成長力を引き上げる分野への投資を促していくべきである。

(客観性と透明性の確保)

行政は、主要な計画や施策の立案や実施に当たっては、前提となるデータの充実等を図るとともに、シミュレーションや費用便益分析等の手法も活用しながら、評価・検証を行うことを検討すべきである。

住民等が幅広く共感して政策を進めるためには、行政は、例えば、IT・模型の活用やワークショップの開催等、可視化・共有化の工夫を行って、住民等に対して十分な説明を行うなど情報の透明性の向上を図る。これにより、都市政策を住民等の身近なものにしていく。さらに、住民、NPO等がまちづくりに参加すること自体が、彼らの生き甲斐や満足感につながっていくことから、このような意識も活かしつつ、住民等が積極的にまちづくりに主体として参加することを促し、関係者間の合意形成が十分に図られるよう、納得が得られやすく、わかりやすい手続きによって、多様な主体間における信頼の醸成を図る。

(市町村の役割強化、広域連携と国の役割の明確化)

まちづくりは、住民に最も身近な市町村を中心に、これまで以上に地域からの発想を重視し、自由度を高めながら進めていくべきである。市町村は、住民等と協働して、まちづくりの方針を定めるとともに、都市基盤の整備、改修、維持・管理を行い、また、都市における様々な活動に対する支援を行うなど、都市政策においては、引き続き果たすべき役割は大きい。

一方、広域的な課題に対しては複数の市町村間での適切な役割分担と連携が重要である。その際、利害の対立する市町村間の調整を可能とするような仕組みについて、より一層の工夫が必要である。

特に、複数の都府県に市街地が連たんして拡がり、圏域全体で都市としての機能を発揮している大都市圏については、それを一体的な区域として捉え、広域的・国家的な視点からの対応を検討すべきである。

また、安全、環境、国際競争力等、将来の世代に都市を引き継ぐために必要となる政策については、地方の主体的な取組に加え、国が方向性を自ら示すとともに、その方向性を実現するためのツールについても検討すべきである。

さらに、新たな都市政策を展開する上で必要となる先端的な技術や手法については、国が各界の英知を結集して適切に誘導すべきである。

第4章 今後の都市政策の方向

この章では、第2章で述べた「豊かで活力ある持続可能な都市」を将来世代に引き継ぐ観点から、第3章の政策転換の視点も踏まえつつ、今後の都市政策の方向を提言する。

1. 基本的な方向～「課題対応・問題抑制型」の都市政策から「ビジョン実現型」の都市政策への転換～

これまでの都市政策が、量的充足に重点を置いた基本的な制度枠組みを維持してきた中、多くの都市において、各施策は直面した個々の課題に対していわば対症療法的に展開されるにとどまり、明確で具体的な都市の将来ビジョンが住民や関係者に広く共有されることはなかった。ここで言う都市の将来ビジョンとは、規模、地理的・自然的特性、経済的状况、歴史的・文化的背景等の都市の個性や実情を踏まえ、シミュレーションや費用便益分析等の手法も活用しながら、実現手段・プロセスとその後の管理・経営まで視野に入れて策定された都市空間の開発・管理に関する戦略を想定している。

このようなビジョンなしに、「課題対応・問題抑制型」の政策展開が続けられれば、急激な人口減少・高齢化の進展に伴い、無秩序な拡散型都市構造が固定化される懸念があり、投資余力の減退とも相まって、都市基盤の整備はおろか維持管理・更新も滞る事態となり、「豊かで活力ある持続可能な都市」の実現は期待できない状況となる。また、地球温暖化等の環境問題、激化する国際的な都市間競争等も含め、複雑に絡まり合う構造的課題に対応していくには、将来世代のための我慢や痛みに対する住民・関係者の納得と、それに基づく都市政策の「選択と集中」、戦略的・計画的展開が求められる。

このため、厳しい現実を直視した上で、豊かで活力ある持続可能な都市のあるべき姿を検討し、住民や関係者の合意のもとに描かれた将来像の実現を目指す「ビジョン実現型」の都市政策に転換していくべきであり、将来世代に胸を張って「豊かで活力ある持続可能な都市」を引き継げるよう、多様な分野の関係政策を効果的に展開すべきである。

都市の将来ビジョンは、周辺の地域も含む都市の個性や実情を踏まえ、生き残りをかけて都市ごとに描かれるべきものである。しかし一方で、国としても、全国的ないしは国際的な課題を踏まえた共通の方針を提示し、これを国民、地方公共団体と共有しつつ、その実現に資する取組に対して、制度や施策による支援をメリハリを付けて集中していくべきである。具体的には「エコ・コンパクトシティの実現」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「都市の国際競争力の強化と国際都市連携の推進」、「美しく魅力ある都市の実現」であり、国には、以下に述べるような方針転換と施策展開を期待する。また、施策展開に当たっては、多様な主体の参加と実践が求められることから、関

連する支援策や制度について、「多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進」で今後の方向性を提示する。その上で、都市政策を支える都市計画制度と市街地整備制度について当面の見直し検討の方向性を提言したい。

2. 都市の将来ビジョンに関する共通の方針

(1) 「エコ・コンパクトシティ」の実現

コンパクトで効率的な集約型都市構造を持つ都市は、低炭素型のエコロジカルな都市である。逆に、エコロジカルな都市を目指せば、集約型の都市構造に行き着く。各都市の将来像は個性や実情を踏まえ描かれるべきものではあるが、我が国が直面している諸課題を踏まえると、多くの都市が目指すべき基本的方向は、「エコ・コンパクトシティ」であると考えられる。

すなわち、拡散型の都市構造では、道路やライフライン、教育・医療福祉や廃棄物処理といったハード・ソフト両面の都市の公共サービスの効率が下がり、病院、商業施設、文化施設等の都市機能の分散により自動車に過度に依存せざるを得ない。人口減少・超高齢化、地方に加え大都市郊外部での過疎化、財政制約に伴う都市経営コストの効率化の要請に応えるには、地域の特性を踏まえた選択に応じて一定程度集まって住み、そこに必要な都市機能と公共サービスを集中させ、良好な住環境や交流空間を効率的に実現する「集約型都市構造」を持つコンパクトシティを目指すべきである。

このような「集約型都市構造」は、日常生活に必要な移動を抑制する上、移動手段として自動車に過度に依存しないため、低炭素型の都市構造でもある。これに、市街地における集積を活かし、高いエネルギー効率と資源の効率的な循環を実現するシステムとこれを支える 21 世紀型の新しい都市インフラを組み込み、また、水・みどりの空間を戦略的に確保することで、地球環境問題の克服に貢献し、自然環境と共生する環境共生型の都市となる。

(エコ・コンパクトシティの都市構造のイメージ)

典型的なエコ・コンパクトシティの構造としては、都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）を地域特性を踏まえて選択して位置付け、複数の集約拠点と都市内のその他の地域とを公共交通を基本に有機的に連携させる拠点ネットワーク型の「集約型都市構造」を想定している。各拠点は、都市全体として必要な日常生活を支える都市機能（行政、教育、医療福祉、商業等）や高度な都市機能（高度な教育・医療福祉・業務・産業、非日常的な文化・芸術・商業等）を分担して提供していくことになる。

各拠点においては、徒歩・自転車交通圏内に、必要とされる都市機能が集積した拠点的市街地が形成されていることが望ましいが、その市街地像は、当該拠点ないしその属する都市の規模、地理的特性等の個性・実情や住民等のニー

ズに応じて様々である。例えば、大都市等において中核的な役割を担う拠点では、高度利用により高層の住宅や商業・業務・文化施設等の集積を図ることが考えられる一方、地方の中小都市の拠点においては、既存のコミュニティを活かした住環境を充実したり、伝統を活かした街並みの再生や身の丈にあった商業集積により交流機能を強化したりすることも考えられる。また、郊外住宅地においては、みどり豊かなゆとりある低層中心の住環境を実現すること等が考えられる。

なお、拠点以外では、自然との共生を特に重視し、ゆとりある生活を実現する一方で、一定のまとまりのある既存の集落等を中心に生活環境・活力を維持し、相互に、あるいは拠点の市街地部と連携して、効率的に生活を支えられるようにすることを目指すものとする。

（「集約型都市構造」構築に向けた「選択と集中」の必要性）

集約型都市構造を計画的に構築していくには、「選択と集中」により、拠点的市街地の再構築とともに、それを支える都市基盤の整備や連携させる都市交通システムの構築に優先的に取り組むことが重要である。

多くの都市で、都市機能が拡散し、中心市街地や高度成長期に形成された郊外住宅地等の空洞化が続いてきたが、これに対し直接の利害関係者以外の関心は高くなく、その再生を優先することに広くコンセンサスが得られていたとは言いがたい。今後、限られた財源を拠点的市街地の再構築等へ優先的に配分していくには、都市全体にとって、その重要性・優先度が高いことにコンセンサスを得ることが不可欠であり、都市の将来像を提示し、住民や関係者と共有する過程で、これを得ていくことが期待される。

国も、都市の将来像の提示、それに沿って戦略的・計画的に行われる拠点的市街地の再構築等を優先的に支援すべきである。

（拠点的市街地の再構築支援）

空洞化している市街地に都市の諸機能の集積を促し、良好な住環境や交流空間を再生する観点からは、都市基盤の改善と適切な管理を行いつつ、都市の個性等を踏まえた土地利用の誘導を図ることが重要である。その際、散在する低未利用地等を種地として確保し、ニーズに応じて計画的かつ機動的に活用することも有効である。このため、国は、既存の市街地整備制度の柔軟な運用や新たな整備手法について検討すべきである。また、優良な民間都市開発事業を誘導するため、一層支援の仕組みを充実することも検討すべきである。

高度な都市機能を分担するなど、交流の核となる拠点的市街地においては、公共交通でのアクセシビリティを確保すべきである。したがって、鉄道駅の活用のみならず、地域の実情によってはバスを中心とすることも選択肢として、その交通結節点としての機能を強化することが重要である。そのため、国は、

まちづくりと一体となった総合交通戦略の策定やそれに基づくハード・ソフトの一体的取組を拠点的市街地において重点的に支援すべきである。併せて、踏切対策や公共交通機関に対する支援強化、自由通路の効率的な確保策の検討普及を進めるとともに、輻輳する市街地内の交通を制御し、安全で快適な歩行者空間や自転車利用環境を面的に確保するため、駐車場の計画的配置や柔軟な交通規制による自動車交通の流入抑制策を検討すべきである。また、交通結節点の都市交通施設の面的・包括的な配置計画を策定することで、公・民連携して計画的に整備・改善に取り組める仕組みも検討すべきである。

なお、日常生活を支える拠点的市街地においては、日常生活に必要な諸機能をほどよくまとめる方向で土地利用の誘導を図るとともに、「歩いて暮らせるまちづくり」を基本とし、安全で快適な歩行者空間・自転車利用環境の面的な確保や無電柱化の推進、パークアンドライド駐車場の整備等を重点的に支援すべきである。

(拠点的市街地間の連携軸の強化)

集約型都市構造の構築には、公共交通を軸として集約拠点相互の連携を強化し、都市内のその他の地域から集約拠点へのアクセシビリティを向上させる取組を集中的に支援することが重要である。

急激なモータリゼーションの進展の中で、これまでの都市交通施策は、需要追隨的な街路等の整備に傾注せざるを得なかった。しかし、現在の人口減少・高齢化、財政制約等を踏まえると、量的充足を優先する方向から持続可能な都市交通システムを構築する方向に、都市交通施策の視点を転換すべきである。その上で、街路の公共交通の走行空間としての機能をより重視し、また、経営も含めた公共交通のあり方を組み込んだ計画的な施策展開を行うべきである。

具体的には、拠点的市街地間を結ぶ軸を中心に、都市の個性・実情に応じて、総合交通戦略に基づきLRT³、BRT⁴を含む公共交通システムの整備・改善を図ることを基本とし、国としても支援を充実すべきである。

また、公共交通に関する規制が緩和されてきた中で、都市政策として、必要な公共交通サービスを継続して提供していく視点が重要である。この観点から、各都市で公・民の協議枠組みを活用するなどして、交通事業者等と連携して公共交通サービス水準を維持するための手法を検討するとともに、モビリティマネジメント等の公共交通の利用を促進するための取組を一層支援

³ Light Rail Transitの略。従来の路面電車の車両や走行環境を大幅に改善した機能的で新しい公共交通システムであり、高齢者や障害者にも優しい、環境負荷が小さい、事業費も比較的低廉といった特徴を有した次世代型路面電車システム

⁴ Bus Rapid Transitの略。輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム

していくべきである。

(郊外部等におけるスマートシュリンクの方策)

人口減少による低未利用が進んだ地区については、急激な人口密度の低下により著しい生活環境の悪化が生じる懸念がある。人口減少をむしろゆとりある生活を実感できる質の高い住環境の創出に繋げていく視点が重要であり、財政制約も踏まえつつ、地区の個性・実情に応じて維持すべき都市機能を選択し、空間的整序を行うことが求められる。このため、郊外部における新市街地整備をはじめとする都市開発を抑制するとともに、虫食い状に発生した低未利用地を適切に利活用し、又は管理する取組、農地への転換、再自然化を積極的に推進したり、地域の実情に応じて計画的に集住を進めたりするなど、いわゆる賢い縮退（スマートシュリンク）の具体的な方策についても、都市計画や市街地整備手法の活用のみならず、公・民協働、経済的手法等の新たな視点からのまちづくりや都市活動の誘導・推進手法も視野に、検討していくべきである。

(拠点の市街地における環境共生型の都市システムの構築)

環境と共生するエコ・コンパクトシティの実現に向けては、温室効果ガスの削減に加え、資源の有効利用、生物多様性の保全を含む自然共生を実現することが重要である。この観点から、地球環境問題やヒートアイランド現象等の環境問題に対し、環境負荷の少ない集約型都市構造を形成しつつ、拠点の市街地を中心に以下の都市環境施策を展開すべきである。

まず、個々の施設での温室効果ガス削減に資する装置の導入に加え、地区・街区レベルでの関係者の連携による取組を一層進めるべきである。具体的には、地区・街区レベルでのエネルギーの融通や水の効率的利用、自然エネルギーや未利用エネルギー、希少資源の有効利用等を実現するシステムの構築を促進する包括的な環境対策の支援の充実や、面的な市街地整備に際して自然エネルギー等の普及を拡大する新たな仕組みの構築を検討すべきである。

また、都市内のみどりや水環境の回復・創出、将来にわたる保全・管理に向けた方策の構築等を積極的に推進していくべきである。この観点からは、公園緑地面積の量的拡大のみならず、生物多様性を支え、ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善に資する機能により着目した施策展開を公・民連携して引き続き強力に推進していくべきである。下水道も単なる汚水処理、雨水排除の施設と見るのではなく、下水熱や汚泥に含まれるバイオマス、リン等の資源・エネルギーの活用・再生、水の循環等が徹底された循環型都市構造の構築や都市内の良好な水環境の回復・創出に貢献するシステムと捉え、その構築に優先的・集中的に取り組むべきである。

加えて、都市交通施策についても、従来の街路等の整備に傾注してきた施策

展開から、持続可能な都市交通システムを構築する方向に視点を転換する中で、特に環境負荷を低減する観点からは、都市基盤整備、物流効率化の取組等による都市交通の円滑化に加え、公共交通や歩行者、自転車の優先、環境対応自動車等（電気自動車等）の普及等、低炭素型交通モードへのシフトを可能とする都市環境整備にも取り組むべきである。

（都市環境施策の総合化）

温室効果ガス排出削減をはじめとする都市環境対策については、これまで、交通、エネルギーの再生・供給、緑地保全・創出等、各事業ごとの支援措置の充実が図られてきた。

しかし、各都市が、効率的・効果的に都市環境対策に取り組もうとする場合、各対策手法ごとのセクター別に検討するのではなく、各都市の規模や自然的・地理的条件、財政状況等の様々な条件を踏まえ、多様に存在する手法について、総合的にどのように組み合わせ、またどのような規模で実施するのが効率的であるかを判断し、プランニングすることが重要である。このため、国としては、各都市が都市環境対策について総合的にプランニングをするに当たって、その拠り所となる指針を早期に策定し、提示すべきである。

さらに、都市における温室効果ガス排出削減対策について、より効果的なプランニングを可能とするため、また、都市環境対策による効果を検証、評価するためには、各対策手法による都市活動や環境負荷の変化を踏まえたCO₂排出削減量の推計手法や推計に必要なデータについて充実を図るべきである。

その上で、指針や推計手法を活用しながら拠点的市街地において包括的で効果的な取組を面的に行う都市をモデル的に重点支援し、全国での効果的な施策展開の促進につなげるべきである。

（効率的な都市経営（マネジメント）の推進）

従来の都市政策は、整備・開発の視点に重きを置いており、ハード整備を行い完成させるまでを主な射程としてきた。財政制約が強まる中、今後は、都市経営（マネジメント）を効率化し、都市の「持続可能性」を確固たるものにするため、エコ・コンパクトシティの構築に向けた取組に都市の管理・経営の視点を盛り込むことが重要である。

この観点から、地方公共団体等だけでなく、地域が主体となった協議会、NPO、民間等の組織が、まちを一元的かつ継続的に管理・運営するエリアマネジメント等の取組支援を充実すべきである。

また、都市の公共サービスを支える施設の維持管理・更新に当たっては、民間事業者のノウハウを一層活用する方向で検討するとともに、その予算の平準化・ライフサイクルコスト最小化を勘案したストックマネジメント手法

の体系化を図るべきである。

一方、人口減少局面においては、将来予測に基づき都市像を確定的に提示すること自体が困難な上、予測に単純に対応する施策を展開しては、投資が非効率なものとなる恐れもある。時間管理意識やコスト意識を持って、施設整備や事業を無駄なく、効率的かつ透明性高く進めるためには、将来都市像を、予測される社会経済状況の変化に予め対応したものとして戦略を持って描き、また、策定後の変化にも柔軟に対応して見直しながら、それに沿って「選択と集中」を徹底すべきであり、廃止も含めた都市施設や市街地開発事業の計画の見直し等が円滑に行われるようになる方策を検討していくべきである。

(広域でのビジョンの共有)

人やモノの流れの広域化、環境問題の深刻化、都市経営の効率化の要請、都市間競争の激化などを踏まえると、複数市町村にまたがるような、あるいは大都市圏のように都府県境を越えた広域において、複数の都市・市街地の機能分担や連携のあり方等を円滑に調整して、行政、住民や関係者が、目指すべきエコ・コンパクトシティの将来像を共有する必要性が高い。このため、自治体間の広域的視点等からの計画調整が一層円滑に行われるような仕組みを検討すべきである。

(2) 安全で安心して暮らせるまちづくり

安全で安心して暮らせるまちづくりは、豊かな暮らしの実現、活力ある地域づくり、国際競争力の強化など、様々な取組の基盤であり、災害や犯罪から生命・財産が守られるなど、将来にわたって安全で安心な状態が持続することが求められる。

特に、大規模地震や集中豪雨等による災害の多発傾向、地球温暖化の影響等による都市における自然災害のリスクの高まりを踏まえ、ハザード（被害の契機となる外力）に対し被害を受けないような対策を講じるとともに、万一被災した場合にも、深刻な被害とならず、復旧が容易となるよう、発災前の事前対策を十分に行うことが重要である。

今後は、整備に要する時間と財源、将来の管理・更新も考慮に入れ、ハード・ソフトの多様な手法を講じて、総合的に取り組むことが必要である。

(リスク情報の活用と連携によるまちづくり)

安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、行政、地域、企業・住民それぞれがハザードや都市の脆弱性を認識し、対応策を持ち、平常時から連携して取り組むべきであり、そのためには、近年充実しつつある即地的なリスク情報を十分に活用することが必要である。各分野でハザードマップの整備を進め

るとともに、使用する目的に応じてわかりやすい形で整理することが重要であり、様々なリスク情報を横断的に整理し、都市計画の基礎情報の一つとして位置づけるなど、まちづくりに活用することが有効である。

安全で安心して暮らせるまちづくりは、行政において関係部局が多岐にわたるため、リスク情報の整備、具体の対策の実施、企業・住民への周知等において、地域防災計画等の現行の連携の仕組みを活用すること等によって、行政内部の認識を共有した上で、連携を強化することが重要である。

一方、企業や住民の意識を高め、建物の耐震化・不燃化や雨水浸透ますの設置等の取組を推進するためには、企業・住民が「自らは自らが守る」意識が必要であり、行政が災害に関するリスク情報をわかりやすい形で提供するとともに、行政が地域からの提案等を受け止める体制を整えることが重要である。

(多様な手法の組合わせによるまちづくり)

これまでの対策は、災害を抑止するための公共施設の整備や避難対策が中心であったと言えるが、施設整備だけでは完全に安全性を確保することは困難である。

一方、建物の耐震化やハザードを受けやすい地域への防災上重要な施設の立地の回避、農地の保全という土地の使い方の工夫により危険性を小さくできる可能性や、開発圧力の減少により、ハザードを受けやすい地域での開発を回避し、遊休となる宅地を活かしハザードを受けやすい地域からの移転を誘導できる可能性もある。

また、きめ細かな地域の課題を把握するため、防災や防犯等の地域における安全・安心の点検を行い、課題の共有や対応策に繋げるとともに、必要に応じて行政に情報を提供するなど、地域主体の取組によっても都市の脆弱性を小さくすることができる。

このように、公共施設の整備と併せ、土地の使い方の工夫や地域力による対応等、多様な手法の組合わせが重要であり、行政、地域、企業・住民それぞれが長期的視点による都市の将来像を共有することや、企業・住民による自主的な取組を促進することも重要である。将来像を検討する際には、災害のリスク情報等を踏まえ、社会的状況の変化も見通しつつ、大きく安全性を向上させるような抜本的な都市構造の転換を進めることも有効と考えられ、リスクが高い地域を避けて都市機能を集約するなど、都市構造の誘導による抜本的な対策に取り組む視点が重要と言える。

(安全で安心な暮らしを支える都市基盤の整備)

各種の都市基盤は、都市活動を支えるライフラインの性格を有するものが多く、これを途絶えさせることは許されないが、我が国の都市基盤については、既に老朽化が進行しており、計画的に長寿命化、耐震化の対策を講じることが

求められる。

また、従来から脆弱性が指摘されている密集市街地の解消や、災害発生時の避難地や防災拠点の確保のため、面的な市街地整備、防災環境軸や防災公園の整備に引き続き傾注するとともに、局地的豪雨対策として、都市河川や下水道の整備を早急に進めるべきである。さらに、地下街や高層ビルといった都市空間の拡大を受け、これに応じた災害対策の立案に取り組むべきである。

(3) 都市の国際競争力の強化と国際都市連携の推進

国際的な都市間競争が激化する中、我が国の経済活動の大半が集積する都市が成長力を維持できない状況となれば、我が国経済の持続的成長は望むべくもなく、都市の国際競争力の強化は急務である。

都市の国際競争力は、個性と総合力で決まる。法、規制等市場を支える制度、後背地域も含めた人材や知識、経済力の蓄積、それらを背景とするビジネス機会、顧客・パートナー等の選択肢の多様性に加え、ニーズに呼応したビジネス環境、生活・教育環境とそれらを支える交通やオフィス、住宅等の基盤の整備、魅力的なアーバンデザイン等、人々を惹きつける創造的で個性を高めるためのダイナミックな取組が望まれる。

また、グローバル化の進展により、我が国の経済等についても世界各国との相互依存関係が非常に強まっている。その中で、我が国が持続的成長を実現し、また、地球環境問題等の世界的課題に対処していくために、都市、国各レベルにおいて、世界各国、特に関係深化の著しい東アジアとの連携を強化すべきである。

(都市の国際競争力の強化)

東京圏等の大都市を中心に、その国際競争力を強化するため、国際空港の更なる容量拡大、空港と都心を結ぶアクセスの改善、環状道路の整備、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化等、交通ネットワークの利便性向上にスピード感をもって取り組むべきである。また、国際ビジネス拠点としての機能を強化し、世界の成長を取り込むビジネスエンジンに相応しい都市環境を整備する観点から、高水準のオフィス機能や良好な住環境等の基盤の整備に加え、世界への情報発信力の強化、国内外から都市への投資を呼び込むための環境整備、大学等を中心とする国際的な研究開発拠点の形成を推進すべきである。

特に東京圏においては、環状道路の完成、羽田・成田両国際空港間及び両空港と都心とのアクセス改善、多様な空港需要への対応等、経済活動を支える都市基盤整備を優先度高く進めるべきである。

また、地方都市も含め、その個性に応じ、産業の国際競争力を備え得る都市、文化、観光等の面において国際交流の舞台として世界に通用し得る都市

も多数存在する。このような各都市が戦略を持って、それぞれの強みを伸ばし、個性を発揮する舞台装置としての都市の魅力を高め、例えば、世界に通用する技術・産品を活かした産業の振興、科学、芸術等も含め広い意味での「文化」を創造する人々を惹きつけるような取組を通じて、国際交流により元気になるまちづくりを行うことをハード・ソフト両面から一層支援すべきである。

(都市の国際連携の強化)

我が国の都市政策が直面している課題の中には、地球環境問題への対応等、世界各国が共通に取り組んでいるものも多い。このため、国際機関等の場を通じ、世界各国の都市政策に関する情報を収集し、我が国の取組への反映に努めるとともに、我が国の都市政策についても海外への情報発信を強化すべきである。

また、近年経済等の面で関係が急速に深化しつつあるアジア、特に東アジアとの連携が重要性を増している。これまでの我が国の都市におけるアジアの諸都市との交流は、我が国の有する先端技術等を背景に、技術協力としての側面が強かったことは否めない。我が国の有する経験や技術を、都市問題解決に関するアジアのスタンダードとして示すこと等により、国際協力関係を強化することは引き続き重要であり、特に、産学官が連携し、世界の水・衛生問題や地球温暖化問題の解決に向けた先端技術を国際展開するなど、課題解決に積極的に貢献することが期待される。

一方、最近では、我が国の都市においても、地理的近接性等を活かして、国境を越えて、アジアの都市と協力して一体的経済圏や観光圏を構成し、ともに経済的発展を遂げるための取組を実施する萌芽が見られるようになっている。国際的な都市間競争が厳しさを増す中、我が国の都市が生き残りをかける方策として、このような国際的な都市間の互惠関係をより強化すべきである。また、都市間の関係強化を促進するため、国においても、都市政策分野における政府間の連携強化を推進すべきである。

(4) 美しく魅力ある都市の実現

急激な都市化と人口集中を背景に、これまでの都市政策は経済性や機能面を優先せざるを得なかった結果、多くの都市で、その都市空間の個性が失われ、美しさや心の豊かさの面で不満足な状態にあると指摘されて久しい。今後は、あらゆる都市で、その都市を美しく風格を備えたものとして、次世代に継承していくための政策が展開されるべきである。

国民の価値観についても、「物質的豊かさ」より「心の豊かさ」に重きを置くように変化している。このような中、将来世代に都市を引き継いでいってもらうには、日常生活や経済活動を支える基盤が整っているだけでは足りず、

誇りと愛着を持って住み続けたい、働きたい、訪れたいと思える魅力ある都市とすることが必要不可欠である。

また、国際的な都市間競争が激化する中、都市が生き残りをかける手段として、各都市が、継承した遺産を活かし、あるいは、ダイナミックに新たな個性を創造しながら、人を惹きつける魅力を備えることも重要である。

(景観形成、歴史文化環境整備等の推進)

我が国の貴重な歴史的資産や伝統・文化、自然資源、景観等これまでに蓄積されてきた都市資産を活用したまちづくりについて、支援策を充実するなどして積極的に推進すべきである。その際には、国家的価値があり、世界に通用する歴史・文化等を活かしたまちづくりに対する支援のみならず、地域に埋もれている固有の歴史、伝統・文化、景観、自然資源等を発掘し、再評価するとともに、現代の営みの中で活用する視点も重要である。また、歴史的・文化的資源等への重要な視点場からの眺望を確保・回復する取組も推進すべきである。

一方、過去から引き継いだ地域資源のみならず、新たな都市の顔となり、未来の歴史的資産となる魅力的な建築・都市空間を新たに創造していく取組の支援も重要である。

また、住民や関係者のコンセンサスを得ながら、きめ細かな土地利用や建物・街並みの制御を行うことにより、将来にわたり魅力ある都市空間の保全・形成を推進すべきである。

(水・みどりとの共生)

水・みどりは、これまでの、守るか失われるかという二者択一の考え方でなく、人口減少、国民の価値観の多様化等を踏まえ、美しく魅力ある都市の基盤として、また、身近な自然的環境として不可欠な要素であるという価値観を、都市政策の方向として改めて明確に打ち出すべきである。この場合、人口減少下の社会において人々の生活と調和し、共生しながら、都市内で水とみどりがネットワーク化する将来像を目指していくべきである。

また、水・みどりは、次世代に引き継ぐべき資産として捉えることが重要である。例えば、お濠等の歴史的な水辺の水環境の回復・創出、鎮守の森や里山等を含む田園風景の保全は、都市の魅力である景観や歴史的資産とも密接に関連しており、多様な主体の参加・連携により水・みどりとオープンスペースを整備・再生し、将来にわたって保全・活用を図る取組を総合的に支援すべきである。

(「農」との共生)

「農」との共生の観点からは、モータリゼーションの進展により、都市近

郊に依然として都市的開発の拡散が見られる一方で、消費地近接の利点を生かした農業生産機能の評価や、自然とのふれあい、憩いの場等といった都市住民の農地に対する多様なニーズが顕在化してきている。したがって、都市と農地を対立する構図で捉える視点から脱却し、都市近郊や都市内の農地について、新鮮で安心な地産地消の農作物を提供してくれる農業生産機能を中心に、自然とのふれあい、憩いの場、防災機能等の農地の多面的機能を、都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価し、農地を含めた都市環境のあり方をより広い視点で検討していくべきである。

3. 多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進

行政は、都市に期待される公共サービスの水準、セーフティネットを安定的に確保する役割を果たす必要があるが、人口減少・高齢化、それに伴う財政制約を踏まえると、公共サービスを「選択と集中」により効率的に提供する方向を選択せざるを得ない。このような中で、地域のニーズに応じた都市環境の整備や公共サービスの提供が将来にわたって行われるには、多様な主体が、様々なレベルで、将来の維持管理・更新を念頭にまちの経営（マネジメント）の観点を持って、ハード・ソフトのまちづくりを協働で担っていくことが求められる。

行政機関その他の公的機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）は、引き続き自らまちづくりを担うことでその役割を果たす必要があるが、まちづくりを協働で担う公的機関以外の新たな公の担い手を育て、その活動が円滑に行われる環境整備に努めることも益々重要になっている。

一方で、公的機関の役割分担と相互調整についても、市町村の役割の重要性が高まる中で、都市を巡る変化を踏まえ、新たなあり方が求められている。

（コミュニティレベルでのまちづくりの推進）

住民ニーズにきめ細かく応じた都市環境の整備や公共サービスの提供を効率的に行っていくには、集落・コミュニティレベル単位で住民が多様な主体と協働し、相互扶助を前提にまちづくりやまちのサービスを提供する「新たな結（ゆい）」というべき取組や公・民協働で街を運営するエリアマネジメント等、地域住民、地元法人等民間主体のまちづくり活動を支援することが重要である。

このため、まちづくり会社、NPO等、民間のまちづくりの担い手に対する支援、地域レベルでの取組の中心となる住民組織の立ち上げや活動の支援を充実するとともに、次世代を担う子供たちへの教育や、まちづくりに関わる人材の育成を促進すべきである。

(市町村の役割の重要性)

人やモノの流れの広域化、環境問題の深刻化等を背景に、都市を取り巻く課題の中には、都市計画区域や市町村、都府県の境を越えた広域的な課題が以前にも増して多く存在する。一方で、行財政基盤を強化する必要性等から進められた市町村合併の進展により、人口が集積する既成市街地から郊外、中山間まで広く包含する基礎自治体が多く生まれた。

都市政策の推進主体は基本的には地方公共団体であり、このような状況を踏まえると、市町村ないしはその連携が中心となってこれを担い、都市と都市以外を対立の構図で捉える視点から脱却し、市街地からそれと密接な関係にある農村・中山間、水源地域等までを視野に入れ、一体的・総合的にまちづくりを展開することが期待される。

(公的機関の役割分担と広域での調整システム)

市町村やその連携が中心となって広域のまちづくりを推進するためには、市町村のみならず、広域自治体や国も含めて、課題に応じた各主体の適切な役割分担のもとに透明性の高い相互調整が必要となる。特に広域での各都市や市街地の機能分担や連携のあり方、広域に効果が及ぶ根幹的な都市基盤の計画等については、広域的な調整が一層円滑に行われるような仕組みを検討すべきである。また、大都市圏については、広域的・国家的視点から対応を検討する必要がある。

一方、エコ・コンパクトシティをはじめとする本報告書で提言した政策方針等の実現を図るためには、地方公共団体、特に市町村が中心的な役割を果たしつつ、広域自治体や国も適切な役割分担の下に、市町村等の実施する施策と連携し、その促進を図ることが重要である。これまでの都市政策では、国は自ら都市基盤を整備するほか、地方公共団体等に対する助言や情報提供、都市基盤整備への支援等を行ってきた。市町村の役割の重要性が高まる中で、今後は、広域的・国家的視点から都市政策の方針を示し、より双方向で水平的な関係の中で調整を行うほか、メリハリをもって効果的に地方公共団体の施策と連携し、その促進を行うべきである。

(民間主体の力を発揮させるための公的機関の役割)

公・民の関係については、従来は、都市基盤の整備は主に公的機関が担い、中でも市町村がまちづくりの基本的な主体であるとの考えに立ち、国は、住民、企業、NPO等民間主体のまちづくりに対しては、市町村が支援する場合に間接的に支援するのが原則となっている。しかしながら、まちづくりの担い手として民間主体の重要性が高まり、民間活力の導入なしに都市の再生を進めることは困難になっており、その支援の充実が望まれる。

一方で、財政制約やストックの増加により、市町村が民間を支援するのが困

難なケースが増加する懸念がある。このため、国として特に推進すべき政策に沿うまちづくりについては、地方公共団体の負担を軽減し、プロジェクトの性格によっては国と民間が直接連携できる方法も検討すべきである。

また、民間による都市開発事業は、通常、投資の必要額が大きく、かつ効果の発現、回収までの期間が長期にわたることから、経済状況や地価の変動等の影響による事業リスクが大きく、経済・金融情勢等によっては市場で十分な資金供給がなされないこともある。地域住民、NPO等によるまちづくり事業についても、信用力等が課題となり資金調達が困難な場合がある。まちづくりにおける民間の役割が大きくなる中、豊かで活力ある都市の形成を図る観点から、良好な公共空間等を生み出す優良な大小のプロジェクトを政策的に誘導する必要性が高まっている。これら優良なプロジェクトのリスク軽減を図り、経済・金融情勢等に関わらず必要な資金調達が可能となるよう、安定した公的資金による金融支援の仕組みの充実を図るべきである。加えて、公的支援に際してのリスクを適切に吸収できることが重要であり、その枠組みについても検討すべきである。

密集市街地の整備や大規模な交通基盤施設等、地方公共団体や民間のみでは困難な都市再生に資する公益性の高い事業を推進するためには、地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体や民間と連携して、まちづくりに取り組む組織が必要であり、都市再生に関するノウハウを有する公的機関がそうした役割を果たすことが期待される。また、地震や火事等による大規模な災害が発生した場合に、復興に向けて迅速に対応できるよう、公的機関を活用しながら準備を整えておくことにも留意すべきである。

一方、各主体がまちづくりにおける役割を円滑に果たしていく観点から、都市基盤の整備に当たって、事業主体が、周辺に波及する開発利益を適切に吸収できる新たなスキームについても検討を進めるべきである。

(協働の促進と利害調整の円滑化)

公・民の多様な主体が適切に役割分担してまちづくりを進めていくには、計画段階から行政、専門家や住民等が協働して、街並みや都市空間のあり方を検討することが重要である。例えば、市街地整備の計画段階でルールをつくり、それに基づく景観形成等が確実に行われるように、施工・管理段階までを通じたデザインマネジメントの推進を図ることが考えられる。また、大規模な事業等影響の大きいまちづくりについては、円滑に利害を調整し、関係者で計画を共有できることが望ましい。

この観点から、専門知識や経験の不足している住民でも対等に議論に参加し、納得でき、あるいは具体的な提案を行えるようにすることが重要である。

このため、例えば、ワークショップ等の場を積極的に活用し、そこでCGや模型を使用するなど、情報の可視化、共有化の工夫を行って、わかりやすい、

十分な説明や情報共有を行うことが望ましく、国としても先進的な取組の普及を促進すべきである。一方、早い段階で利害調整を行うなど計画を円滑に確定させ、関係者で共有できる仕組みを検討すべきである。また、計画段階で管理・運営までを視野に入れることが重要であり、計画を共有するに当たって契約的手法を活用することも検討すべきである。

4. 制度見直し検討の方向性

(1) 都市計画制度の見直しに向けて

ア. 都市政策における都市計画制度の位置付け

都市計画は、①様々な都市政策を即地的に表現するとともに、②これに基づく規制や事業という政策の実現・実行手段を与えられた空間制御制度であり、③中長期的な都市の姿が可視化されることにより、ビジョンの共有や利害調整を図る手段である。こうした都市政策の基本的手段としての都市計画の性格は、今後とも変わらず、利害が多様化・高度化する中、新たな諸課題に応じて重要性を増していくものと考えられる。

その一方、都市空間の整備や秩序化そのものが都市政策の主要課題であった時代が既に終わり、21世紀の今日、将来世代に継承する都市空間の維持管理の重要性が増すとともに、多様な利害や変化の著しい社会経済情勢に柔軟・機動的に対応できるように、様々な都市活動そのもののあり方を対象とした都市政策の高度化・多様化の要請が高まっている。

これらを踏まえれば、ともすれば公中心・公が牽引することとなる都市計画の枠にとどまらないような、公・民協働、経済的手法等の新たな視点からのまちづくりや都市活動の誘導・推進手法等が一層求められている。民間とのパートナーシップを基調とした幅広い総合的な施策の推進を図る中で、こうしたまちづくりの推進手法の更なる拡大・充実を進めるとともに、基本制度としての都市計画制度との連携を深めていくことが必要である。

イ. 都市計画の政策性・実現力の強化

また、都市計画制度自体の問題として、こうした柔軟・機動的な政策の推進方向や、量より質、ストック活用や更新の重視等の発想転換、市町村合併や広域行政の進展といった体制面の状況変化を、制度面・計画面で十分に受け止めている、今後も受け止めていけるとは言い難いところがある。中長期的視点からの計画とはいっても、実現にあまりに時間を要し、成果が見えにくいものになっているものがあるのもその一例である。

このため、前述した都市計画の担う都市政策の実現手段としての性格を踏まえつつ、より政策性と実現力を高めることが必要である。

このような観点から、多様なまちづくり手法の充実、それらと都市計画との連携強化を進めることに加え、都市計画制度自体について、以下のような

見直しを早急に図る必要があると考えられる。

(都市経営戦略の受け皿としての位置付けの回復)

第一に、各都市の運営・経営戦略の空間的な受け皿としての位置付けを回復することである。

平成の市町村合併の結果、一市町村内に複数の都市計画区域が存在するケースが発生し、都市計画区域と市町村の行政区域との間に齟齬をきたし、また、中心部と郊外部といった画一的な取り扱いに馴染まないような多様な土地利用の形態が地域内に併存することとなった例が多く見られる。こうした状況にかんがみ、基礎自治体としての市町村による一体的・総合的なまちづくりの推進が可能となるよう都市計画区域のあり方を見直すとともに、マスタープランやまちづくり手法の充実を図ることにより、都市経営戦略の空間的受け皿としての位置づけを回復する必要があると考えられる。

また、都市の姿が多様化し、大都市と地方都市、中心市街地と郊外といった従来の定型的な整理に当てはまらない場合もあることにかんがみ、それぞれの都市の個性に対応する先進的な取組に対しても、都市計画の面からの支援を講じていくことが考えられる。

(可視化・利害調整機能の強化)

第二に、都市が直面する課題を空間的に可視化し、利害調整を行う機能を強化することである。

本報告に示した提言は、安全・安心の確保、交通体系の総合的整備、環境上の課題への対応、国際競争力を支える活力基盤の整備など、生活者に身近なものから、多様な利害の錯綜する広域的・国家的課題まで広範にわたっている。このため、市町村を中心として担われるまちづくりの中に、公と民、国と地方といったステレオタイプの一方向的で垂直的な関係から脱し、より双方向的で水平的な調整システムを組み込んでいく必要がある。例えば、国からの計画要請制度や、契約的手法のより大胆な活用、利害関係者の多い大規模事業等についての計画の確定手続（司法判断を受けるタイミングの早期化）などである。

(都市計画の評価システムの構築)

第三に、事業や規制に関する都市計画に、評価のシステムを導入することである。

公共事業改革における投資配分の効率化や政策評価の強化が進められている中、関連する都市計画制度においてもこれに的確に対応することは当然であるが、加えて、中長期的視点を含む都市計画自体にも、都市の現況等の情報の収集等を充実するとともに、定期的な評価とこれに基づく見直しを、国

民により開かれた形で推進していく必要がある。また、この場合、その地域・土地柄にふさわしい整備・保全が行われるよう配慮すべきである。

なお、単に評価をするにとどまらず、例えば、長期間未実現のまま権利制限が継続している都市計画について、変更・中止するもの、実現を加速するもの等の仕分けを行う必要がある。

ウ. 長期安定的な土地利用計画システムの確立に向けて

更に、残された重要な課題の一つに、長期安定的な土地利用計画システムの確立が挙げられる。

現在の土地利用計画は、いわゆる線引き制度による開発圧力の制御を基軸とし、農業的土地利用等との調整の下に組み立てられている。線引き制度は、急激な都市化・人口集中という現行都市計画法制定時の時代背景に大きく依拠した制度である。一方、時代の変化にあわせて、これまでもその弾力化・見直しは進められてきた。

こうした線引き制度のあり方等について様々な意見がある一方で、そもそも都市計画区域外にわたる郊外部・周辺部の土地利用規制が必ずしも一貫したものとなっていないことを背景として、一部大都市圏を除き開発圧力が低下しているとはいえ、これらの区域でバラ建ちなどの土地利用の拡散が依然として発生しており、土地利用の混乱の懸念は各都市とも払拭されている状況にはない。また、地方都市における集約的な都市づくりの試みなど、開発圧力を制御するという視点のみによらない、新たな都市の秩序の提案もなされている。

このため、都市経済の活性化、環境上の課題への対応、営農活動の動向など、関連する都市活動の実態や変化の方向を踏まえながら、良好な市街地環境の形成を図るための仕組みの見直しを進めるとともに、市街地の内部から郊外周辺、さらに広域にわたる一貫性のある土地利用計画システムの確立を目指していくべきである。

エ. 21世紀初頭の確立を目指した段階的実施

以上のとおり、新たな都市政策を展開していく上で必要となる、都市計画制度及び関連制度の見直しについては、現行制度全般について総点検しつつ、短期的に対応すべきものと、その見直しが与える影響を十分考慮しつつ総合的かつ慎重な検討を行った上で、関係者のコンセンサスの醸成を図りながら中長期的に対応すべきものと可及的速やかに仕分けるとともに、21世紀の都市にふさわしい制度として再構築していくべきである。

これにより、21世紀初頭には確立されることを目途に、都市計画制度を主要な要素に含む、新たな都市政策に対応しうる都市空間創造システムを確立することが必要である。

(2) 市街地整備制度の見直しに向けて

エコ・コンパクトシティ等各都市が目指す将来像の構築を促進するには、集約の核となり、競争力や魅力の源泉となる拠点的市街地の再構築を積極的に進めることが重要である。

多くの都市では、人口減少や都市機能の拡散に伴い、市街地内に低未利用地が虫食い状に発生しているにも関わらず、利害関係者が多く、これらを種地に広がりを持った整合性のある整備を行うことが難しい状況にあること等から、放置されている例が見られる。一方では、地価下落や高齢化を背景に都市中心部等への人口回帰も見られ、単独開発が可能な敷地のみが無計画にマンション用地となるなど、いわゆる「インナースプロール」問題も指摘されている。

(柔軟な手法による拠点的市街地の再構築)

集約の核となる拠点的市街地に都市の諸機能を集積させ、集約型都市構造の構築を促進する観点からは、既存施設を活かしつつ、また、散在する種地を計画的かつ機動的に活用し、居住機能も含め必要な都市機能を誘導することが有効である。そのためには、事業を一気に、また、大規模に進めることに拘泥せず、権利者・利害関係者のニーズや都合に柔軟に応じつつ、計画的に整備を進める手法が必要になる。

また、エコ・コンパクトシティにふさわしい拠点的市街地とするためには、賑わいを呼ぶ都市機能の集積、環境共生や都市の個性に応じた街並みを先導する街区等を先行的に形成することがむしろ有効である。

拠点的市街地の整備手法としては、街区構成を利用者のニーズに応じて再編しつつ都市基盤を整備できる土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的な整備手法が引き続き基本となるが、事業スケジュールや住民意向等に応じて部分的・段階的に整備を行うことも含め、より柔軟に整備を進めていくことができるよう、例えば、弾力的な事業区域設定、段階的な事業の施行等が可能な新たな仕組みも検討すべきである。

おわりに

本報告は、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会に報告し、同部会によるこれからの審議の参考としていただくため、とりまとめたものである。我が国が現実には人口減少局面に入り、また、地方公共団体の財政破綻、地球環境問題等の社会経済情勢の変化が顕在化するなど、都市政策のあり方を展望する上で大きな転換点にある中、今後の都市政策に関する一定の方向性をとりまとめている。

今後は、同部会を中心に、本報告で記述した都市政策のそれぞれの方向性について、都市政策の基本的な手段である都市計画制度の見直しも含め、これを具体化し、展開していく方策等が議論されることを期待する。

また、国に対しては、この報告を踏まえ、必要な制度等を検討するとともに、国家的観点、広域の観点から都市政策の方針を示し、地方公共団体等に対し助言・提案すること等を通じて、将来世代に「豊かで活力ある持続可能な都市」を継承することができるような都市政策の展開を進めることを期待する。

なお、地方公共団体をはじめ都市政策に関わる国以外の各主体に対しても、本報告を参考に、都市の将来ビジョンや必要な施策等の検討を速やかに開始することを期待する。

都市を巡る社会経済情勢の変化と都市政策の課題



1. 人口減少・超高齢化の進展と都市の拡散
2. 都市経営コスト効率化の要請
3. 地球環境問題への対応
4. 激化する都市間競争
5. 行政の広域化に伴う課題
6. 農地の転用・開発と都市からみた農のニーズの高まり
7. 国民の価値観の多様化・技術革新・ライフスタイルの変化

1. 人口減少・超高齢化の進展と都市の拡散

20世紀の人口急増と急激な都市化

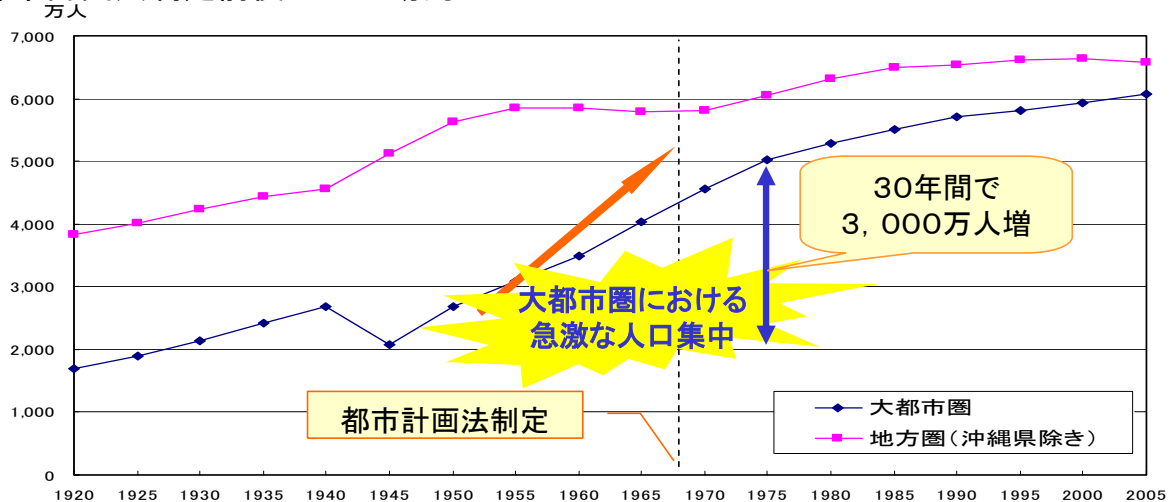
●現行都市計画法制定(昭和43年)の背景

現行の都市計画法は、高度経済成長に伴う都市の人口増加、産業の都市への集中による無秩序なスプロールを防止するため、区域区分(線引き)、開発許可制度といった土地利用コントロールのための基本的な制度を導入。

●現行都市計画制度が前提としていた社会経済情勢の変化

人口減少社会の到来、モータリゼーションの進展等により現行の都市計画制度が前提としていた社会経済情勢に変化が生じている。

■都市計画法制定前後の人口動向



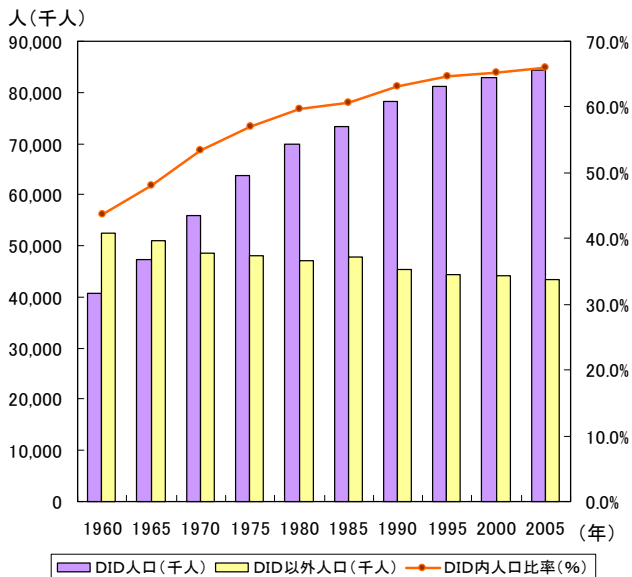
大都市圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県

(国勢調査より作成)

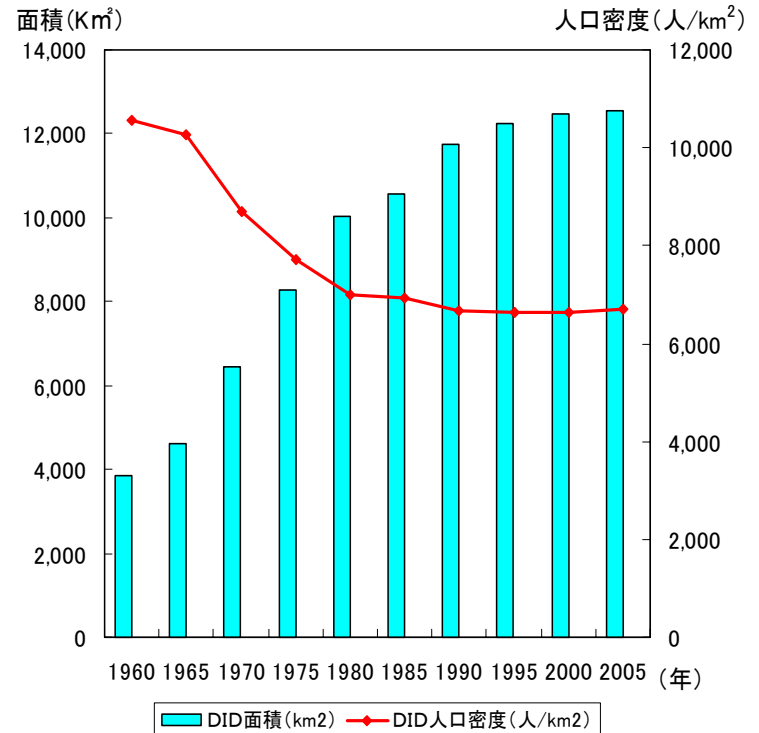
拡散、低密度化してきた都市①

- 人口集中地区(DID)内の人口は、緩やかな増加。DID面積は1990年頃まで大幅に拡大し、その後緩やかな増加。
- その結果、DID人口密度は同時期まで大幅に減少し、その後、ほぼ横ばい。

DID内外の人口及びDID内人口比率の推移



DID面積及びDID人口密度の推移



出典：「国勢調査」(総務省)をもとに作成。

注：DID(Densely Inhabited Districts)は、原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上である地区などを条件として設定。

拡散、低密度化してきた都市②

- 東京都市圏で、都市中心からの距離帯別人口シェアをみると、中心部で減少しその外側で増加傾向がみられる。
 - ・ 人口密度の推移図をみると、都市圏中心部で人口密度の低下と、都市圏外縁部で低密度の居住地(人口のあるメッシュ)の増加がみられる。

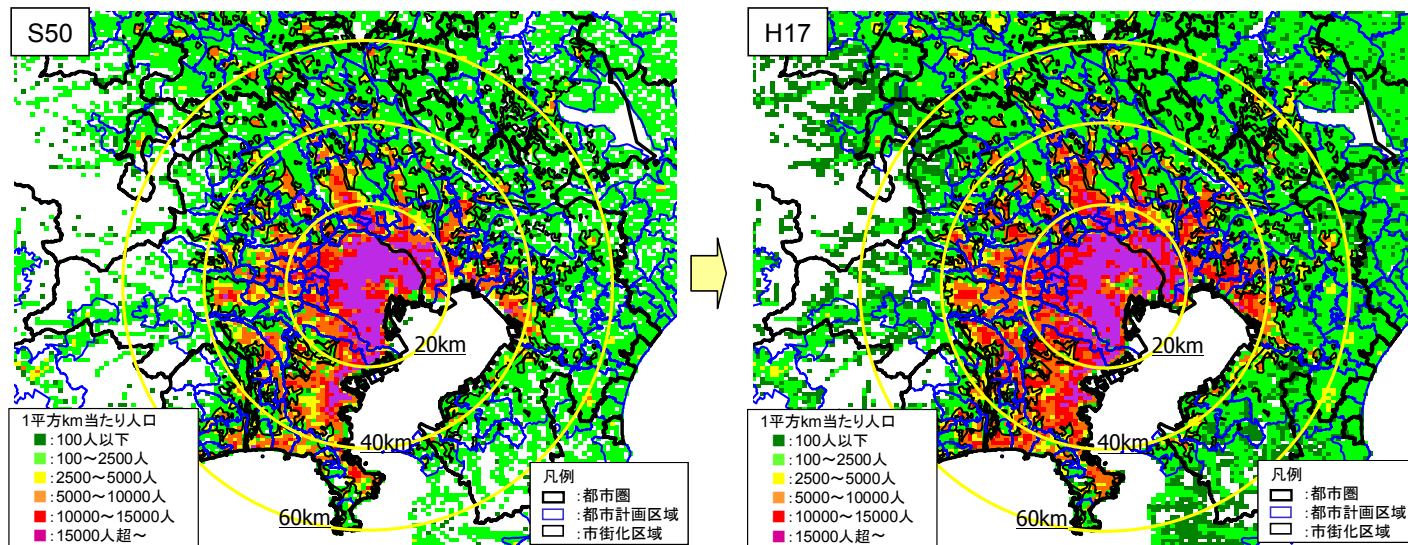


図 人口密度の推移

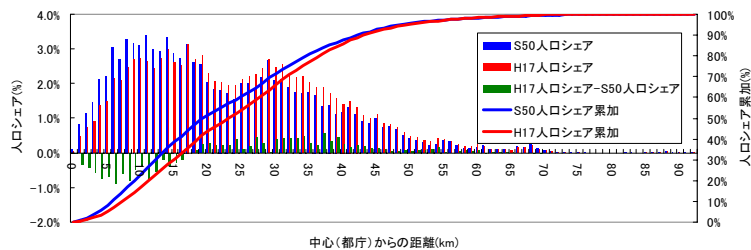


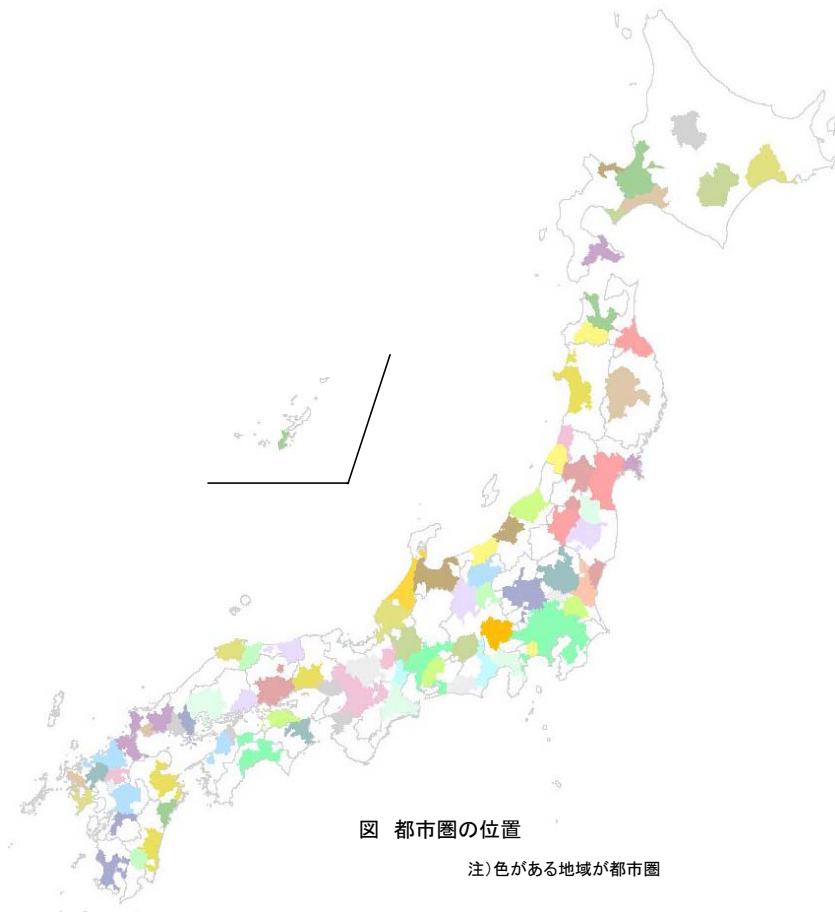
図 都市圏中心(都庁)からの距離帯別人口シェアの推移

注) 都市圏は、「都市・地域レポート2005」により設定された85都市圏を用い、平成18年度末の市町村合併により、既に都市圏に編入された区域を合わせて都市圏と整理した。

参考. 「都市・地域レポート2005」による都市圏の概要

●都市圏の定義:

平成12年国勢調査をもとに、人口10万人以上で昼夜間人口比率が1.00以上の都市を「核都市」とし、核都市への通勤・通学者が500人以上又は在住通勤・通学者の5%以上となる地域を「周辺市町村」として、全国に85の都市圏を設定。



拡散、低密度化してきた都市③

- 甲府都市圏で、都市中心からの距離帯別人口シェアからも、中心部で減少しその外側で増加傾向がみられる。
- ・ 人口密度の推移図をみると、都市圏中心部で人口密度の低下と、都市圏外縁部で低密度の居住地(人口のあるメッシュ)の増加がみられる。

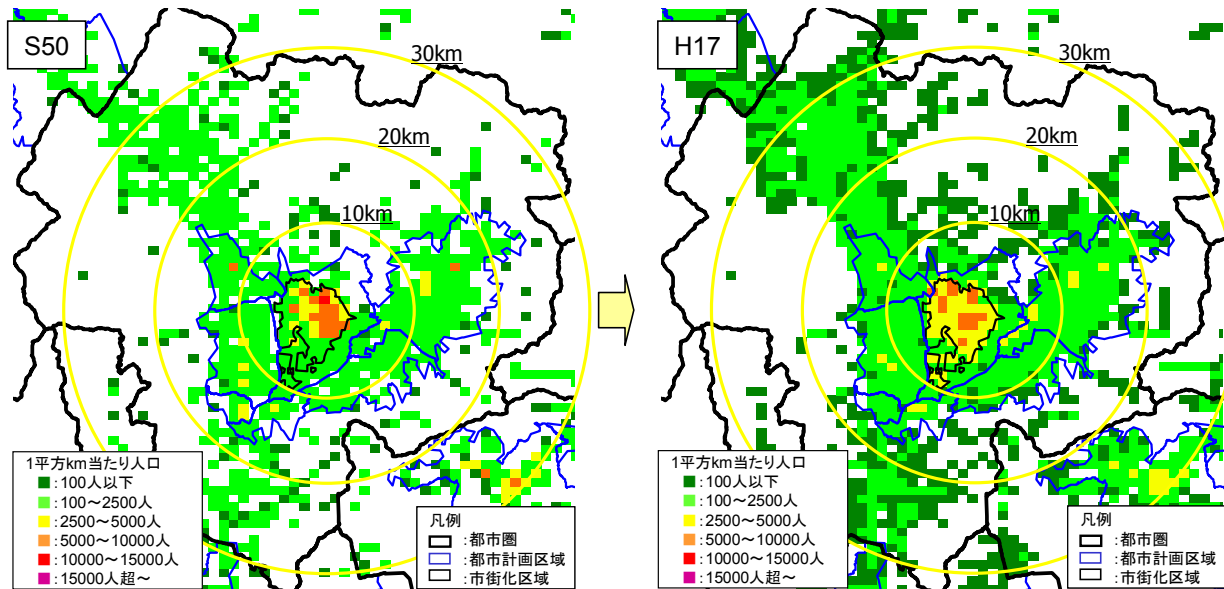


図 人口密度の推移

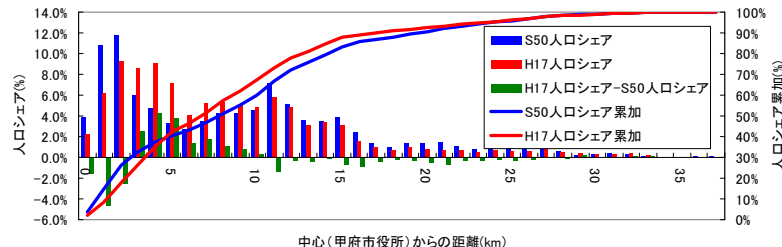
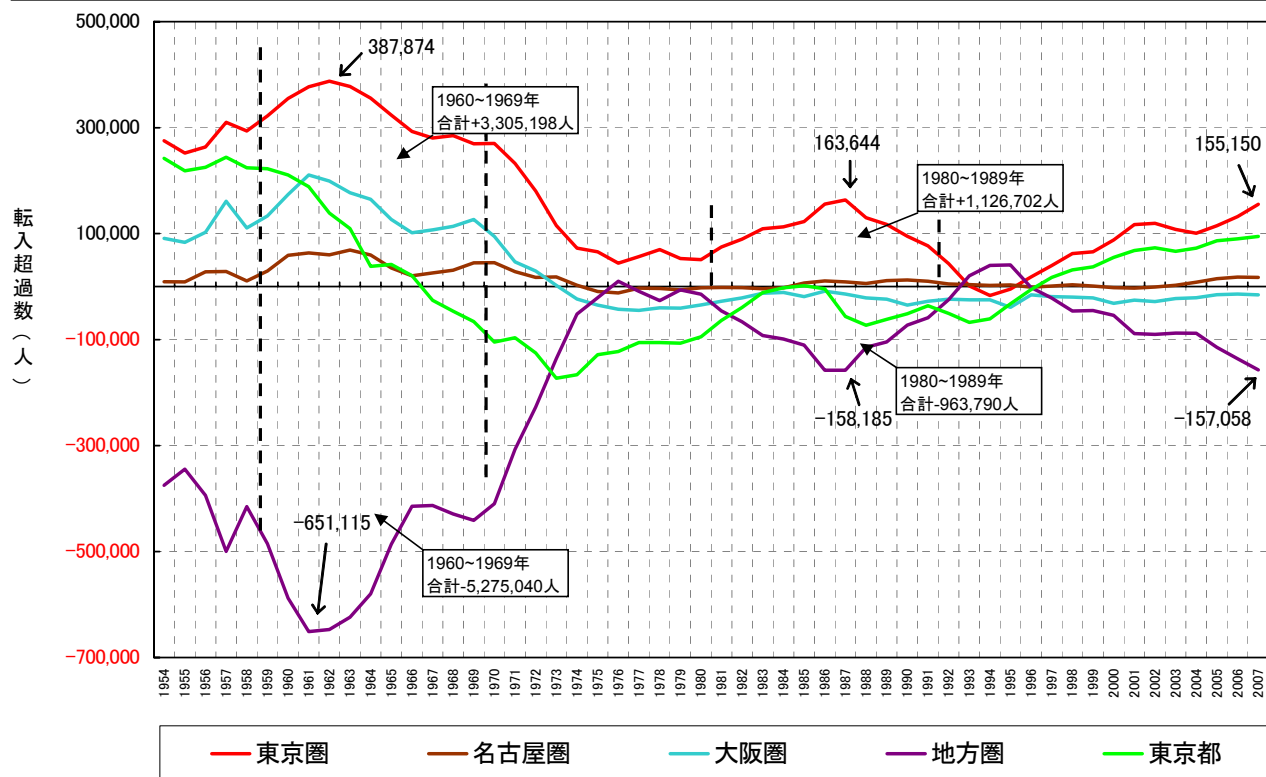


図 都市圏中心(甲府市役所)からの距離帯別人口シェアの推移

注) 都市圏は、「都市・地域レポート2005」により設定された85都市圏を用い、平成18年度末の市町村合併により、既に都市圏に編入された区域を合わせて都市圏と整理した。

東京圏への転入超過拡大、特に東京都への転入超過

●1990年代半ば以降、東京圏への転入超過が拡大。特に東京都への転入が超過。これは、1980年代の東京一極集中の時には見られなかった現象。



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省作成。

注：地域区分は次のとおり。

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県 関西圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏：東京圏、名古屋圏、関西圏 地方圏：三大都市圏以外の地域

地方部における都市の人口の動向

●ブロック中枢都市の増加が顕著。県庁所在都市は増加傾向。県庁所在都市以外の中小都市は減少傾向。

分類	人口増減率 ($(b-a)/a\%$)	1995年人口 (a)	2005年人口 (b)	市町村数 (c)	うち人口が減少 した市町村数 (d)	割合 ($d/c\%$)
地方圏の合計 (36道県)	-0.5%	63,921,913	63,583,461	1334市町村	985市町村	73.8%
市の合計	0.0%	53,589,082	53,576,668	499市	328市	65.7%
ブロック中枢都市 (札幌・仙台・広島・福岡)	6.5%	5,130,234	5,461,631	4市	0市	0.0%
県庁所在都市 (ブロック中枢都市を除く)	1.1%	12,219,285	12,358,130	32市	9市	28.1%
人口10万人以上都市 (県庁所在都市を除く)	-0.3%	17,591,270	17,533,747	97市	54市	55.7%
人口10万人未満都市	-2.3%	18,648,293	18,223,160	366市	264市	72.4%
町村の合計	-3.2%	10,332,831	10,006,793	835町村	657町村	78.7%

(参考)

三大都市圏の合計(11都府県)	4.1%	61,648,333	64,184,533	488市町村	222市町村	45.5%
-----------------	------	------------	------------	--------	--------	-------

※ 地方圏は三大都市圏以外の地域であり、三大都市圏は以下の通りである。

三大都市圏以外東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)、関西圏(大阪府、京都府、奈良県、兵庫県)

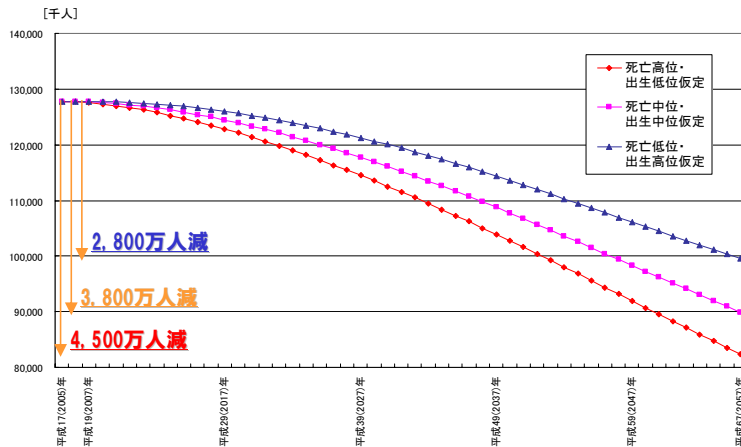
※ 人口規模による市の分類は、2005年の国勢調査の結果により行った。また、市町村数は、2006年3月末時点における市町村を基準にして集計した。

(出典)総務省「国勢調査」をもとに作成

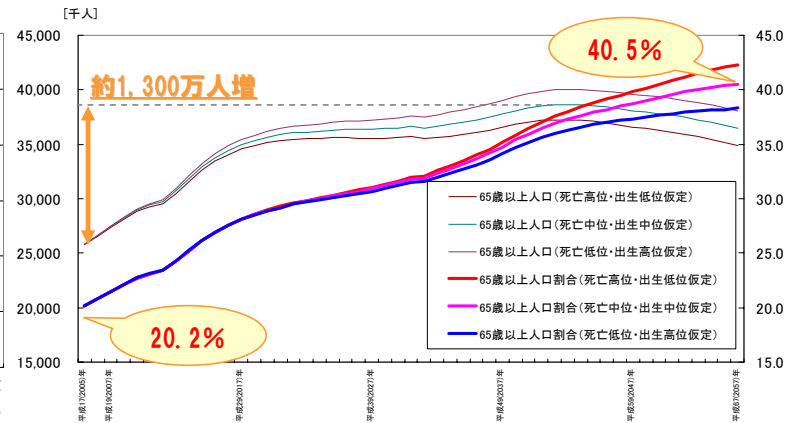
人口減少・高齢化の推計

- 日本は人口減少・高齢社会を迎え、平成67(2055)年には8,000万人～1億人弱の人口となるものと推計されている。
- また、総人口は減少し続けるものの、高齢化率は一貫して上昇し続け、平成67(2055)年には高齢化率38.3～42.3%の超高齢社会へ。

人口推計



65歳以上人口及び高齢化率の推計



出展) 国立社会保障・人口問題研究所データより作成

高齢化の進展①

- 全国の高齢化率は、昭和50年の約8%から平成17年の約20%へと約12%上昇している。
- 特に、中山間地を有する都市圏外では、昭和50年の約11%から平成17年の約28%へと約17%の大幅な上昇がみられる。

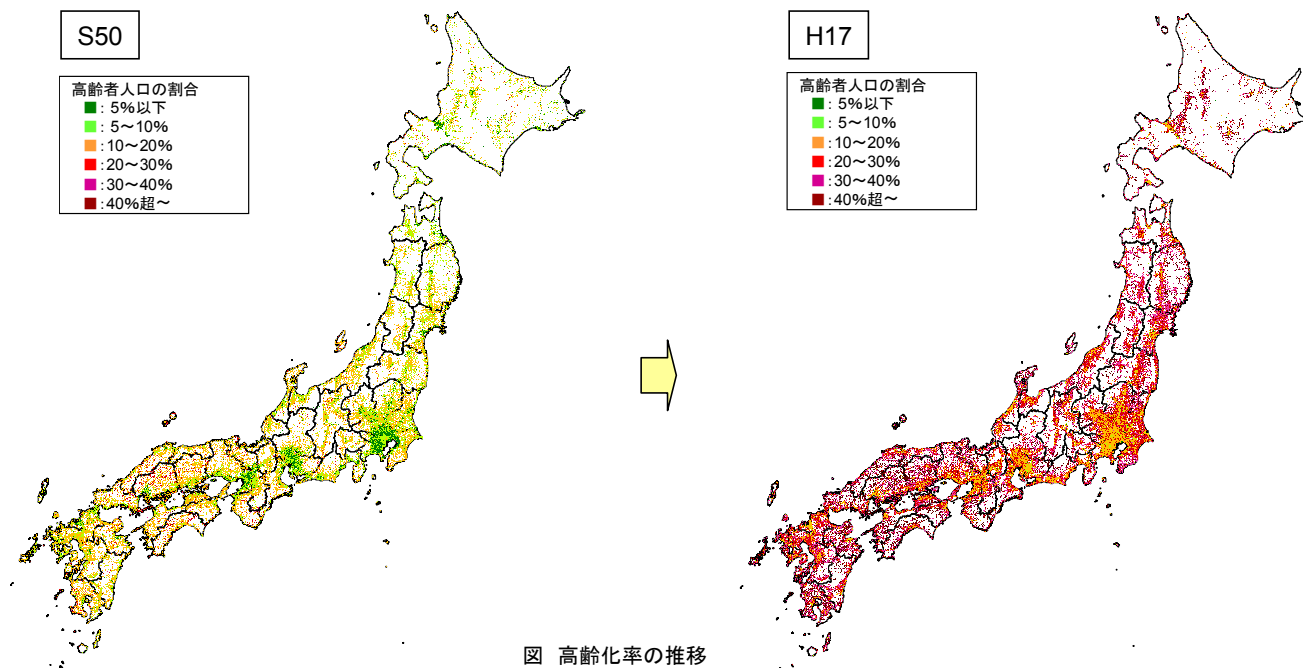


表 圏域別の高齢化率の推移

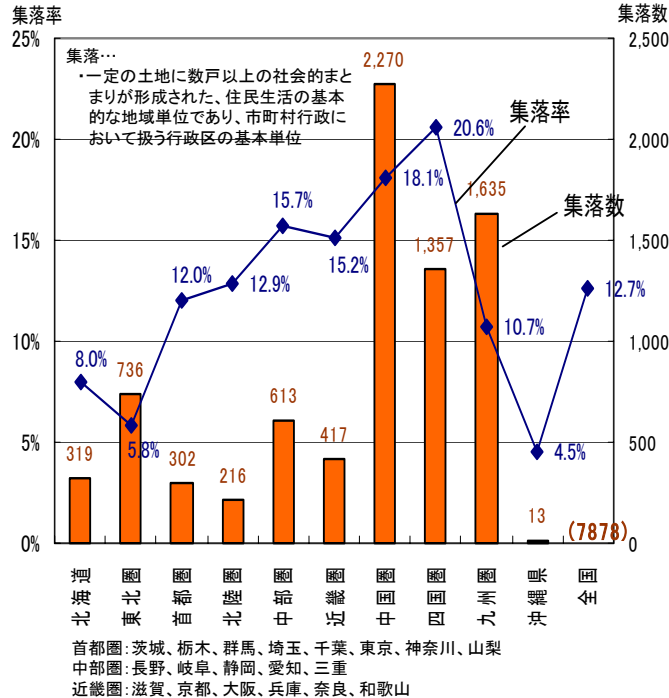
	S50	H17	差(H17-S50)
全国	7.9%	20.1%	12.2%
都市圏内	7.4%	19.2%	11.8%
都市圏外	11.2%	27.7%	16.5%

注)都市圏は、「都市・地域レポート2005」により設定された85都市圏を用い、平成18年度末の市町村合併により、既に都市圏に編入された区域を合わせて都市圏と整理した。

高齢化の進展②

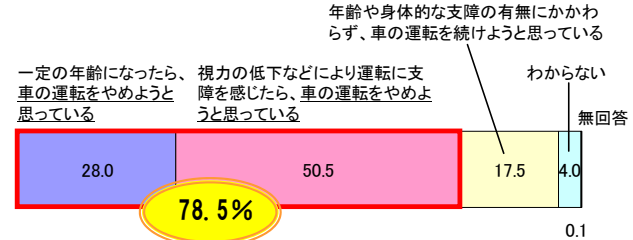
- 地方では、高齢者が過半を占める集落が多く、更なる高齢化率の上昇により集落の維持に支障を来す恐れも。
- モータリゼーションの進展による教育、福祉、医療、文化等の公共サービス施設へのアクセスの遠隔化等、高齢者等の負担が一層増大する懸念。

高齢者(65歳以上)割合が50%以上の集落率・集落数



(国土審議会第24回計画部会(平成19年9月18日)資料より)

高齢者の運転に関する意向



高齢者が運転を続ける理由

	総数	大都市	中都市	小都市	町村
買い物や通院など、自分や家族の日常生活上、不可欠だから	54.7	20.0	42.4	56.4	75.6
車の運転操作には慣れているから	45.3	80.0	57.6	35.9	31.7
いつも運転しなれた場所・区間であるから	25.8	33.3	27.3	15.4	31.7
職業上必要だから	25.8	26.7	18.2	28.2	29.3
バスや鉄道など他の交通機関が不十分だから	16.4	6.7	9.1	15.4	26.8
運転しやすい環境にあるから(道路の見通しが良い、交通量が少ないなど)	13.3	6.7	15.2	5.1	22.0
車の運転が好きだから	13.3	26.7	18.2	28.2	29.3
その他	3.9	6.7	3.0	2.6	4.9
無回答	2.3		3.0	5.1	

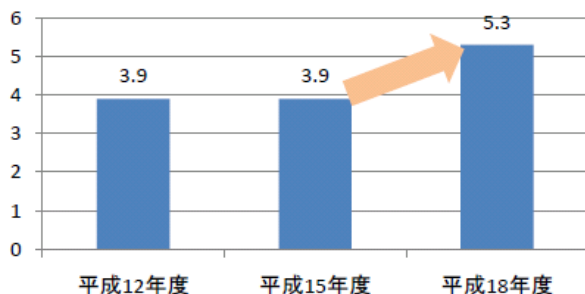
大都市: 東京都区部と指定都市 中都市: 人口10万人以上の市 小都市: 人口10万人未満の市

(内閣府 平成17年度「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」より作成)

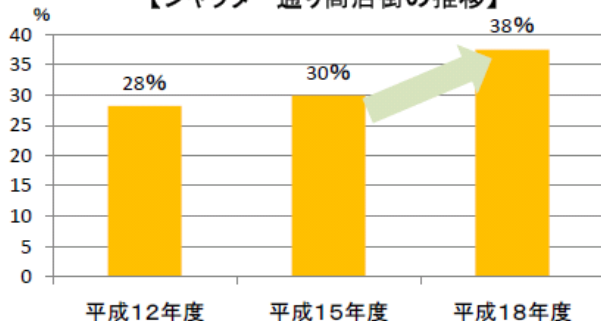
中心市街地の空洞化

- 一商店街当たりの平均空き店舗数は5.3店、平成15年度から18年度の3年間に10%増加。
- シャッター通り商店街は増加傾向。特に空き店舗数の多い商店街の割合が近年急速に増加。

【平均空き店舗数の推移】

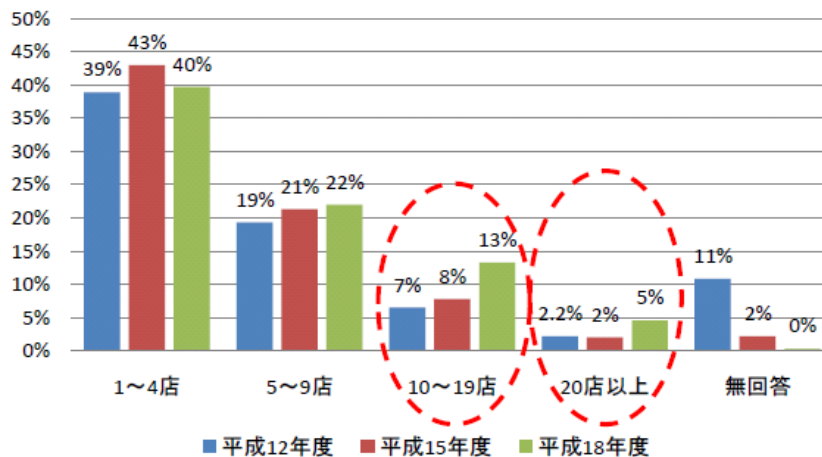


【シャッター通り商店街の推移】



(注) 商店街実態調査報告書で、空き店舗率が10%超のところをシャッター通り商店街と定義した。 出典: 商店街実態調査報告書(平成12、15、18年版)

【商店街での空き店舗数の推移】



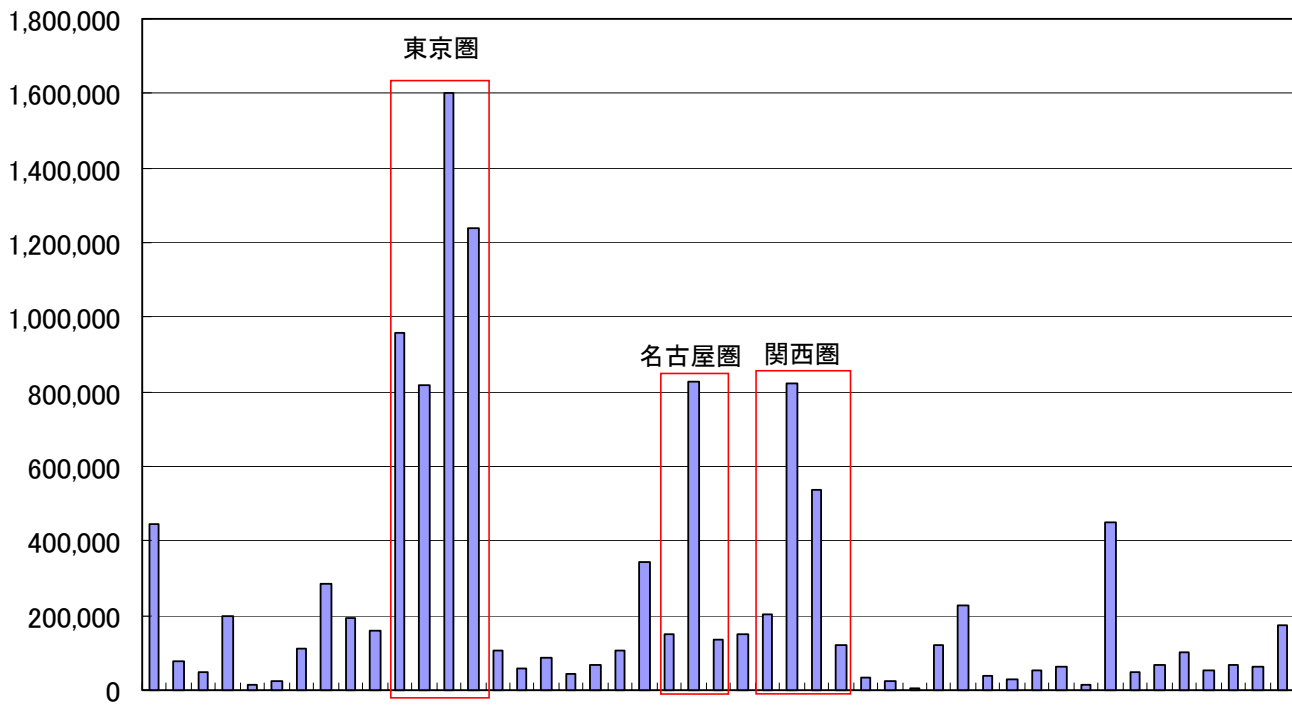
出典: 商店街実態調査報告書(平成12、15、18年版)

中小企業庁資料より

大都市圏で深刻化する高齢化問題

●都道府県別の高齢者(65歳以上)人口の増加数の推計(2005年→2035年)をみると、大都市圏ほど顕著。

増加数(2005年→2035年)



北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長静岐愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
海森手城田形島城木馬玉葉京奈湯山川井梨野岡阜知重賀都阪庫良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄
道県県県県県県県都川県県県県県県県県県県県府県府県県山県県県県県県県県県県県県県県県

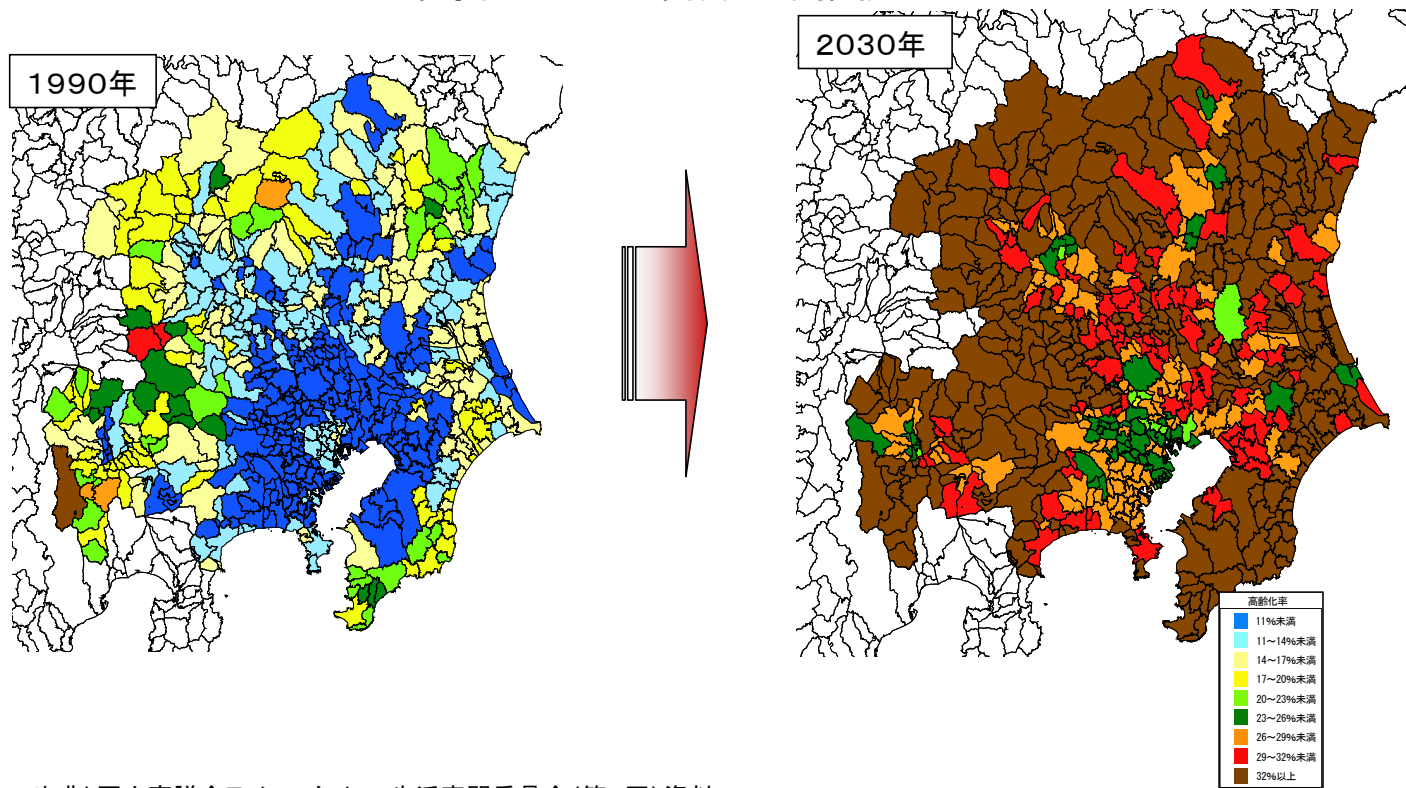
出典) 2005年の実績値:総務省「国勢調査」

2035年の推計値:国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)

大都市圏で深刻化する高齢化問題

- ニュータウン居住者など大都市圏郊外で、一斉高齢化(オールドタウン化)し、「過疎問題」が発生するおそれ

東京圏における高齢化率推移



出典)国土審議会ライフスタイル・生活専門委員会(第2回)資料

2. 都市経営コスト効率化の要請



財政基盤の弱い地方自治体

- 地方財政借入金残高は昭和55年の約40兆円から平成20年の約200兆円へと大幅に増加。
- 経常収支比率は平成元年から急上昇し、平成16年以降90%を超過している。

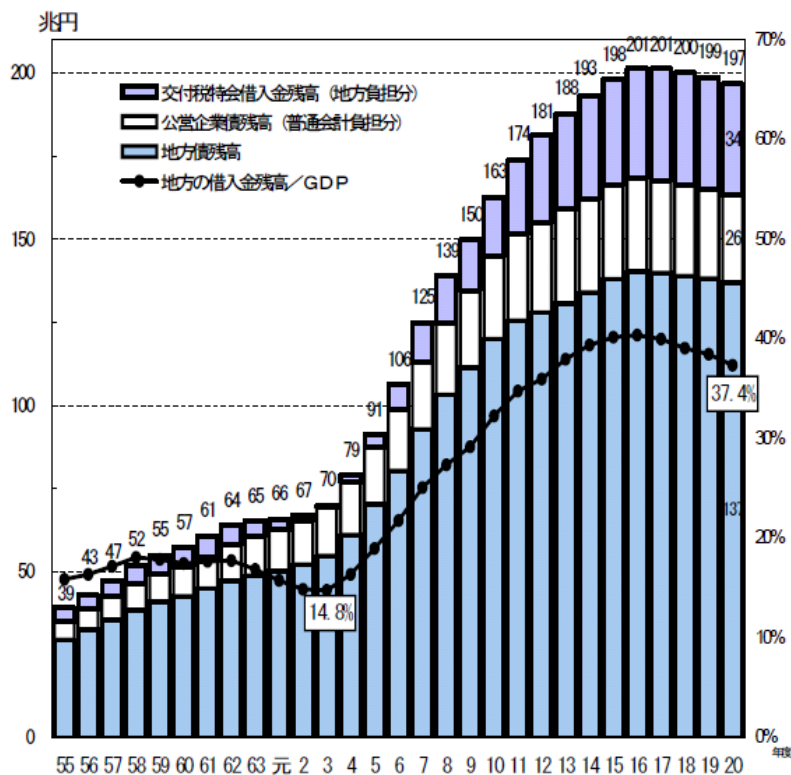
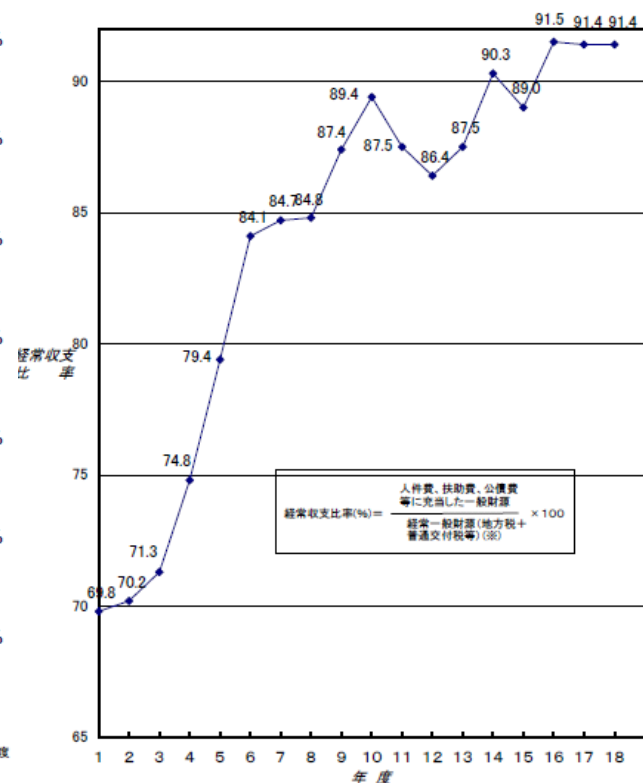


図 地方財政借入金残高の推移



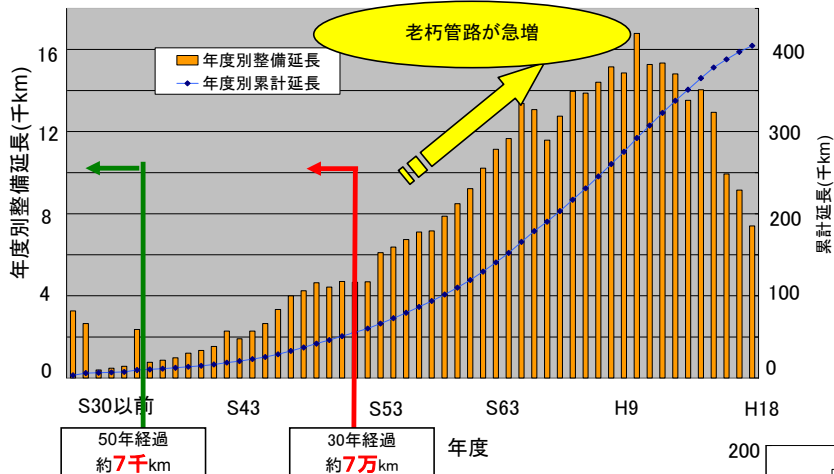
(※) 平成13～18年度については、繰越繰入金債及び臨時財政対策債を加算

図 経常収支比率の推移

増大する下水道ストック

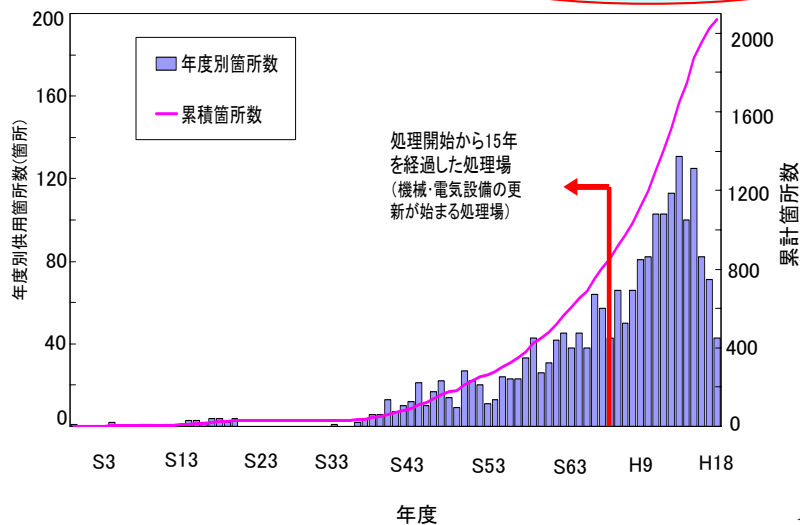
管路の年度別整備延長(全国)

約40万km



処理場の年度別供用箇所数(全国)

約2,000箇所



公共投資財源の減少と社会資本の維持管理・更新費の増大

- 公共投資財源は厳しさを増しており、さらに、高度経済成長期を中心に大量に整備された社会資本の維持管理・更新費も増大。

・【地方公共団体の歳入】

H8:101兆3,500億円

→H18:91兆5,200億円(△10%)

【地方公共団体の歳出】

H8:99兆円200億円

→H18:89兆2,100億円
(△10%)

- ・歳出のうち、投資的経費は大幅に減少。

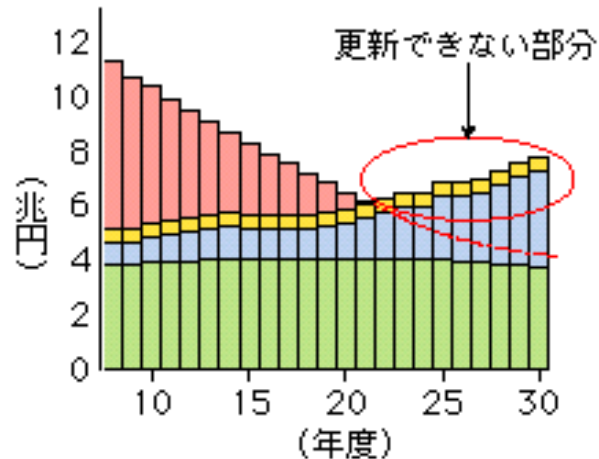
【普通建設事業費の構成費】

H8:30.2%→H18:16.0%

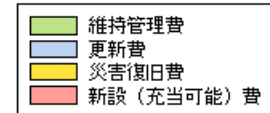
(平成20年版「地方財政の状況」より)

＜社会資本(※)の維持管理・更新費の見通し＞

* 国土交通省所管の社会資本(道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸)



2005年度以降の投資可能総額の伸びを、国が管理主体の社会資本は対前年比△3%、地方は△5%と仮定した場合、投資可能総額が不足し、2022年度以降、社会資本が更新できなくなる。



(平成17年度「国土交通白書」より)

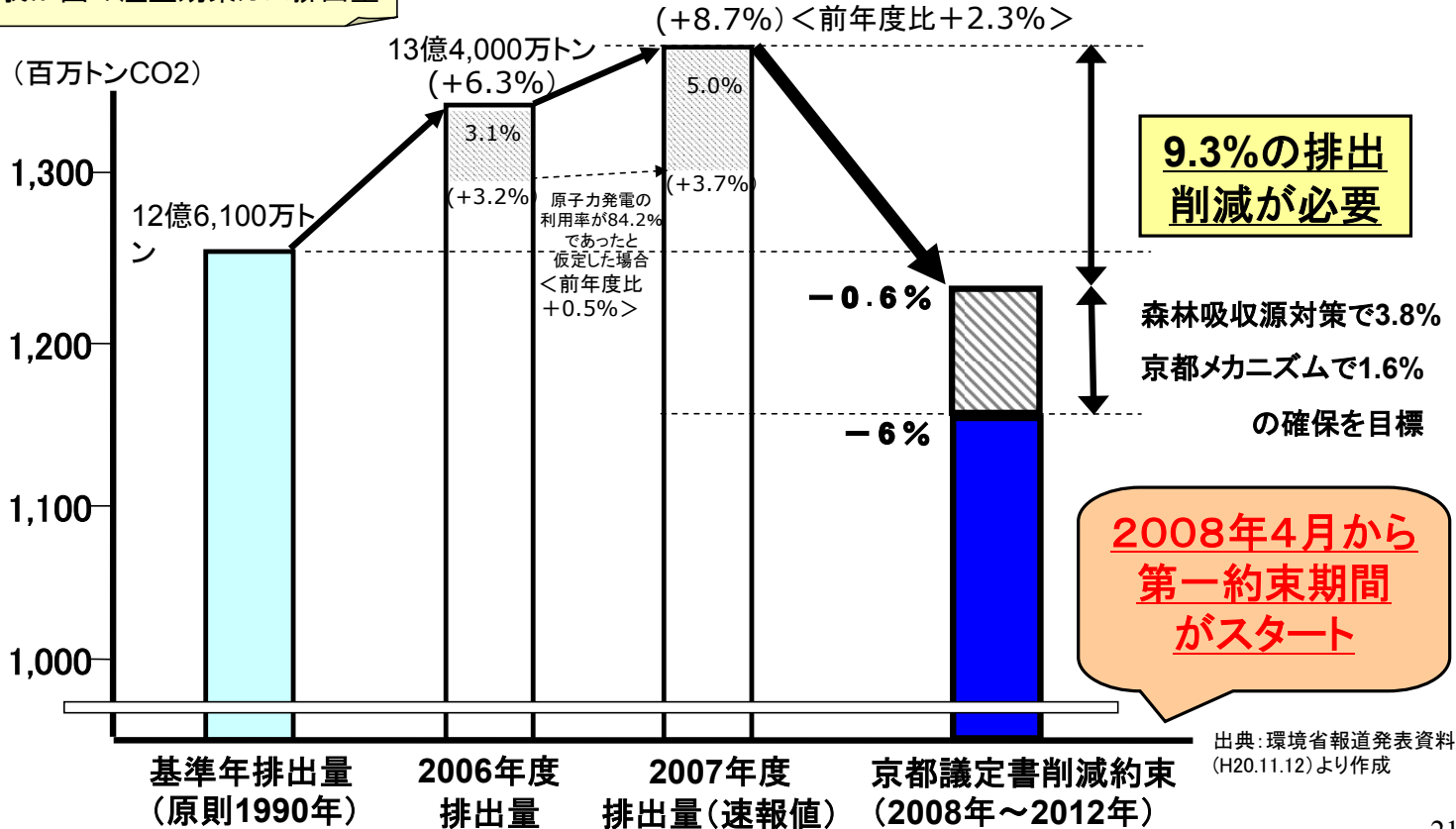
2. 地球環境問題への対応



温室効果ガス排出量

●2007年度における我が国の排出量は、基準年比8.7%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、9.3%の排出削減が必要。

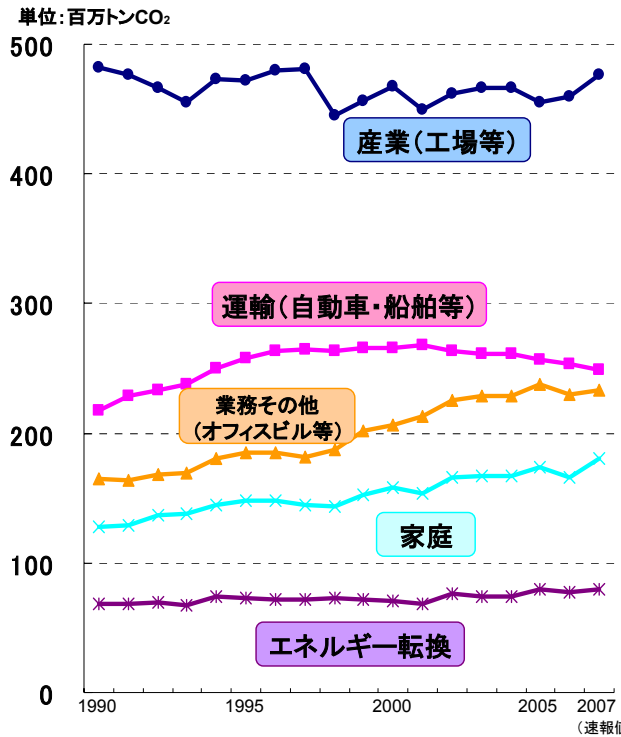
我が国の温室効果ガス排出量



地球温暖化（部門別CO2排出量の変化）

●部門別排出量の推移をみると、産業以外は基準年から増加。2010年度に向けて大きな削減が必要。

部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移と2010年目標



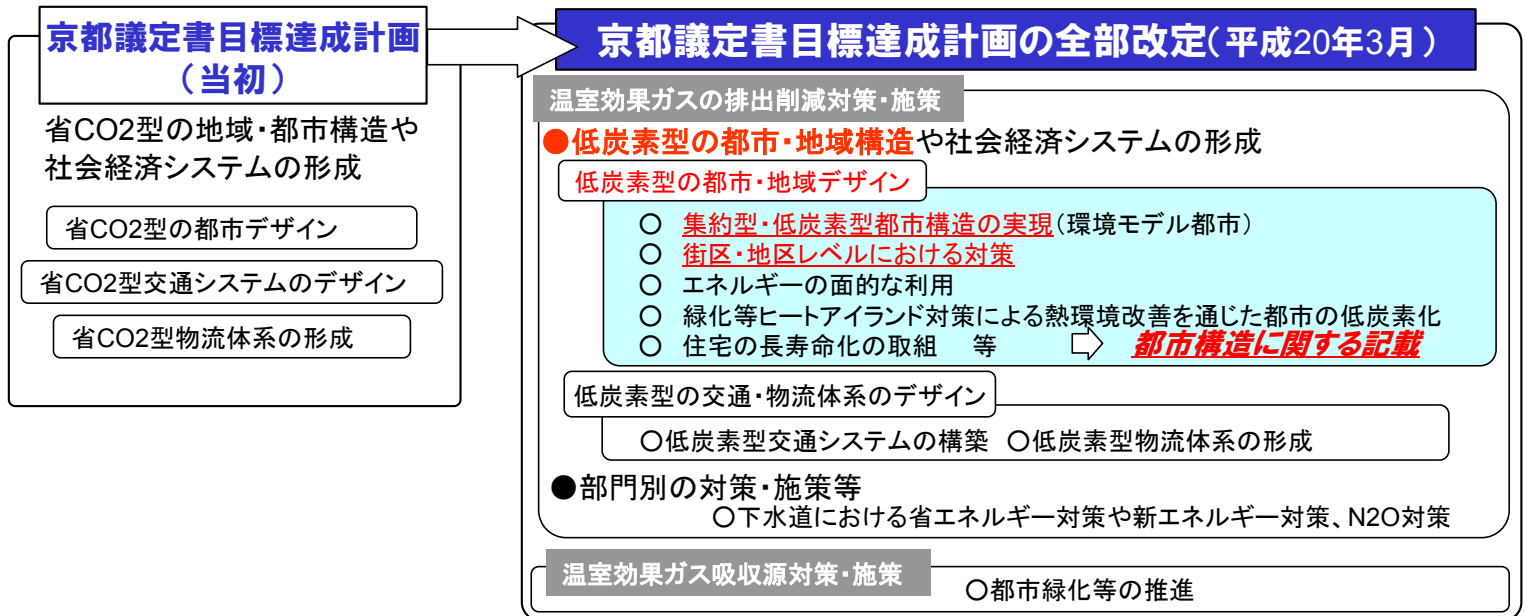
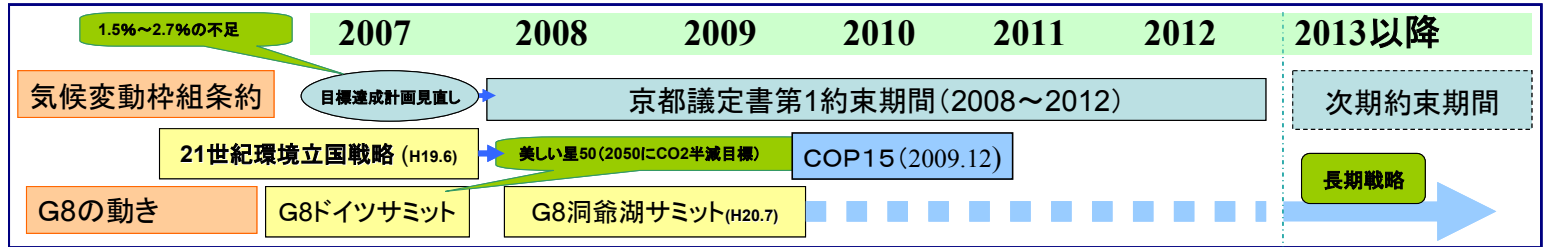
単位:百万トンCO₂ (注)%の数字は、基準年比削減(増減)率

1990年度	増減率	2007年度 (速報値)	目標までの 削減量 ^(※2)	2010年度目安 としての目標 ^(※1)
482	-1.3%	476	-48~ -52	424~428
217	+14.6%	249	-6~ -9	240~243
164	+41.7%	233	-23~ -25	208~210
127	+41.1%	180	-39~ -42	138~141
68	+17.7%	80	-14	66

(※1) 京都議定書目標達成計画(H20.3.28全部改定)より
(※2) 2007年度速報値と2010年度目安としての目標との差

出典: 1990~2006年度は温室効果ガスインベントリオフィス(GIO)公表値(2008.7.9)より、
2007年度速報値は環境省報道発表資料(2008.11.12)より作成

地球温暖化対策の進展



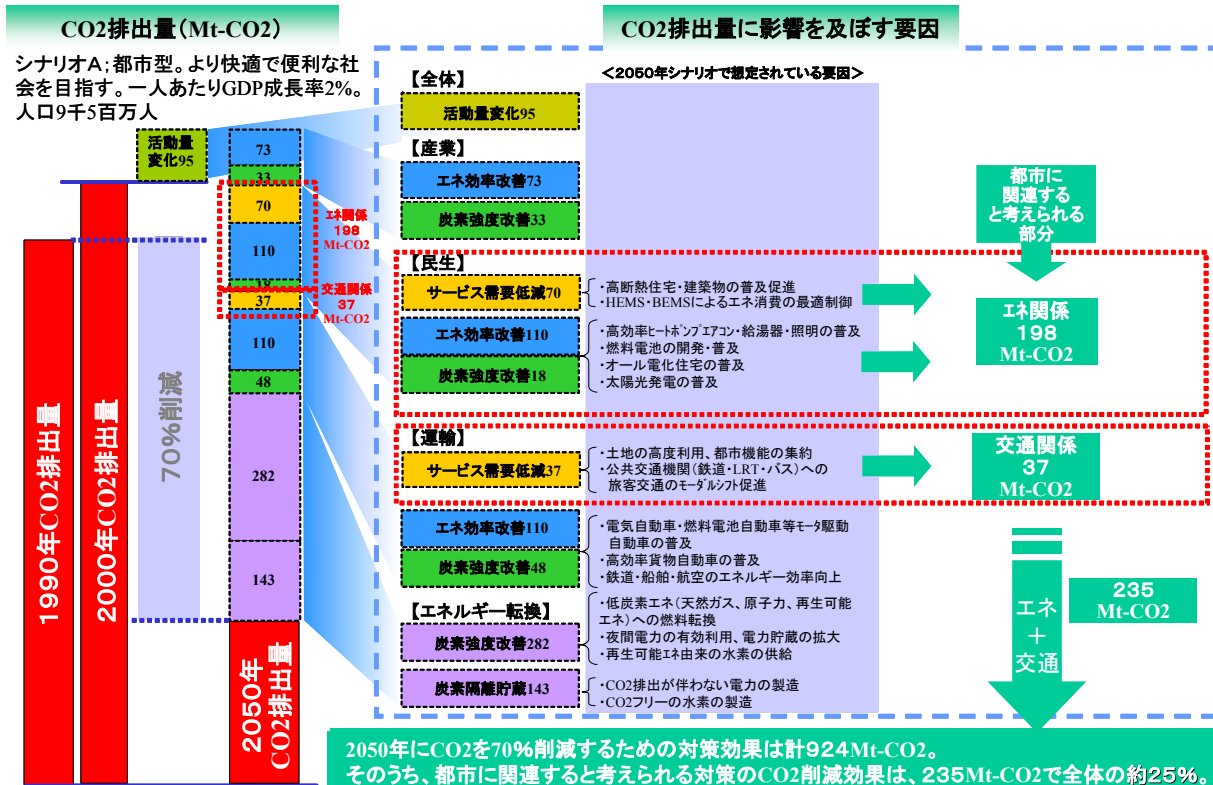
洞爺湖サミット

G8は、2050年までに世界全体の温暖化ガス排出量を少なくとも50%削減するとの目標を、世界全体の目標として採用することを求めるとの認識で一致

長期目標に向けての地球温暖化対策

- 2050年までの世界全体の温室効果ガス排出半減(クールアース50)するという長期目標の実現に向けて、クールアース推進構想を提示(福田総理:H20.1.26 ダボス会議)
- 国立環境研究所等のシナリオにおいては、**全体効果の2~3割が都市に関連する**。

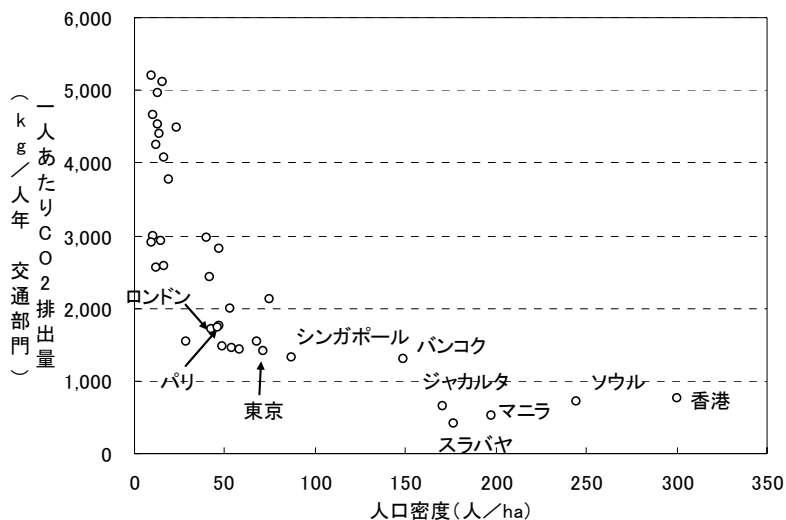
2050日本低炭素社会シナリオ:温室効果ガス70%削減可能性検討(2007年)
 「2050日本低炭素社会」シナリオチーム(国立環境研究所・京都大学・立命館大学・みずほ情報総研)



都市構造とCO2排出量の関係 ～都市の集約性との関係～

●都市別に見た場合でも、人口密度が高くなると交通部門のCO2排出量が小さくなる傾向にあり、都道府県別の傾向よりも明確である。

<世界各国の都市における人口密度と1人当たりCO2排出量の関係>

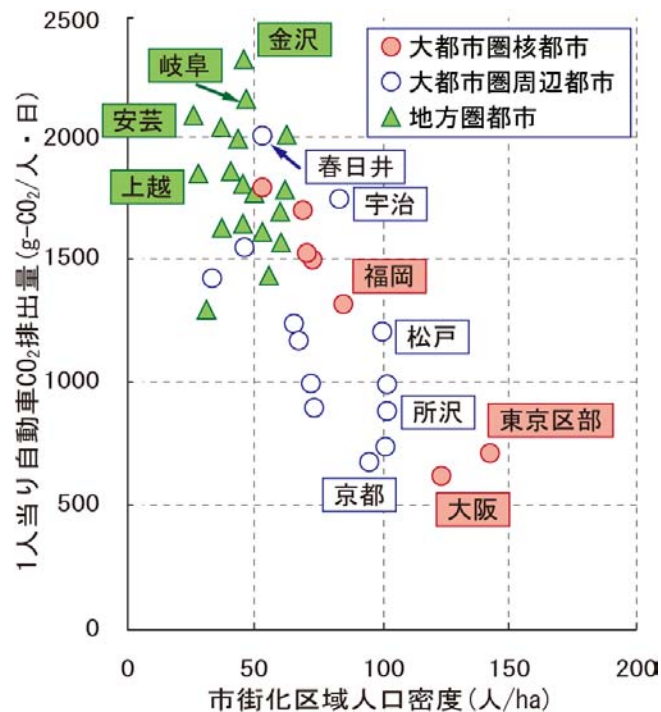


※1 CO2排出量は、筆者らのデータの収集、処理方法で、World Bankが作成

※2 データは1990年

出典:P.Newman, J.Kenworthy: Sustainability and Cities, 1999

<我が国の諸都市における人口密度と1人当たりガソリン消費量の関係>

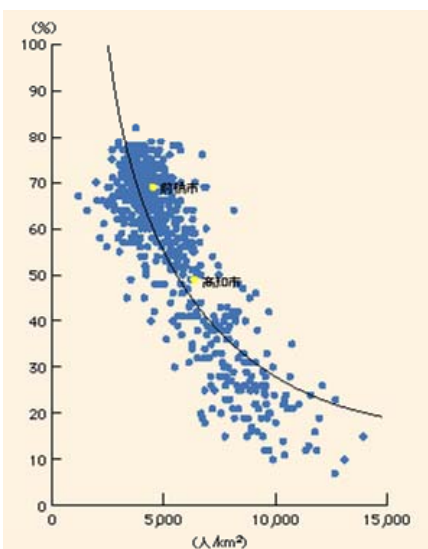


出典:谷口守:都市構造から見た自動車CO2排出量の時系列分析、都市計画論文集 No.43-3、2008年10月

都市構造とCO2排出量の関係 ～利用交通手段～

- DID人口密度の低い都市において自動車の依存率が高い。
- 路面電車を廃止した都市は、存続している都市に比べ、1人当たりCOが約15%多い。
- 公共交通機関を利用した方が単位輸送量当りのCO2排出量が小さい。

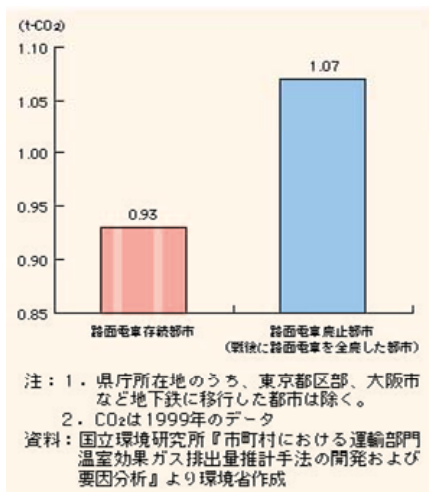
<自動車依存率とDID人口密度>



注1：平成12年国勢調査において、DID人口密度のデータがある市（東京都特別区を含む）が対象。
資料：総務省平成12年『国勢調査』より環境省作成

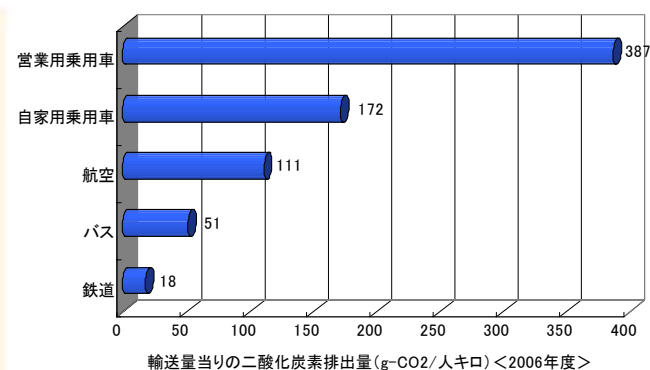
出典：平成18年度環境白書

<県庁所在地における
運輸旅客部門CO2排出量>



出典：平成18年度環境白書

<輸送量当りのCO2排出量(旅客輸送)>



出典：国土交通省資料

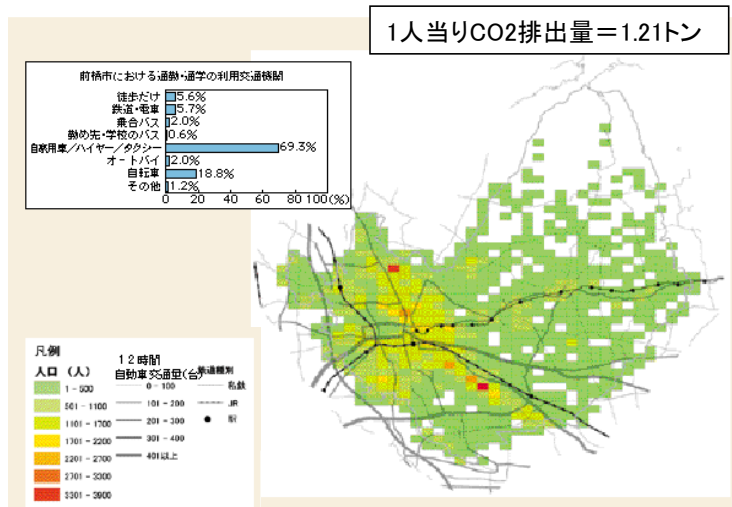
都市構造とCO2排出量の関係 ～都市の形状～

●面積と人口がほぼ同じ規模である前橋市と高知市を例に見ると、低密度の市街地が広がっている前橋市では、自動車の依存率が高い。運輸旅客部門の1人当たり年間CO2排出量を比較すると、高知市の0.87トンに対し、前橋市では1.21トンと、約4割多くなっている。

<都市の形状と輸送機関分担率の関係>

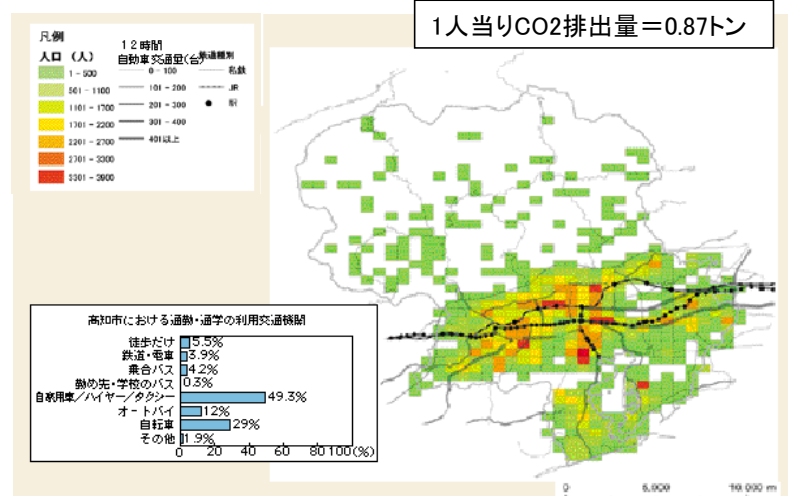
◆前橋市の例

・可住地面積割合 = **85%**



◆高知市の例

・可住地面積割合 = **39%**



※1 1人当たりCO2排出量は運輸旅客部門のみ

出典:平成18年度環境白書

屋上緑化・壁面緑化によるヒートアイランド対策

- 国土交通省屋上庭園では、屋上緑化の有無によって、屋上のタイル面の表面温度に平均で11.2℃の差が見られた。
- 屋上緑化は平成19年までに全国で194ha施工された。東京ドーム約40個分に相当。



【普通画像】

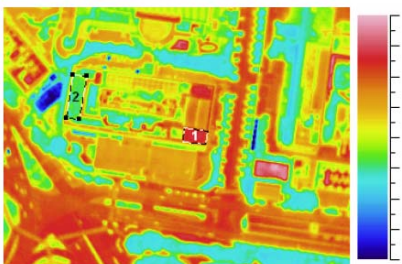
中央合同庁舎第3号館（国土交通省屋上庭園）の空中写真です。建物面積のおよそ3割が緑化されています。屋上部の右側に見えるのは太陽電池パネルです。

【サーモグラフィ1】

建物屋上の最高温度：47.6℃
建物屋上の最低温度：29.8℃

屋上のタイル面（黒枠線で囲んだ部分1）の表面温度の平均が44.5℃であるのに対して、屋上緑化の芝生部（黒枠線で囲んだ部分2）の表面温度の平均は33.3℃でした。その差は、11.2℃です。

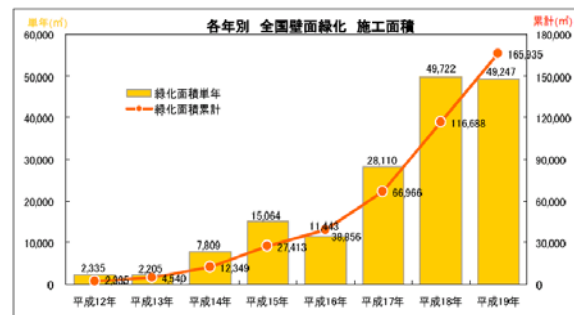
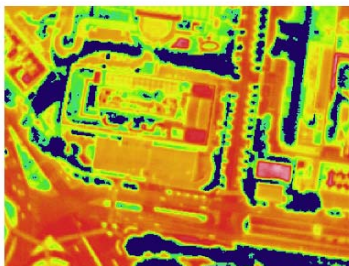
なお、画面中の表面温度が低くなっている（23℃程度）2箇所部分は、資材の材質（金属製の倉庫や建築資材）の放射率が低いため、実際より温度が低く表示されています。



【サーモグラフィ2】

左図の黒く塗りつぶした部分は、上図のうち、気温（32℃）より低い箇所を抽出したものです。

地上の緑地や屋上緑化などのうち、高木などによって日陰となる部分では、表面温度が気温よりも低くなっています。



出典)国土交通省資料

下水道における資源・エネルギー利用の現状

- 下水道は、都市活動から発生する下水や熱を収集しており、大きな資源・エネルギーポテンシャルを保有しているが、利用状況は低い水準にとどまっている。

ポテンシャルの区分	賦存量	利用状況
下水汚泥	下水汚泥発生量： 223万トン/年 (乾燥ベース) { 発電可能量：36億kWh/年 →約67万世帯の 年間電力消費量に相当 }	エネルギー利用 された割合は約1割
下水熱	下水処理量： 140億m ³ /年 { 7,800Gcal/h →約1,500万世帯の 年間冷暖房熱源に相当 }	下水熱を利用した 地域熱供給は3箇所
リン	流入するリン： 6万トン/年 { 我が国の年間のリン 輸入量の約14%に相当 }	利用されたリンの 割合は約1割
太陽光発電、 風力発電、 小水力発電	処理場数： 2,023箇所 { 発電可能量：23億kWh/年 →約43万世帯の 年間電力消費量に相当 }	エネルギー利用された 割合は約0.2%

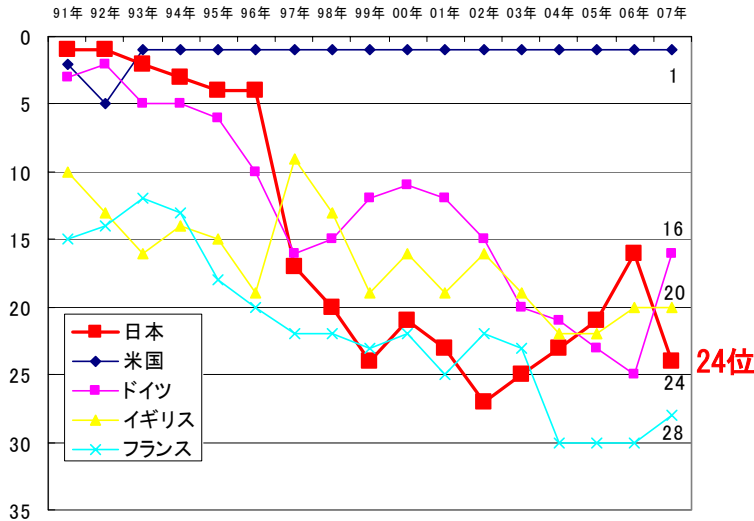
4. 激化する都市間競争



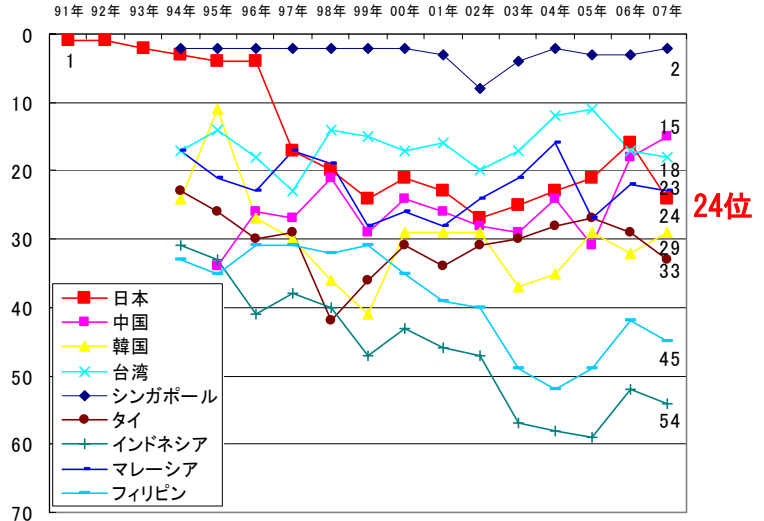
世界的な都市間競争の進展

- 国際経営開発研究所(IMD)の各国の競争力評価によれば、日本は1990年代前半はトップクラスにあったがその後大きく低下(1991年1位→2007年24位)。
- とくに成長著しいアジアの激しい都市間競争の下で、東京をはじめとする日本の都市がグローバルな拠点として機能することが緊急の課題。

主要先進国の順位



アジア地域の順位

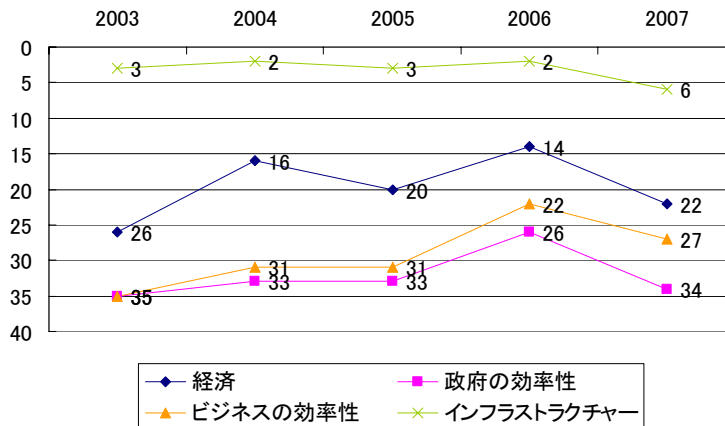


出典)IMD World Competitiveness Yearbook

世界的な都市間競争の進展

- 日本のIMD国際競争力の内訳をみると、インフラが6位と高いが、経済22位、政府の効率性34位、ビジネス効率性27位と低位を推移。
- さらに各分野の内訳をみると、物価(48位)、財政(42位)、社会的枠組み(44位)、生産性(42位)が特に低順位。

日本の分野別の競争力順位の推移



各分野の競争力順位の内訳(2007年)

要素の分類	経済(22)	政府の効率性(34)	ビジネス効率性(27)	インフラ(6)
構成要素	国内経済(5)	財政(42)	生産性(42)	基礎インフラ注4)(18)
	貿易(30)	租税政策(30)	労働市場(22)	技術インフラ注5)(22)
	国際投資(17)	制度的枠組注1)(20)	金融(16)	科学インフラ注6)(2)
	雇用(19)	ビジネス法制度(32)	企業マネジメント慣行(27)	健康と環境(9)
	物価(48)	社会的枠組み注2)(44)	意識と価値注3)(16)	教育(19)

注1)制度的枠組:公定歩合、通貨の安定性、政策の方向性や政府の透明性等。

注2)社会的枠組:所有権を不安定にする社会的要因の多寡(政治的不安定性リスクなど)、および様々な差別(差別一般、女性の地位など)。

注3)意識と価値:グローバリゼーションへの態度、国民文化の閉鎖性、経済的・社会的改革の必要性の意識等。

注4)基礎インフラ:耕地面積、人口(市場)規模、交通(道路、鉄道、航空、水運)、インフラの維持管理、エネルギー供給、電力コスト等。

注5)技術インフラ:情報通信技術(コンピュータ台数、インターネット利用者数・環境、ITスキル)、技術発展への投資、規制、ハイテク輸出等。

注6)科学インフラ:研究開発(投資、人数)、基礎研究、科学に関する学位・論文数、科学への関心度、ノーベル賞受賞者数、特許数等。

世界的な都市間競争の進展

- 主要港湾のコンテナ取扱い量をみると、東アジア近隣諸国が急速に台頭し、我が国主要港の地位が相対的に低下。

コンテナ取扱数ランキング

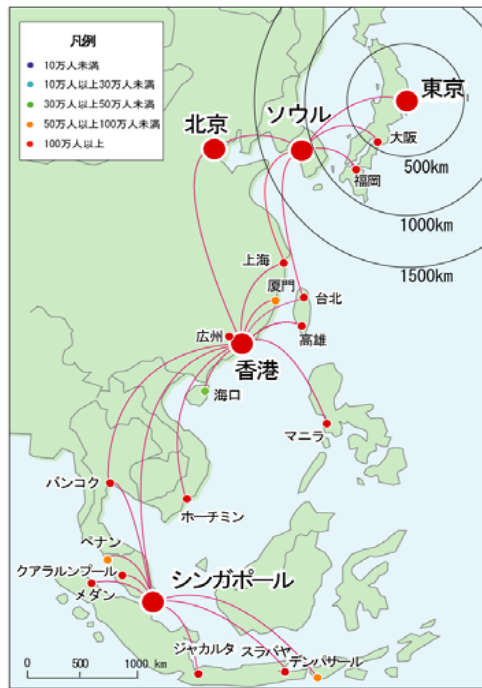


出典)『数字でみる物流』(社)日本物流団体連合会

世界的な都市間競争の進展

● 東アジアでは、シンガポール、ソウル、香港が日帰り可能圏域の核となっている。

■ 東アジア主要5カ国・地域首都からの日帰り可能な航空路線



※日帰り可能な航空路線とは、一方の都市の空港を6:00以降に出発し、同日の24:00までに帰着する便を利用し、相手空港への到着から出発まで6時間以上滞在できる路線。

◆ 東アジア年間双方向合計旅客数、全都市ペア

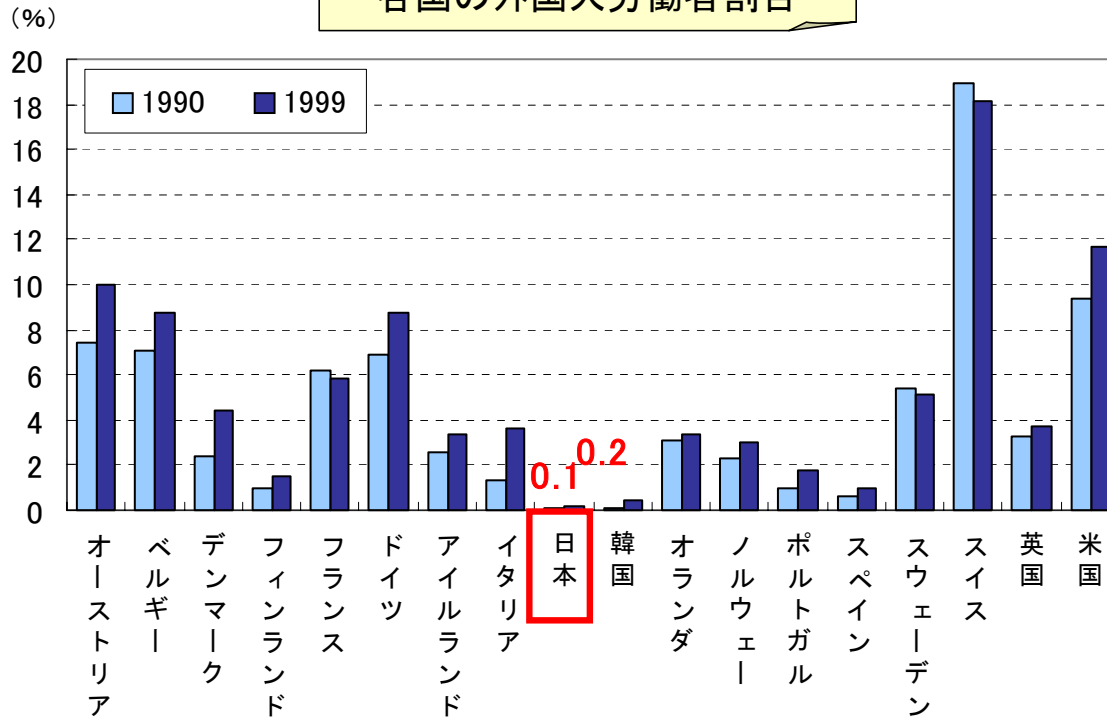
順位	都市名	人口(万人)	都市名	人口(万人)	旅客合計(万人)	距離(km)
1	香港	680	台北	264	2.82	805
2	ソウル	1,023	東京	796	2.45	1,262
3	シンガポール	386	クアラルンプール	114	2.25	296
4	バンコク	735	シンガポール	386	2.16	1,442
5	バンコク	735	香港	680	2.01	1,682
6	香港	680	シンガポール	386	1.70	2,560
7	ジャカルタ	911	シンガポール	386	1.46	884
8	ソウル	1,023	大阪	247	1.38	866
9	香港	680	マニラ	165	85	1,144
10	バンコク	735	クアラルンプール	114	67	1,247
11	シンガポール	386	ベナン	99	63	600
12	ソウル	1,023	北京	663	57	896
13	ソウル	1,023	福岡	129	56	563
14	バンコク	735	台北	264	53	2,483
15	シンガポール	386	デンパサル	51	51	1,672
16	ソウル	1,023	台北	264	43	1,453
17	ソウル	1,023	上海	893	27	814
18	ジャカルタ	911	クアラルンプール	114	22	1,128
19	シンガポール	386	スラバヤ	266	15	1,374
東アジアの日帰り可能路線の合計旅客数					2,161	—
東アジアの日帰り可能な路線に占める東京に発着する旅客の割合					11%	—

旅客数出典: ICAO (2000-2001年値)

外国からの人・カネの受け入れで遅れをとる日本

- 近年、IT技術者を中心とする高度な人材へのニーズの急激な高まりから、高度な人材の獲得に向けての競争が激しくなっている。
- 我が国の外国人労働者の割合は1%にも達しておらず、欧米諸国と比較しても外国人労働者割合は非常に低い。

各国の外国人労働者割合



左図のOECD統計
 する日本の外国人労働者には、不法就
 労者や日系人等が
 含まれていない。
 不法就労者、日系
 人等を含めると、
1.2%注)
 となる。

注)日本で就労する外
 国人労働者は、厚生
 労働省推計(「外国
 人労働者問題に関
 する資料」(平成17
 年5月厚生労働省))。
 労働人口総数は、
 平成17年国勢調査。

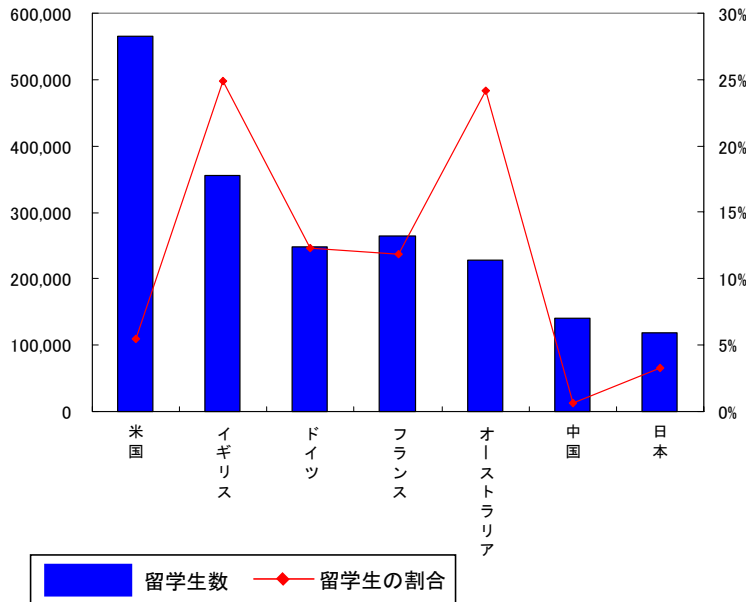
(資料)「Trends in international migration 2001Edition」(OECD)から作成。

出典)通商白書2003

外国からの人・カネの受け入れで遅れをとる日本

- 我が国は受け入れている留学生が少ない。
- 日本国内における就職希望の留学生の割合は高いが、求人が少ない等、国内での就職が困難。

留学生受け入れ数の国際比較



日本の大学に留学するもののうち、日本で就職を希望する者 81.6%

大学から見た留学生の就職における課題

- 留学生に対する求人の絶対数が少ない 75.1%
- 地元では、留学生の採用企業が少ない 40.8%
- 企業が求める職種・業種と留学生が希望する職種・業種が合わない 24.9%
- 留学生の日本語能力が企業の求めるレベルに達しない 19.2%

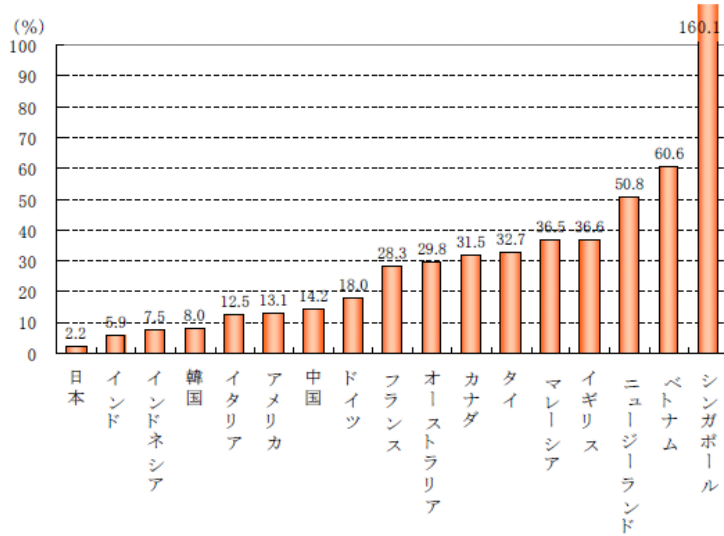
出典)文部科学省「我が国の留学生制度の概要(平成19年度)より作成

出典)「外国人労働者問題に関する資料」(平成17年5月厚生労働省)

外国からの人・カネの受け入れで遅れをとる日本

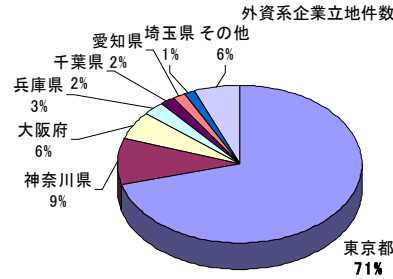
- 日本の対内直接投資対GDP比は、G7諸国、東アジア諸国に比べて極めて低い水準。
- 日本の直接投資の76%は東京都に集中。
- 中国の直接投資の40%は長江デルタ地域(上海市、江蘇省、浙江省)に集中。

対内直接投資対GDP比国際比較

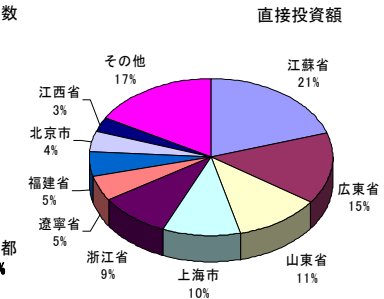


(備考) 国際貿易投資研究所「国際比較統計」、IMF「World Economic Outlook Database」により作成

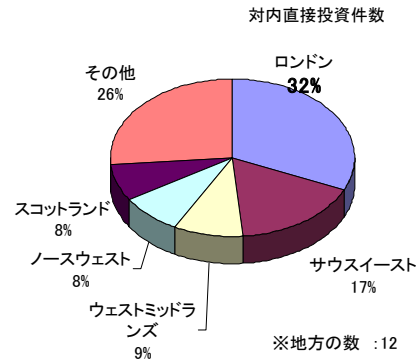
日本(2006)



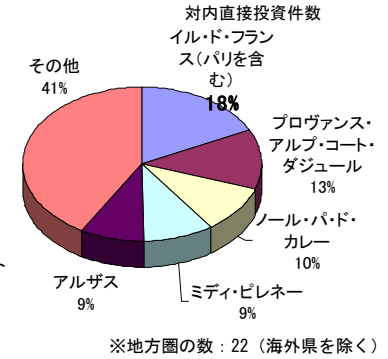
中国(2003)



イギリス(1999)



フランス(2000)



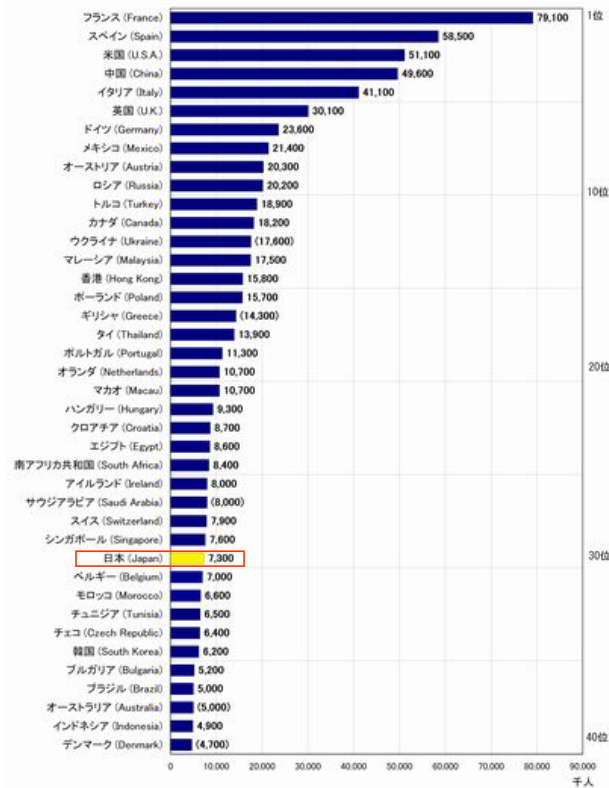
出典) 国土審議会 産業展望・東アジア連携専門委員会 第9回 資料

出典) (日本) 外資系企業動向調査(経済産業省)
 (中国) 『中国統計年鑑2005』 中華人民共和国国家統計局編
 (イギリスとフランス) 新しい国のかたち「二層の広域圏」を支える総合的な交通体系 最終報告書

外国からの人・カネの受け入れで遅れをとる日本

- 日本への外国人訪問者数は世界で30位(約733万人)であった。
- アジア諸国のなかでは、中国、マレーシア、香港、タイ、マカオ、シンガポールより少ない。

世界各国・地域への外国人訪問者数(2006年 上位40位)

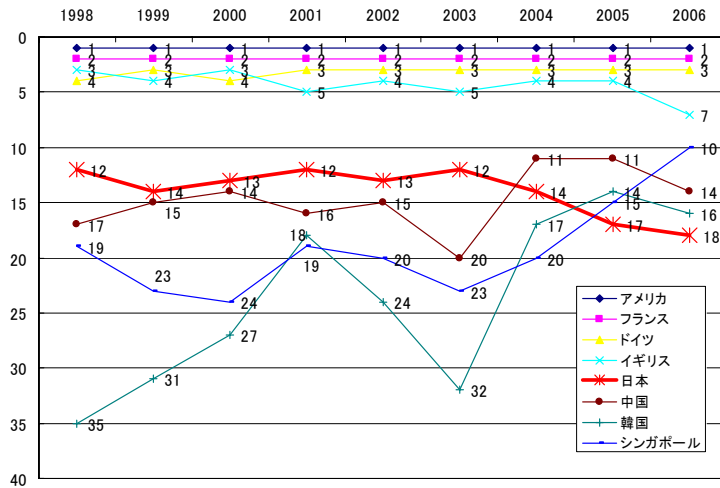


出典) 国際観光振興機構 (JNTO)、世界観光機関 (UNWTO)、各国政府観光局

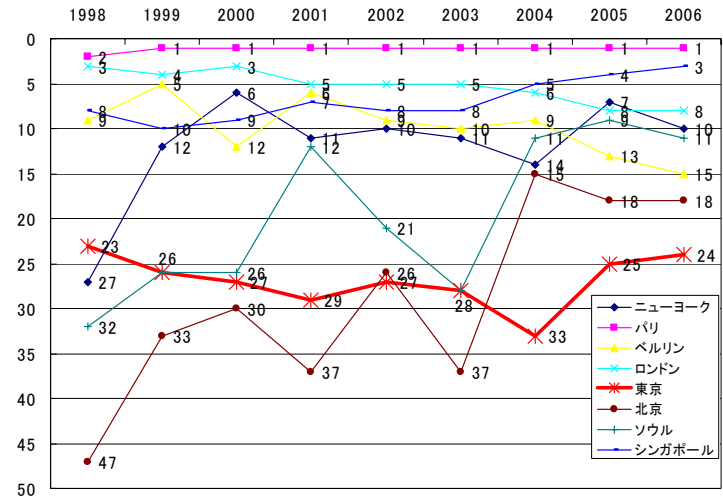
外国からの人・カネの受け入れで遅れをとる日本

- 2006年までは、日本の国際会議の開催数は、欧米主要国に比べ、低位で推移。
- 2006年まで、東京の国際会議の開催数も同様に欧米主要都市に比べ低位で推移。

国別の国際会議開催数の順位



都市別の国際会議開催数の順位



出典) 国際観光振興機構 (JNTO)

5. 行政の広域化に伴う課題



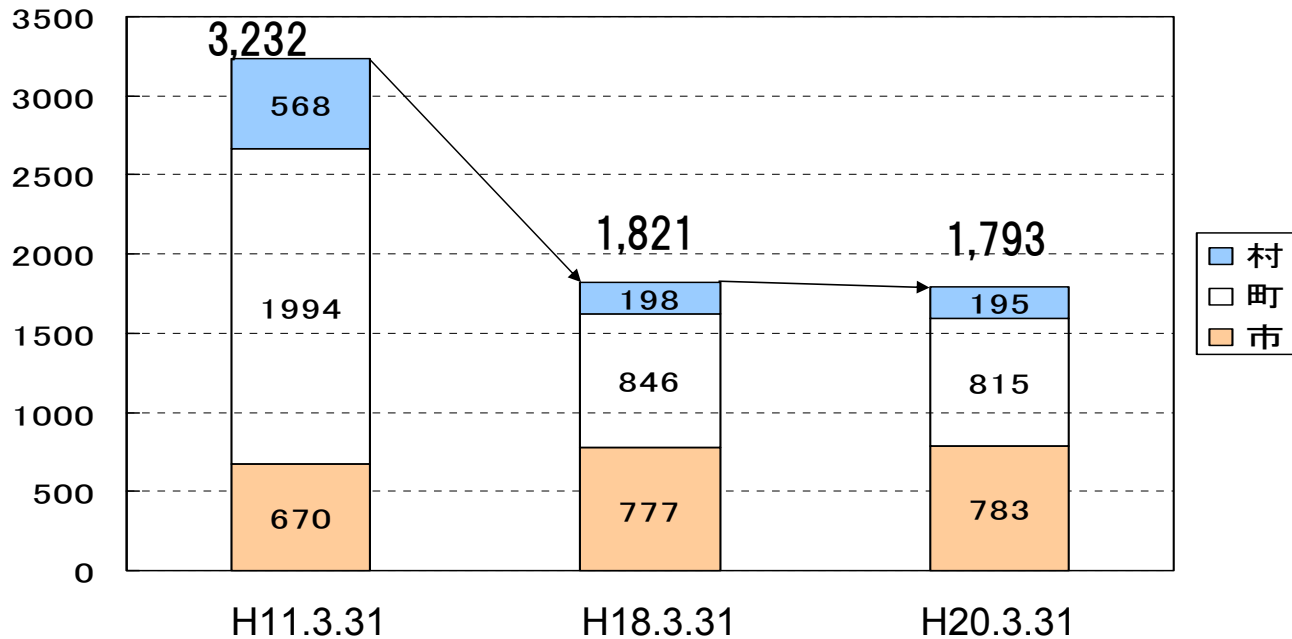
市町村合併の進展

●市町村合併の進展により、行政が広域化。

→1市町村内に複数の都市計画区域が存在。

→合併前の旧市町村レベルの地域での行政がないがしろにされているのではないかとの懸念。
市町村区域より詳細なレベルの地域経営が課題。

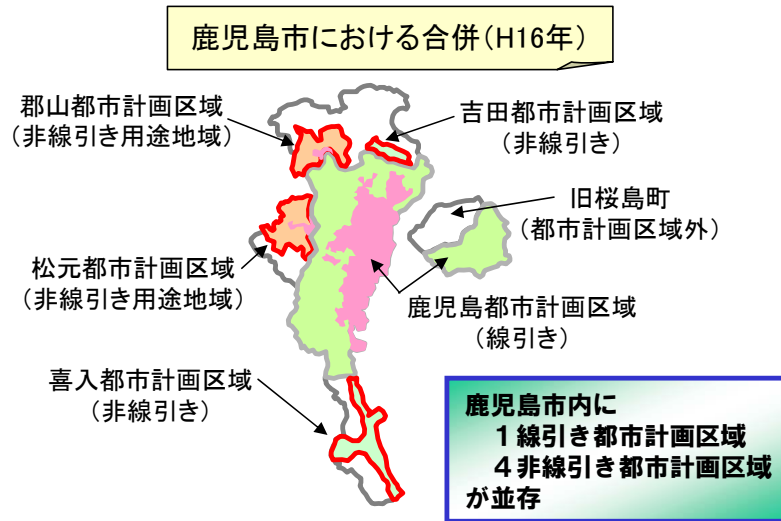
市町村合併による市町村数の減少



総務省ホームページより

市町村の行政区域の拡大（行政区域と都市計画区域のズレ）

- 近年の市町村合併により、1市町村内に複数の都市計画区域が存在するケースが発生。
※平成11年：17市町 → 平成19年：221市町

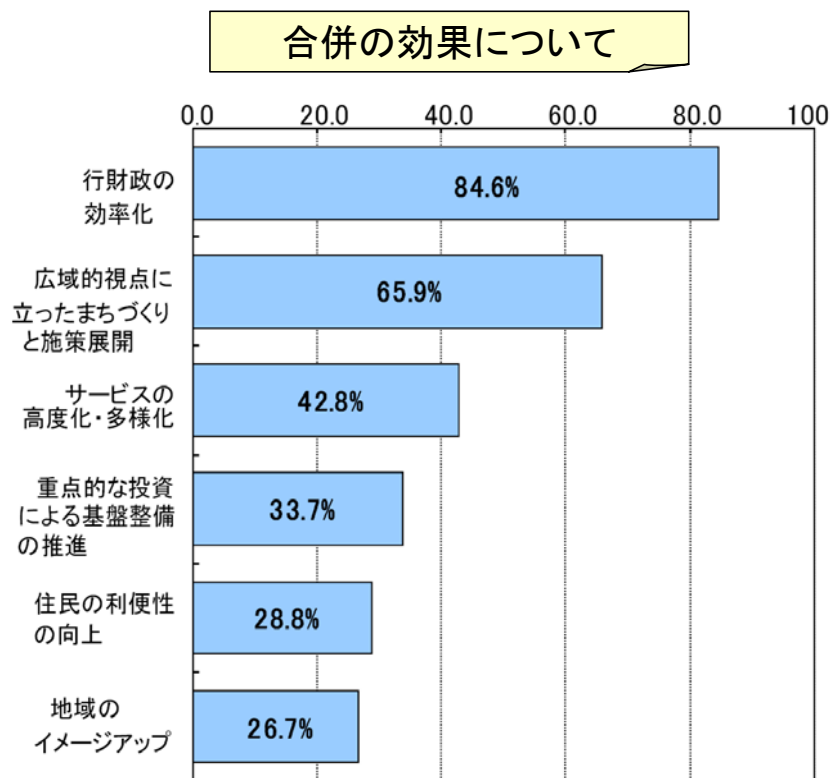


一市の中に複数都市計画区域が存在することによる不都合

- (線引きと非線引きが併存する場合の)土地利用規制の違いや都市計画税の不均衡に起因する不公平感。
- 自治事務として総合性・一体性をもった運用の確保の困難。
- 一市の中に複数の方針が存在することになり、住民にとって理解しにくい。

合併の効果①

● 合併市に対するアンケート結果によると、合併の効果として最も多かった回答は、「行財政の効率化」の84.6%となっており、次いで、「広域的視点に立ったまちづくりと施策展開」の65.9%、「サービスの高度化・多様化」の42.8%。



アンケート調査

○実施者：
(財)日本都市センター

○サンプル：
平成10年12月～平成18年3月に合併した421市

○回収数(率)：
416市(98.8%)

出典)「平成の合併」の評価・検証・分析 市町村の合併に関する研究会(総務省) 平成20年6月

合併の効果② ～現場からの声～

- 全国町村会が行ったヒアリング調査結果によると、合併によるプラス効果として、①道路や下水道などの社会資本整備の推進、②広域行政による対応の迅速化などが挙げられている。

合併によるプラス効果

①社会資本整備の推進

- ・公共施設等へのアクセス、地域の均衡ある発展、幹線道路と国道・県道との円滑な連絡等を考慮した「町内15分間構想」の実現に向けた道路網の整備を行っている。
- ・旧町村単独では困難であった橋梁事業、高速道路や新幹線をまたぐ橋の耐震化事業等の大規模整備や市内の広域的な幹線道路整備の進展
- ・旧市町村間の格差を是正するため簡易水道事業、下水道事業の施設整備が進められた。

②広域行政

- ・従来の広域事業（郡域）について旧町村間で協議が必要であったが、合併したことで意思決定や対応が迅速化された。
- ・スポーツ施設、文化施設は広域化により有効活用が図られ、利便性も向上している。

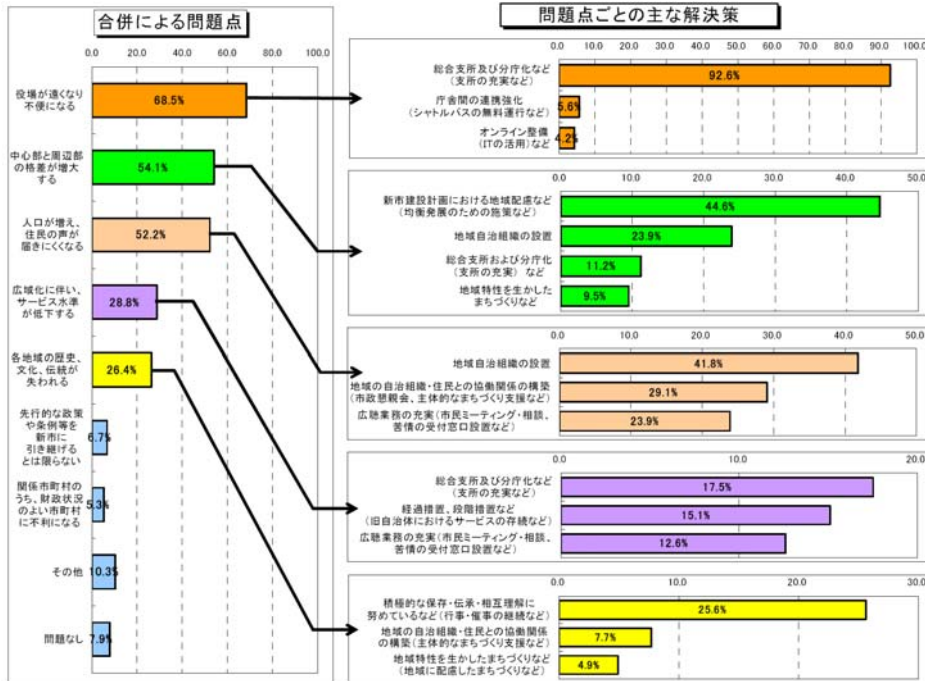
ヒアリング調査

※全国町村会「道州制と町村に関する研究会」は、平成19年10月～平成20年3月にかけて、合併した市町村（9自治体）、および、未合併町村（8自治体）に赴き調査対象者に面談の上、共通の質問項目に沿ってヒアリング調査を行った。

合併による問題点・解決策

- 合併による問題点としては、「役場が遠くなり不便になる」(68.5%)、「中心部と周辺部の格差が増大する」(54.1%)、「人口が増え住民の声が届きにくくなる」(52.2%)が多い。
- 合併による問題点の解決策について、「役場が遠くなり不便になる」との懸念に対しては、支所の充実などにより解決しているとの回答が最多。「中心部と周辺部の格差が増大する」との懸念に対しては、新市建設計画における地域配慮により、また、「人口が増え、住民の声が届きにくくなる」との懸念に対しては、地域自治組織の設置により解決しているとの回答が最多。

合併による問題点・解決策について



アンケート調査

- 実施者:
(財)日本都市センター
- サンプル:
平成10年12月～平成18年3月
に合併した421市
- 回収数(率):
416市(98.8%)

合併による問題点② ～現場からの声～

- 合併によるマイナス効果としては、①住民サービスの低下、②周辺部の衰退、地域格差の発生などが挙げられている。

合併によるマイナス効果

①住民サービスの低下

- ・組織が大きくなった分、動きが緩慢になり、意思決定に時間を要するようになった。
- ・水道事業は合併により施設が過大となり、稼働率・利用率ともに低く、非効率となった。

②周辺部の衰退、地域格差の発生

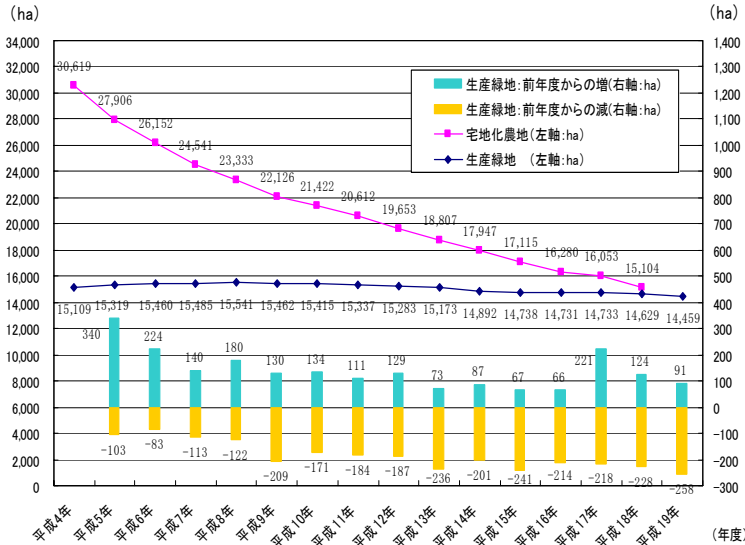
- ・本庁舎がある地区から遠い周辺部が衰退した。役場職員の減少、交流人口の減少が著しく、活気がなくなっている。過疎地の中の過疎が生じてきている。
- ・合併した新市の中心部にばかりお金が使われ、旧町村部には何もしてくれないという、住民の声があがっている。旧町の住民からは、合併してサービスが低下して悪くなったという意見がある。
- ・旧村に役場があった頃は、職員が居を構え旧村の学校にも行っていたが、役場が支所になると、職員が中心地域に転居するようになった。多くの職員がいなくなり、再来年には旧村の小学校が複式学級になる予定である。

6. 農地の転用・開発と都市からみた農のニーズの高まり

都市における農地の機能に対するニーズの高まり

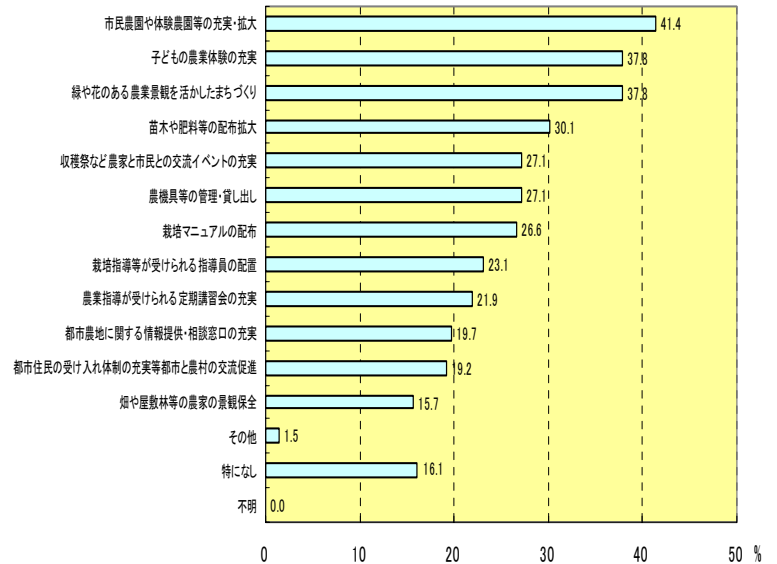
●都市農地に対する市民ニーズは高く、農業体験の場や緑地としての機能を積極的に評価。

三大都市圏の特定市における生産緑地面積の推移



出典 宅地化農地：総務省「固定資産の価格等の概要調書」
生産緑地：国土交通省調べ

都市農地活用に関する行政施策に対するニーズ

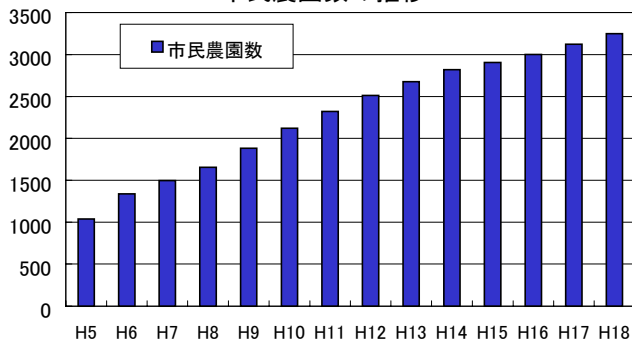


出典：「都市農地等の保全・活用のあり方に関する検討調査」
(平成17年度/国土交通省土地・水資源局土地情報課)

- ◆ 特定市の市街化区域内農地のうち、生産緑地は横ばいだが、宅地化農地は平成4年に比べて半減。総量は平成4年当時の3分の2となっている。
- ◆ 都市農地に対しては、市民農園や農業体験の場、緑のある農業景観を活かしたまちづくりに対する期待が高い。

都市における農地の機能に対するニーズの高まり（市民農園）

市民農園数の推移



出典：農林水産省HPより作成

市民農園の応募倍率

区名	直近倍率
目黒区	3.2
大田区	7.1
世田谷区	4.8
杉並区	2.6
板橋区	1.5
練馬区	4.2
足立区	1.6
葛飾区	2.6
江戸川区	3.2

出典：平成19年度市民農園調査結果（東京都）



市民農園の例（大泉 風の学校（練馬区））



市民農園の例（日野市）

◆市民農園数は増加を続けており、応募倍率も高く、市民農園に対するニーズの高さがうかがえる。

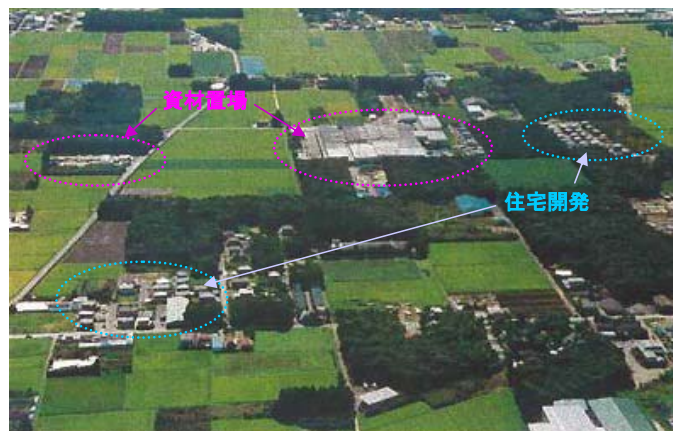
農地の転用、開発等による無秩序な土地利用（１）



農地の中に発生した資材置き場



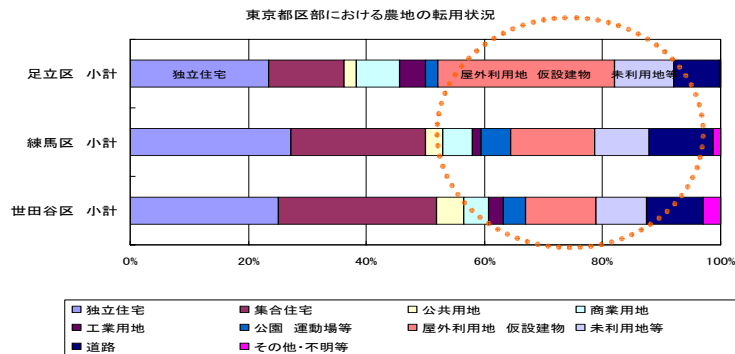
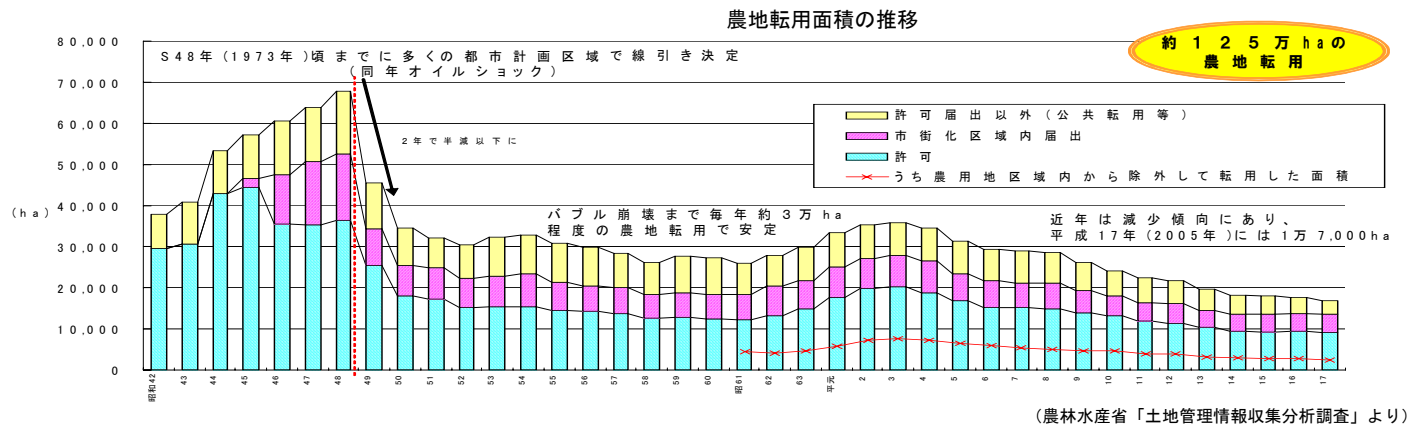
廃車の野積みが行われている事例



農地を転用して資材置場、駐車場、ミニ宅地開発が田園の中で展開

農地転用が農政サイドで許可された場合、建築物・特定工作物の建築・建設が行われない資材置き場や駐車場は開発許可の対象とならず、都市側のコントロールが効かない。

農地の転用、開発等による無秩序な土地利用（２）

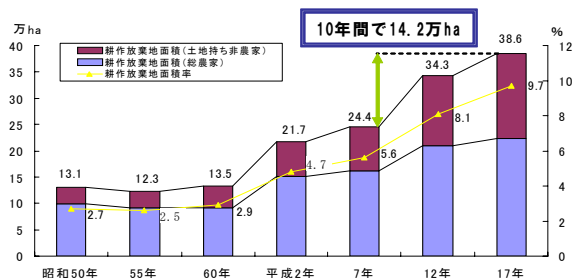


出典:平成19年度市街化コントロール手法のあり方に関する調査検討業務報告書(国土交通省都市・地域整備局)

- ◆ 農地転用面積は近年減少傾向にあるものの、依然として相当面積の農地が転用されている。
- ◆ 農地転用後の土地利用では、屋外利用地や仮設建物としての利用も多く見られる。

農地の転用、開発等による無秩序な土地利用（3）

耕作放棄地の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：耕作放棄地面積率は、耕作放棄地面積÷(経営耕地面積+耕作放棄地面積)×100

地域別耕作放棄地

	経営耕地	放棄地	放棄率
全国	3,608	386	9.7%
都市的地域	530	77	12.7%
平地農業地域	1,696	100	5.6%
中間農業地域	1,030	148	12.6%
山間農業地域	351	60	14.7%

単位：千ha
資料：2005年農林業センサス



平成20年9月1日
毎日新聞

◆耕作放棄地化している仮登記農地◆
＝毎日新聞調べ

場所	面積(%)	当初の購入目的
さいたま市岩槻区	37.2	宅地
埼玉県羽生市	0.77	建設残土置き場
千葉県芝山町	12.3	宅地
千葉県酒々井市	3.5	宅地
千葉県山武市	8.7	研修施設、保養所
水戸市	3	商業施設
静岡県掛川市	21.4	ゴルフ場
三重県四日市市	0.87	産廃処分場
同	6.6	工業団地
熊本県益城町	3.9	不明
熊本県天草市	25	ゴルフ場
計	123.24	

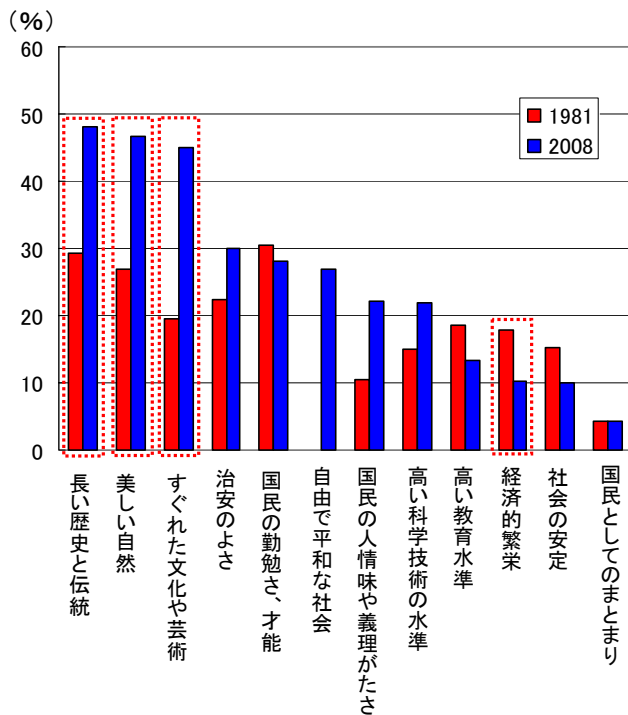
- ◆ 耕作放棄地の増加が著しく、都市的地域や中山間地域に多く分布している。
- ◆ 開発業者が宅地開発を目的として農地の所有権移転を仮登記した後、開発計画が頓挫した土地が、荒地となって耕作放棄地化されているケースが増えており、規制のない農地転用前の仮登記を問題視する声がある。

7. 国民の価値観の多様化・技術革新・ライフスタイルの変化

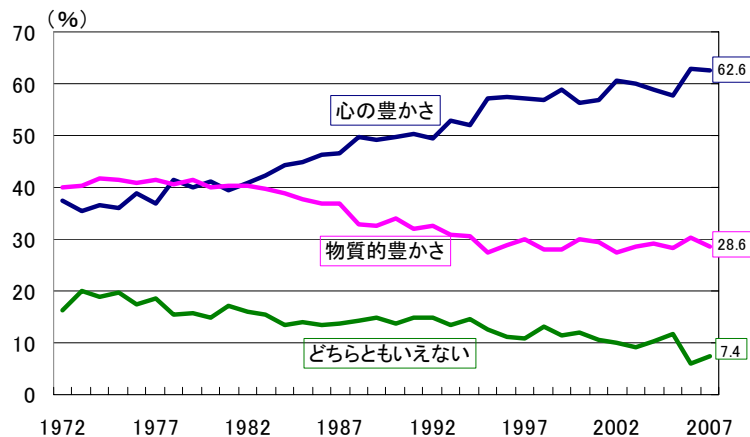
国民の価値観の変化

●日本人の価値観を世論調査でみると、経済的繁栄より歴史・伝統、自然、文化・芸術を重視する方向に変化してきている。また、「物質的な豊かさ」よりも「心の豊かさ」に重きをおく割合が高くなっている。

日本の国や国民について誇りに思うこと



「物質的な豊かさ」と「心の豊かさ」



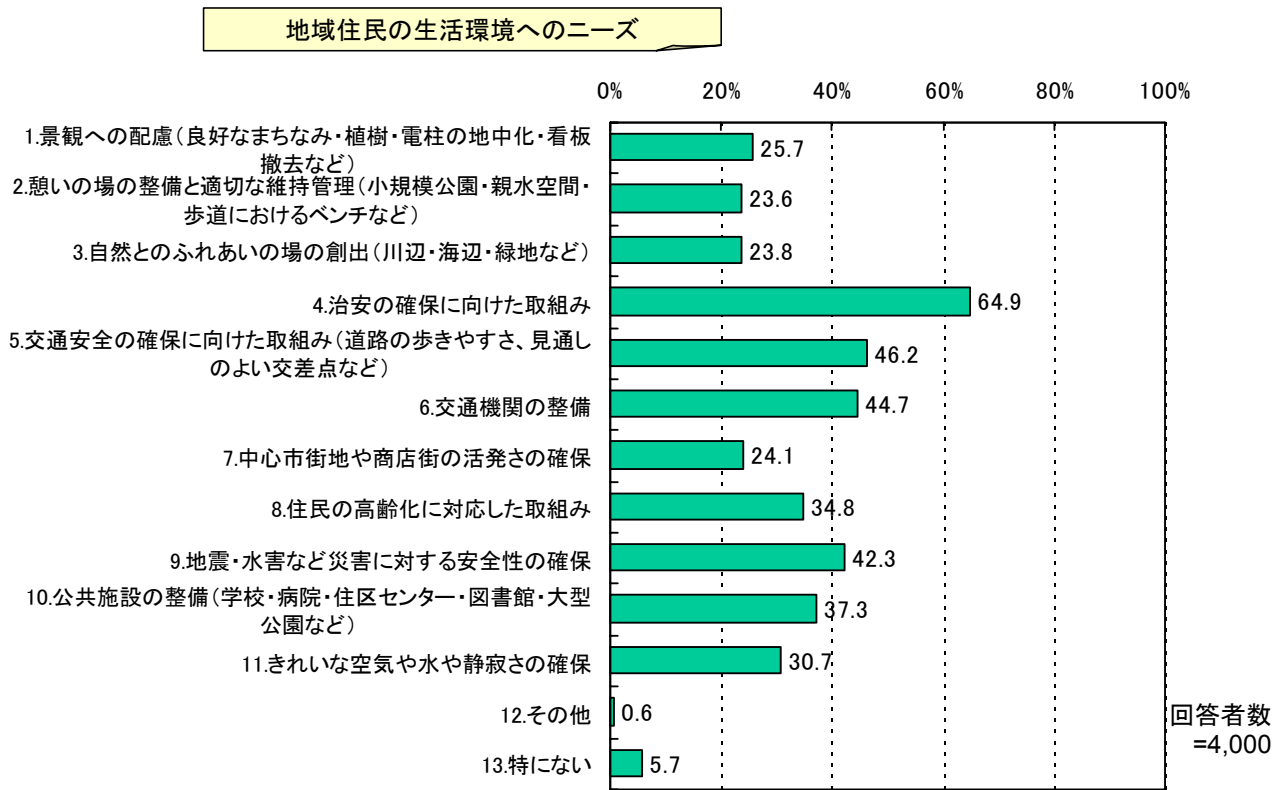
注) 誇りに思うこと: 複数選択。選択肢「自由で平和な社会」は1991年の調査から加わっている。

- ・心の豊かさ: 「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりある生活をするに重きをおきたい」
- 物質的豊かさ: 「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」

出典) 国土審議会第14回計画部会資料を参考に、内閣府「国民生活に関する世論調査」、「社会意識に関する世論調査」をもとに作成。

生活環境に対するニーズ

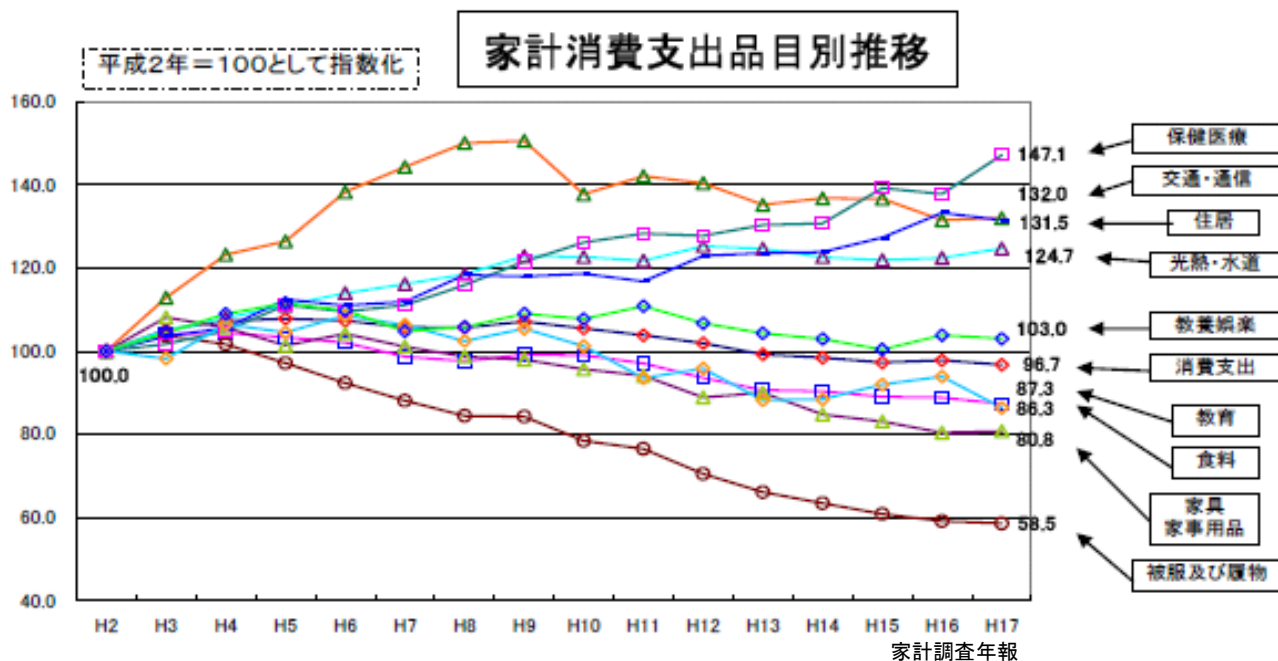
●地域住民の生活環境に対するニーズは、安全・安心、景観・環境関連のウエイトが高い。



出典)平成20年 国土交通省「暮らしと生活環境に関するアンケート」

モノの消費からサービス消費へのシフト

- 近年の家計消費支出をみると、食料品、衣料品、家具・雑貨といった「モノ」への消費割合が低下傾向にある反面、教養娯楽・通信、保健医療といった「サービス」に対する消費は増加傾向。
- この背景としては、「モノ」に対する量的なニーズが概ね満たされてきたこと、ライフスタイルの変化に応じて生じる新たな消費ニーズが、「モノ」だけでなく「サービス」によって充足されてきたことが挙げられる。

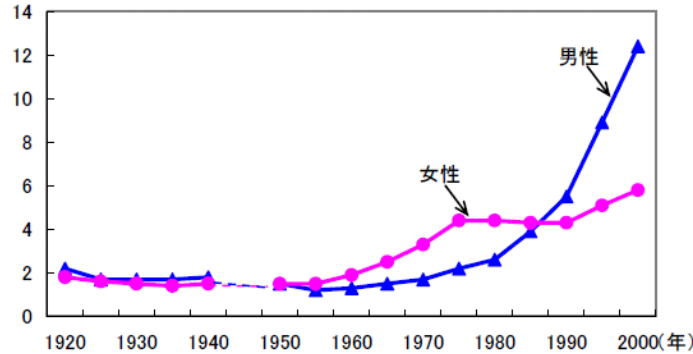


出典)生活づくり産業へと進化する我が国小売業(平成19年6月新経済産業研究会 事務局:経済産業省)

増加する一人暮らしの高齢者

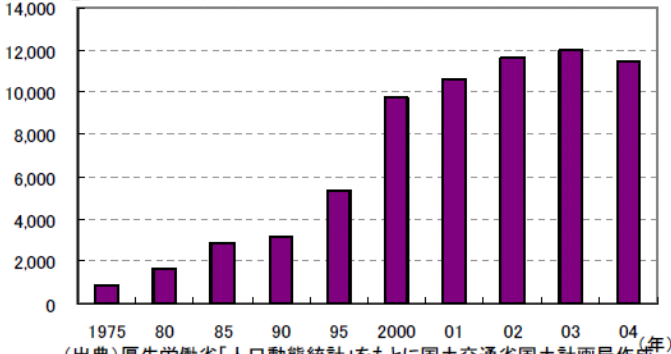
●生涯未婚率が上昇しており、熟年離婚件数も2000年以降高水準で推移していること等を背景に、この先、高齢単身世帯数が増加することが予想される。

(%) ①生涯未婚率の推移



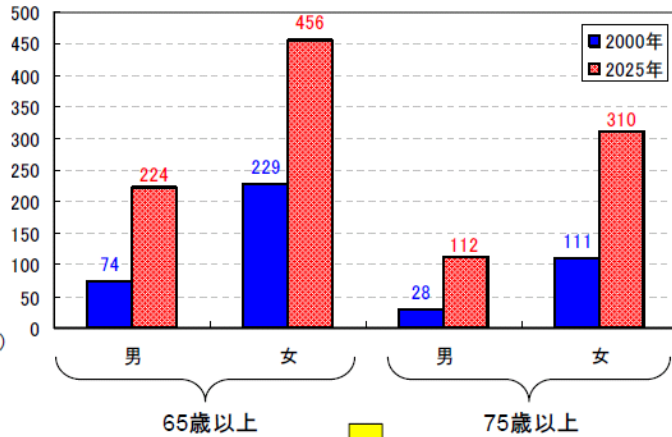
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所HP。
 (注) 生涯未婚率とは、50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合。

(件) ②熟年離婚件数の推移



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」をもとに国土交通省国土計画局作成。
 (注) ここでは、同居期間30年以上の離婚としている。

(万人) ③高齢単身世帯の推移



2000年を基準とした2025年の高齢単身世帯数

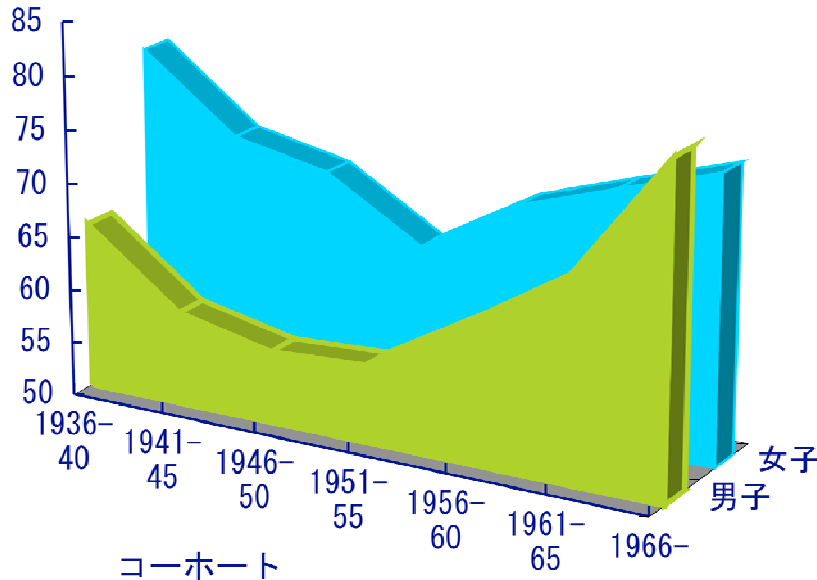
	65歳以上	75歳以上
男性	3.0倍	4.0倍
女性	2.0倍	2.8倍

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成15年10月推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成。

出典) 国土審議会計画部会(平成18年6月13日)資料

地方圏の若者の地元定着志向

●地方圏の若者で地元定着志向が高まっている。特に男子で顕著。



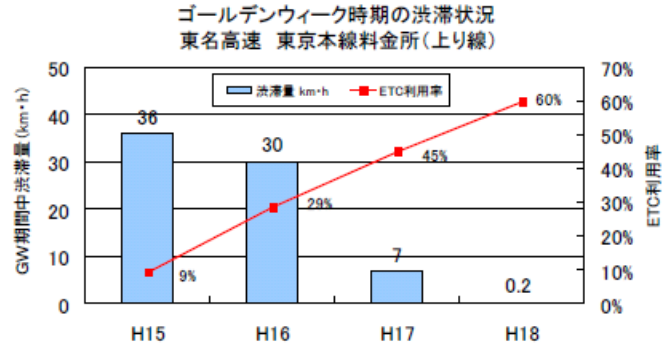
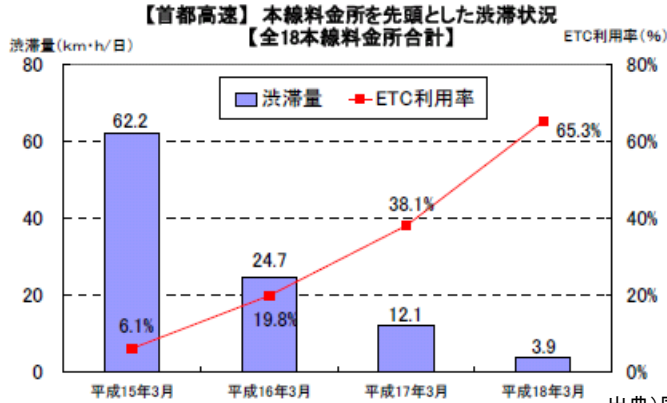
資料:「第3回人口移動調査」(厚生省)

注) 出身地残留率とは、地方圏出身者が学校卒業後、地元に残って就職した割合。
地方圏は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

地方圏における出身地残留率

情報通信技術の発達による変化

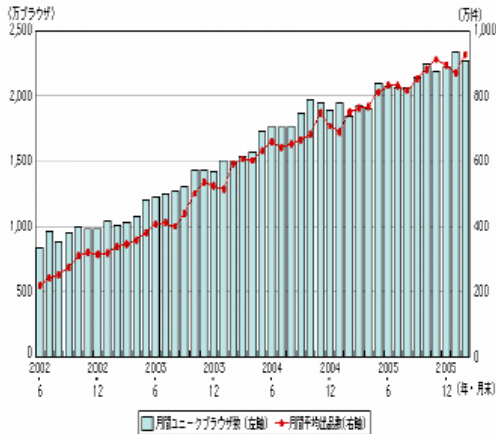
ETC利用による本線渋滞解消の例



出典)国土交通省資料

※ 対象期間は、H15: H15.4.26～5.5、H16: H16.4.29～5.8、
H17: H17.4.28～5.7、H18: H18.4.28～5.7の各10日間

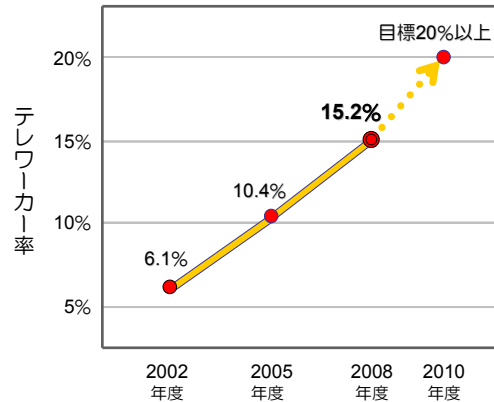
ネットオークション市場への参加状況



出典)平成18年版情報通信白書

※データにより作成

テレワーク人口の増加



※テレワーカー率:

15歳以上の就業者に占めるテレワーカーの割合。テレワーカーは、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でITを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ITを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人。

出典)2008年度テレワーク実態調査(国土交通省)